





市	
美	術
<p>觀覽時間</p> <p>四月三十一日ヨリ 十一月三十一日ヨリ迄 翌年三月三十一日迄</p> <p>但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ</p> <p>講堂又ハ展覽會室使用時間</p> <p>三月二十一日ヨリ 九月二十日迄</p> <p>晝間 午前八時ヨリ午後五時三十分迄 夜間 午後六時三十分ヨリ午後十一時迄</p> <p>九月二十一日ヨリ 翌年三月二十日迄</p> <p>晝間 午前八時ヨリ午後四時三十分迄 夜間 午後五時三十分ヨリ午後十一時迄</p> <p>晝夜 午前八時ヨリ午後十一時迄</p>	<p>一年ヲ通シ</p> <p>但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ</p> <p>午後九時ヨリ迄</p>
<p>三月二十一日ヨリ 九月二十日迄</p> <p>晝間 午前七時ヨリ午後五時三十分迄 夜間 午後六時三十分ヨリ午後十二時迄</p> <p>晝夜 午前七時ヨリ午後十二時迄</p> <p>九月二十一日ヨリ 翌年三月二十日迄</p> <p>晝間 午前七時ヨリ午後四時三十分迄</p>	<p>毎月第一及第三月曜日</p> <p>十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄但シ時宜ニ依リ臨時變更スルコトアルヘシ</p> <p>電氣館圖書室ハ右ノ外毎月末日</p>

局	
託兒所	民市
<p>一年ヲ通シ</p> <p>但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ</p> <p>午後六時ヨリ迄</p>	<p>開館時間</p> <p>四月三十一日ヨリ 十一月三十一日ヨリ迄 翌年三月三十一日迄</p> <p>但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ</p> <p>保育時間</p> <p>午前七時ヨリ 午後六時迄</p> <p>但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ</p> <p>講堂又ハ集會室使用時間</p> <p>四月一日ヨリ 十月三十一日迄</p> <p>晝間 午前八時ヨリ午後五時迄 夜間 午後六時ヨリ午後十時迄</p> <p>晝夜 午前八時ヨリ午後十時迄</p> <p>十一月一日ヨリ 翌年三月三十一日迄</p> <p>晝間 午前九時ヨリ午後四時迄 夜間 午後五時ヨリ午後十時迄</p> <p>晝夜 午前九時ヨリ午後十時迄</p> <p>但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ</p>
<p>大日</p> <p>創立</p> <p>鎮守</p> <p>祭</p> <p>二月二十九日ヨリ一月五日迄</p> <p>但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ</p>	<p>大祭</p> <p>日曜</p> <p>開館記念日</p> <p>一月一日ヨリ一月五日迄</p> <p>但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ</p>















局	場市畜家設常	場市賣小	場市宮櫻	場市賣卸
	五月、三十一日迄 十一月、三十一日迄 但シ臨時ニ變更スルコトアルヘシ	十一月三十一日迄 十二月三十一日迄 但シ時宜ニ依リ伸縮スルコトアルヘシ	午前八時ヨリ日没迄 但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ	肉類部 鳥卵部 乾物部 漬物部 但シ必要ト認ムルトキハ臨時變更スルコトアルヘシ
	午後六時迄 午後七時迄	午前八時迄 午後七時迄	午後六時迄 午後七時迄	午後六時迄 午後七時迄
	三時迄 四時迄	八時迄 九時迄	七時迄 八時迄	六時迄 七時迄
	大日 祭日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三十日迄但シ臨時ニ 休場スルコトアルヘシ	一月一日ヨリ一月三日迄 毎月八日、二十一日(七月及十二月ノ二十一日ヲ 除ク)七月二十六日但シ時宜ニ依リ休日ヲ廢シ又 ハ之ニ代ルヘキ休日ヲ別ニ定ムルコトアルヘシ	一月一日ヨリ一月三日迄 毎月十日、二十三日但シ時宜ニ依リ變更スルコト アルヘシ	毎月二十一日 但シ休業日ニ臨時閉市シ又ハ別ニ休業日ヲ定ムル コトアルヘシ

屠場、産院、育兒相談所、保健所、胞衣汚物取扱所、生活科學研究所、熱帶病研究所ノ供用時間及休日ニ關シテハ執務時間及休日ノ例ニ依ル  
左ノ規定ハ之ヲ廢止ス  
大正十年大阪市告示第二號「トラホーム」診療所従事員執務時間  
附則

昭和五年大阪市告示第七十六號市立乳兒院保育取扱時間並休日  
附則 (昭一、二告示七二號)  
昭和十一年大阪市告示第六十七號大阪市立託兒所使用條例施行細則第三條及昭和十一年大阪市告示第六十八號大阪市立市民館使用條例施行細則第二條ヲ削ル  
【大例一三號】

## 第二章 公印、徽章及證票

### 名譽職員徽章規程

本市會ノ議決ヲ經名譽職員徽章規程左ノ通改正ス  
制 昭一〇、一〇、五告示三七五  
最近改正 昭一三、二二 告示五九三

- 名譽職員徽章規程
- 第一條 市會議員及學務委員ハ在職中名譽職員徽章ヲ佩用スルモノトス
- 前項ノ規定ニ依ル徽章ノ様式ハ市長之ヲ定ム
- 第二條 徽章ハ市ニ於テ調製シ之ヲ交付ス但シ既ニ前條ノ規定ニ依ル徽章ノ交付ヲ受ケタル者及第四條但書ノ規定ニ依リ之ヲ所持スル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 徽章ヲ毀損又ハ滅失シタルトキハ市ニ於テ之ヲ修理シ又ハ代品ヲ交付シ其ノ費用ヲ辨償セシム但シ市長特別ノ事情アリト認ムルトキハ費用ノ辨償ヲ免除スルコトヲ得
- 第四條 徽章ノ交付ヲ受ケタル者其ノ職ヲ去リタルトキハ之ヲ市ニ返還スヘシ但シ市會議員在職四年以上ノ者ハ此ノ限ニ在ラス
- 附則
- 本改正規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
従前ノ規程ニ依ル徽章ハ之ヲ市ニ返還スヘシ  
附則 (昭一三、二二告示五九三號)
- 本改正規定ニ依ル徽章ノ交付ヲ受ケタル者ハ現ニ佩用セル徽章ヲ市ニ返還スルモノトス

第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

### 名譽職員徽章樣式

名譽職員徽章ノ様式左記ノ通相定ム  
制 昭一三、二二、一告示五九四  
最近改正 昭一七、六 告示三九〇二



品質 銀又ハ適當ナルモノ  
寸法 徑一・八センチメートル  
色 銀色

### 公印、徽章及證票規程

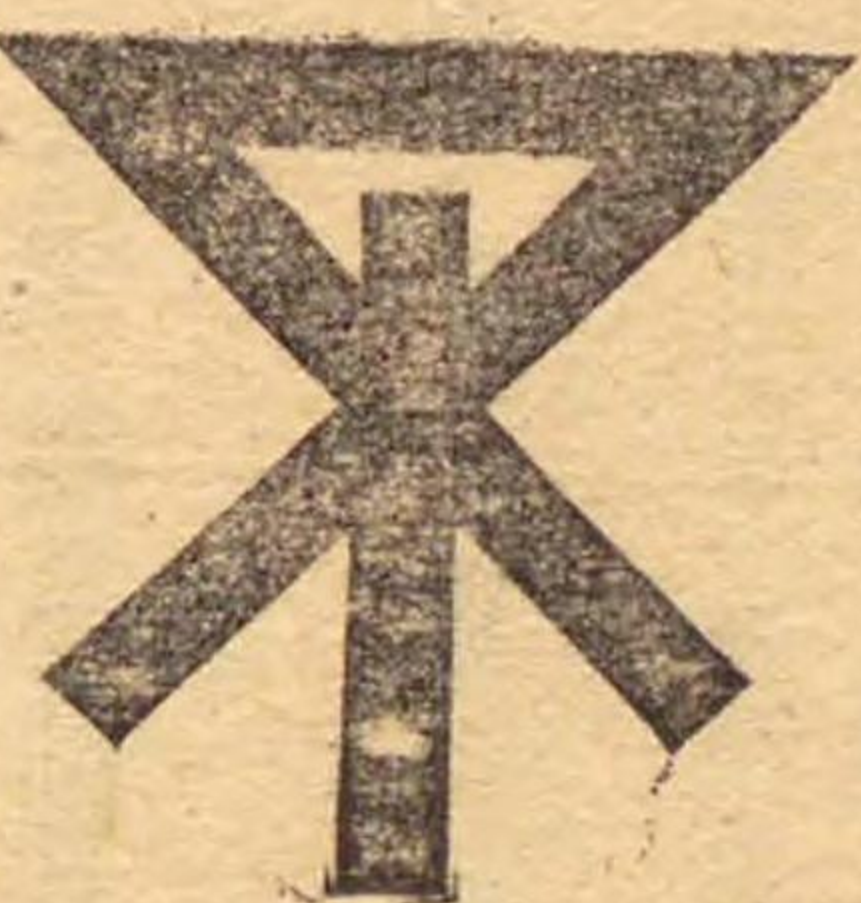
- 大正市公印、徽章及證票規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 大正市公印、徽章及證票規程
- 第一條 本市ノ印章、紋章、徽章及證票ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依ル
- 第二條 公印左ノ如シ
- 一 市役所印
  - 二 市長及市長副印
  - 三 助役印



第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

- 三ノ二 考查役印
- 四 收入役
- 四ノ二 技監印
- 五 各局、部、課、障及各局、部、課、障長印
- 六 區役所及區長印
- 六ノ二 區收入役印
- 七 各局、部、障所屬ノ事業所及事業所長印
- 八 收支命令及納額告知印
- 九 電氣事業諸料金額收印
- 九ノ二 日本發送電株式會社並ニ關西配電株式會社株式會社申込及株主權行使用市長印
- 九ノ三 徵收衣料切符用大阪市電氣局印
- 十 上下水道使用料領收印
- 十ノ二 保健局事業諸料金額收印
- 十一 公債證書用市印及市長印
- 十一ノ二 削除
- 十一ノ三 軍事扶助費繰替金任拂命令書用市長印
- 十二 制札烙印
- 十三 埋火葬證明印
- 十三ノ二 靈園使用許可印
- 十三ノ三 納骨堂使用許可印
- 十四 勞銀票證明印
- 十五 國民登錄用印
- 十六 購買票用市役所印及市長印
- 十六ノ二 衣料購買票用市長印
- 十七 勞務手帳用印
- 十八 身分證明證明用大阪市役所印

- 十九 尿尿汲取券用作業部長印
- 二十 國民學校職員俸給任拂命令書用區長之印
- 公印ノ雜形、書體、寸法及用途ハ第一號表ニ之ヲ定ム
- 第二條ノ二 本市發行ノ勞銀票ニ用フル「シルフレ」ノ雜形及寸法ハ第五號表ニ之ヲ定ム
- 第三條 本市章左ノ如シ



本市章ノ寸法割合ハ第二號表ニ依ル

第四條 本市所屬ノ旗、提灯、證票、徽章、建物、工作物、機械器具其ノ他ノ物件ニシテ公示スルコトヲ要スルモノニ對シテハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外前條ノ規定ニ依ル市章ヲ附スヘシ但シ本市電氣局所屬ノ物件ニ付テハ左ノ章標ヲ附スルコトヲ得



〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

- 第五條 徽章及腕章ノ形質、雜形及寸法並之ヲ佩用スヘキ吏員及雇傭員ハ第三號表ニ之ヲ定ム
- 第六條 徽章ハ之ヲ上衣左胸部ニ、腕章ハ之ヲ左腕上部ニ佩用スヘシ
- 第七條 徽章及腕章ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ始末書ヲ徵シ又ハ之ヲ辨償セシムルコトアルヘシ
- 第八條 法令ニ別段ノ規定アルモノ又ハ市長特ニ必要アリト認ムル本市吏員及雇傭員ニ對シテハ其ノ身分ヲ證スヘキ證票ヲ携帶セシム
- 證票ノ形質、雜形及寸法並之ヲ携帶スヘキ吏員及雇傭員ハ第四號表ニ之ヲ定ム
- 第九條 前條ノ規定ニ依ル證票ハ其ノ携行先ニ於テ必要アルトキ之ヲ提示スヘシ
- 第十條 證票ヲ紛失シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨主管局、部、課、障、區長ニ届出ツヘシ
- 第十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ徽章、腕章又ハ證票ハ之ヲ返還スヘシ
  - 一 解職、退職、休職、轉職又ハ死亡シタルトキ
  - 二 其ノ他佩用ノ要ナキニ至リタルトキ

附則

第二條第二項ニ規定スル公印ニシテ既ニ調製使用スルモノニ在リテハ仍從前ノ例ニ依ルコトヲ得

左ノ規定ハ之ヲ廢止ス

大正五年大阪市告示第八號水道係員徽章

大正七年大阪市告示第一號港灣部員徽章

第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

- 大正八年大阪市告示第一號公會堂事務員其ノ他ノ徽章
- 大正八年大阪市告示第三十七號市場係員徽章
- 大正九年大阪市告示第五十五號市役所檢稅吏員携帶證票
- 大正九年大阪市告示第二百二十八號胞衣汚物取扱入夫腕章
- 大正十二年大阪市告示第二十五號本市工事關係者ノ徽章ニ關スル件
- 大正十二年大阪市告示第八十五號市民館員徽章
- 大正十二年大阪市告示第二百二十六號電氣使用條例施行細則第五十四條ニ依ル集金員其ノ他ノ證票
- 大正十二年大阪市告示第三百三十號電燈料金額收印
- 大正十二年大阪市告示第三百三十二號電氣局徽章
- 大正十四年大阪市告示第十二號電氣使用條例ニ依ル諸料金額納者財產差押吏員携帶用證票
- 昭和二年大阪市告示第二百二十號監査部檢査課員徽章
- 昭和六年大阪市告示第三十九號納額告知書專用市長印
- 昭和六年大阪市告示第八十八號水道使用料其ノ他水道事業ニ伴フ收入領收印
- 昭和六年大阪市告示第二百二十六號水道部集金員證
- 昭和六年大阪市告示第七十三號中央卸賣市場職員徽章
- 昭和六年大阪市告示第八十五號家計調查委員徽章
- 昭和六年大阪市告示第二百十號電氣局電燈部員徽章
- 昭和八年大阪市告示第二號本市區役所外勤稅務關係者ノ徽章ニ關スル件
- 昭和十年大阪市告示第四百七十二號人事課調查係員徽章



第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

附則  
本改正規程施行ノ際現ニ調製使用スル公印ニ在リテハ仍從前ノ例ニ依ル  
トヲ得

附則 (昭一六、四告示一八五)  
本改正規定施行ノ際現ニ調製濟ノ領收書ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル  
トヲ得

附則 (昭一七、二告示四一)  
本改正規定ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭一七、二告示五一)  
本改正規程ハ昭和十七年二月十七日ヨリ之ヲ施行ス

附則 (昭一八、三告示六八)  
本改正規定ハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ昭和十七年度分以  
前ノ仕拂命令書ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第一號表

公印名	雜形	書體	寸法	用途
市役所印	(イ)	篆書	方四五耗	上下水道使用料 領收書專用
市長印	(ロ)	同	方三〇耗	同上
市長副印	(ロ)	同	方二四耗	同上
助役印	(ハ)	同	方二三耗	同上
考査役印	(ハ)ノ二	同	方二二耗	同上

收入役印	(ニ)	同	方二〇耗	
副收入役印	(ニ)ノ二	同	方二〇耗	
電氣局長印	(ホ)	同	方四〇耗	
電氣局監印	(ヘ)	同	方三〇耗	
技師長印	(ト)	同	方二二耗	
局部長印	(チ)	同	方二二耗	
課長印	(チ)	同	方二二耗	
課長印	(チ)	同	方二二耗	
區役所印	(リ)	同	方二二耗	
區長印	(ヌ)	同	方二二耗	
區收入役員印	(ヌ)ノ二	同	方二二耗	
事業所印	(ワ)	同	方二二耗	
事業所長印	(カ)	同	方二二耗	
收支命令印	(キ)	同	方二二耗	收支命令書專用
納領告知印	(ク)	楷書	方一五耗	納領告知書專用
電氣事業諸料金領收印	(ケ)	篆書	徑一八耗	電氣事業諸料金領收書專用
日本發送電料金領收印	(コ)	篆書	徑一八耗	電氣事業諸料金領收書專用
會社發送電料金領收印	(カ)	篆書	徑一八耗	電氣事業諸料金領收書專用
電氣株式會社株式印	(カ)	篆書	徑一八耗	電氣事業諸料金領收書專用
申込及株主權行使印	(カ)	篆書	徑一八耗	電氣事業諸料金領收書專用
使用市長印	(カ)	篆書	徑一八耗	電氣事業諸料金領收書專用
徵收衣料切符用印	(ホ)	同	方一〇耗	電氣局徵收衣料切符專用

上下水道使用料領收印	(ソ)	同	徑二〇耗	上下水道使用料領收書專用
保健局事業諸料金領收印	(ソ)ノ二	篆書	徑二五耗	保健局事業諸料金領收書專用
公債證書用大阪市印	(ツ)	楷書	方三五耗	
同大阪市長之印	(ネ)	同	徑一七耗	
軍事扶助費繰替金仕拂命令書用市長印	(ネ)	同	徑二二耗	
制札烙印	(ロ)	篆書	方六一耗	土木工事ノ爲メ一時交通ヲ禁止スル場合
埋火葬證明印	(ナ)	楷書	方二二耗	埋火葬證明用
靈園使用許可印	(ナ)ノ二	同	方三〇耗	靈園證明用
納骨堂使用許可印	(ナ)ノ三	同	方二五耗	納骨堂證明用
勞銀票證印	(ラ)	同	方二〇耗	勞銀票專用
國民登錄用印	(ム)	同	方八耗	國民登錄專用
購買票用印	(イ)	篆書	方二二耗	購買票專用
同大阪市印	(ロ)	同	方一五耗	
同大阪市長之印	(ロ)	同	方一三耗	
衣料購買票用大阪市長之印	(ロ)	同	方一三耗	
勞務手帳用大阪市長之印	(ウ)	楷書	方八耗	勞務手帳專用
身分證明證用大阪市長之印	(イ)	篆書	方一〇耗	身分證明證專用
尿尿汲取券用業部長印	(ノ)	篆書	徑一九耗	尿尿汲取券專用

第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

第一號表ノ二

國民學校職員俸給仕拂命令書用區長之印	(ク)	篆書	徑二〇耗	
大市役印	(イ)	同	同	
大市助印	(ハ)	同	同	
大市收入印	(ニ)	同	同	
大市電氣局印	(ホ)	同	同	
大市市長之印	(ロ)	同	同	
大市市長之印	(ロ)	同	同	
大市市長之印	(ロ)	同	同	
大市市長之印	(ロ)	同	同	



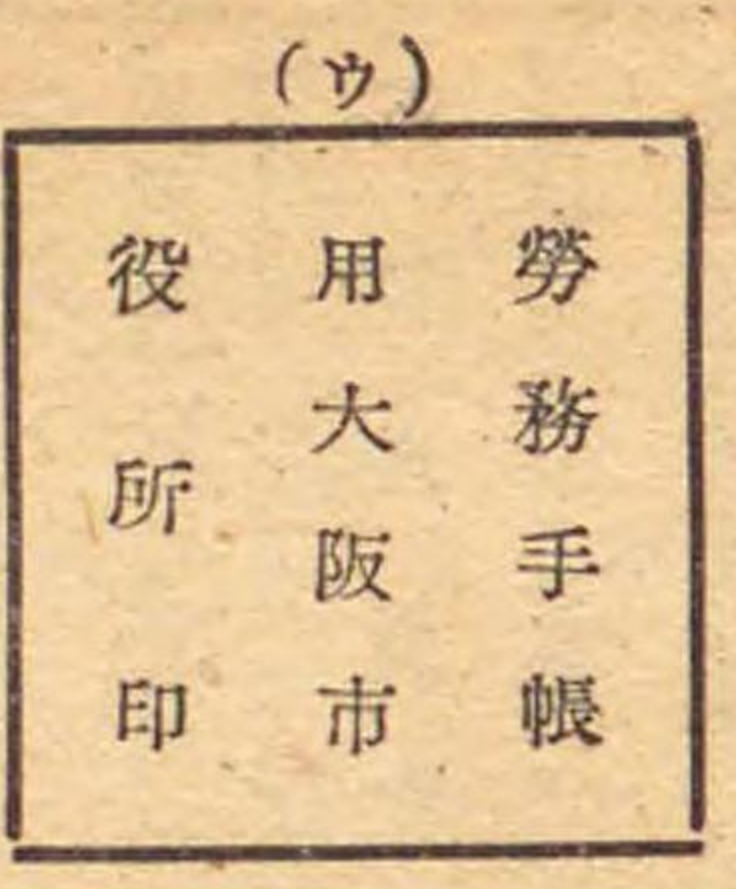
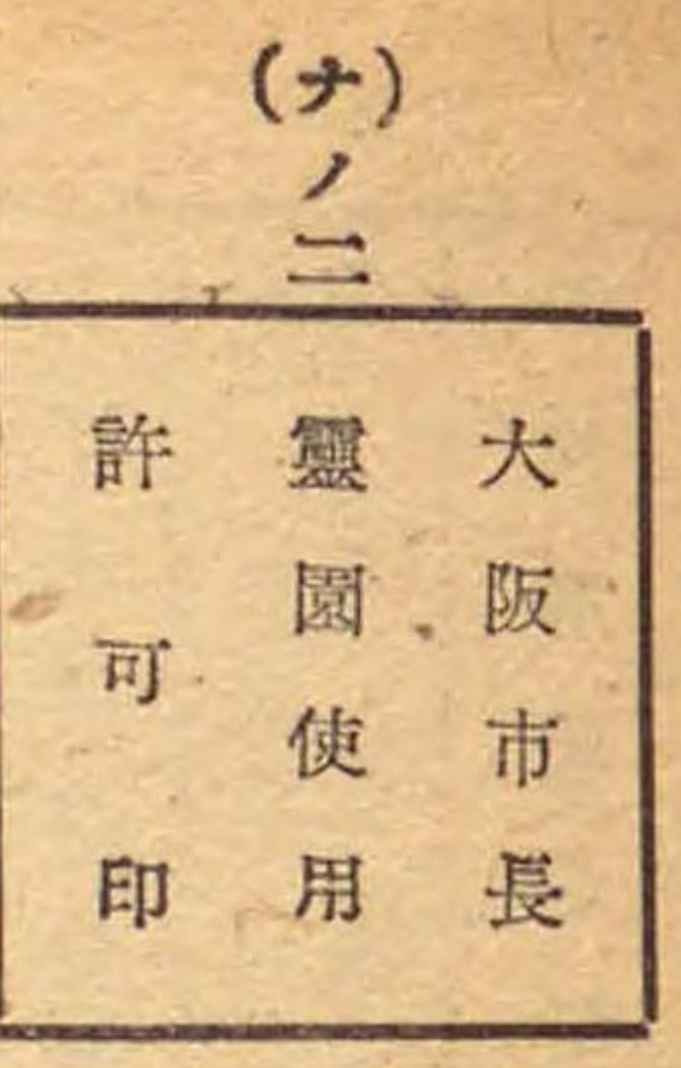
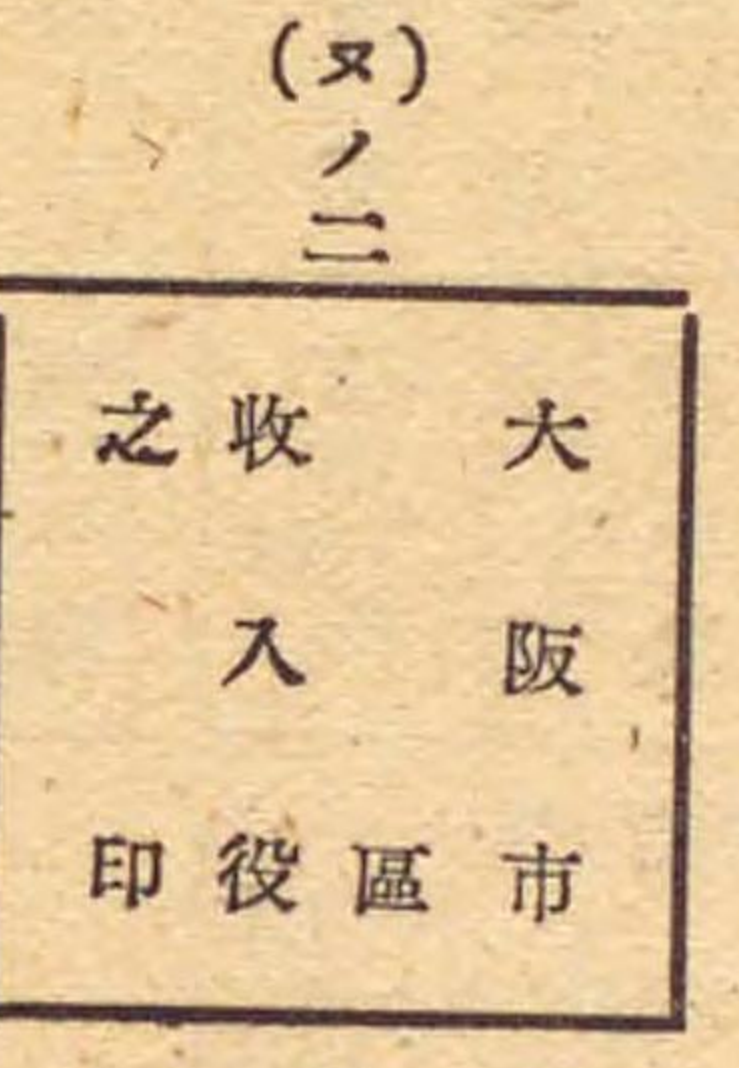
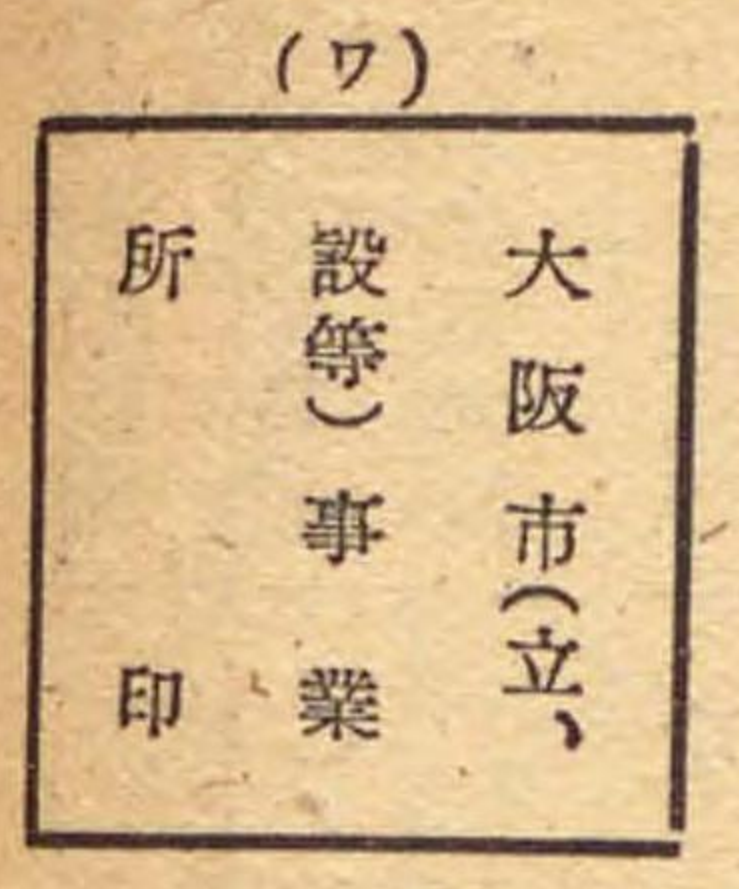
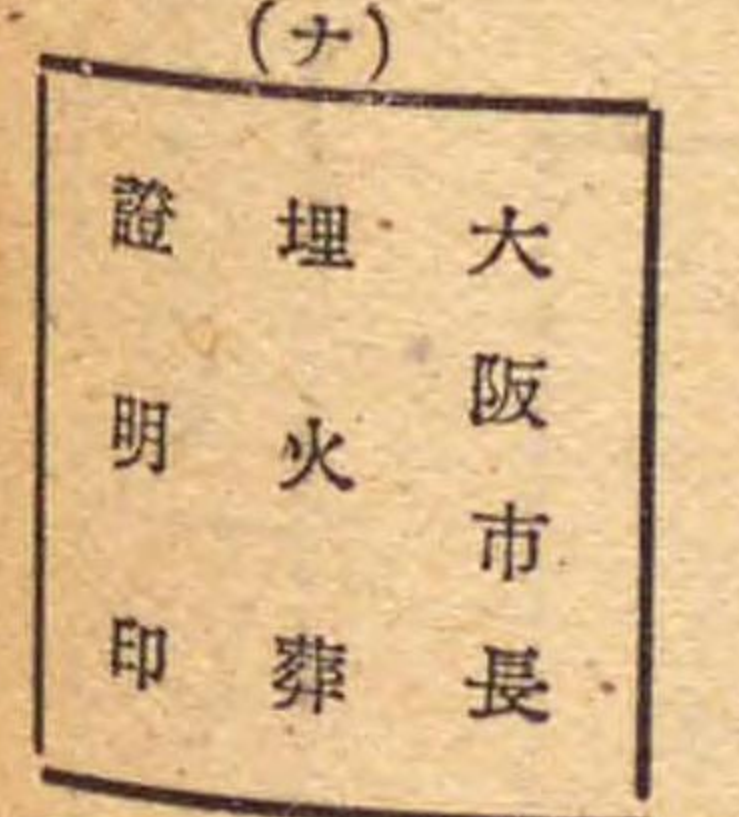
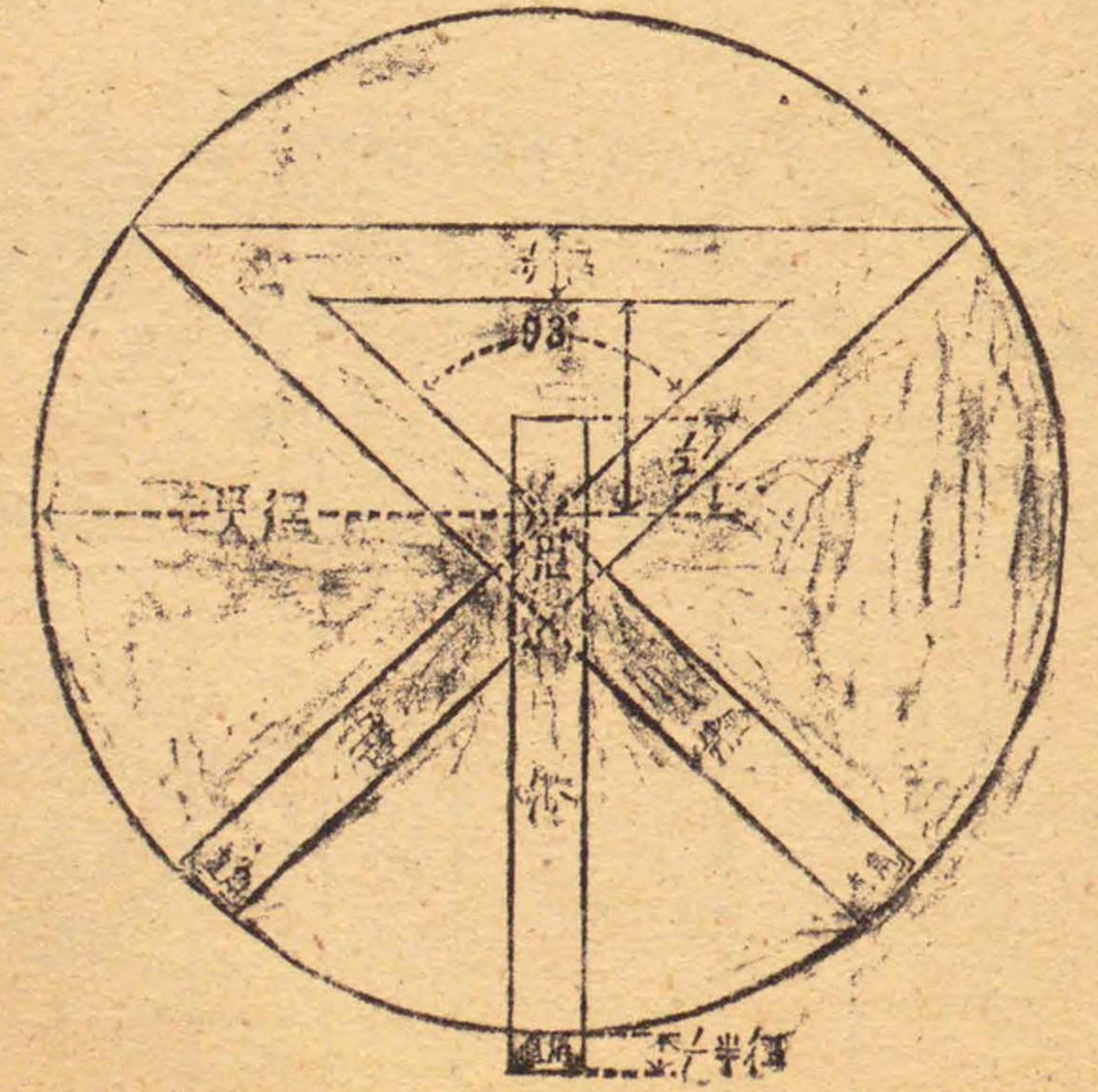


表 號 二 第



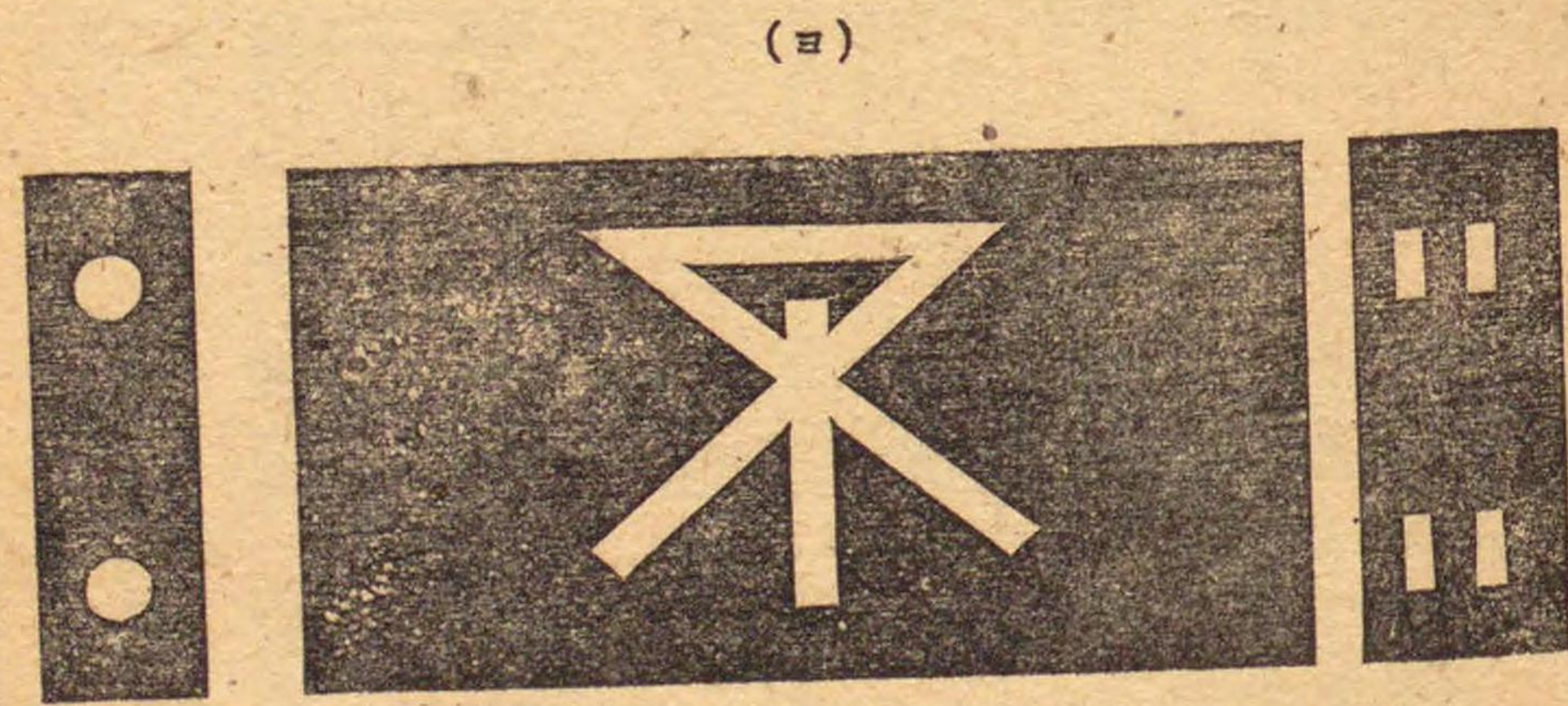
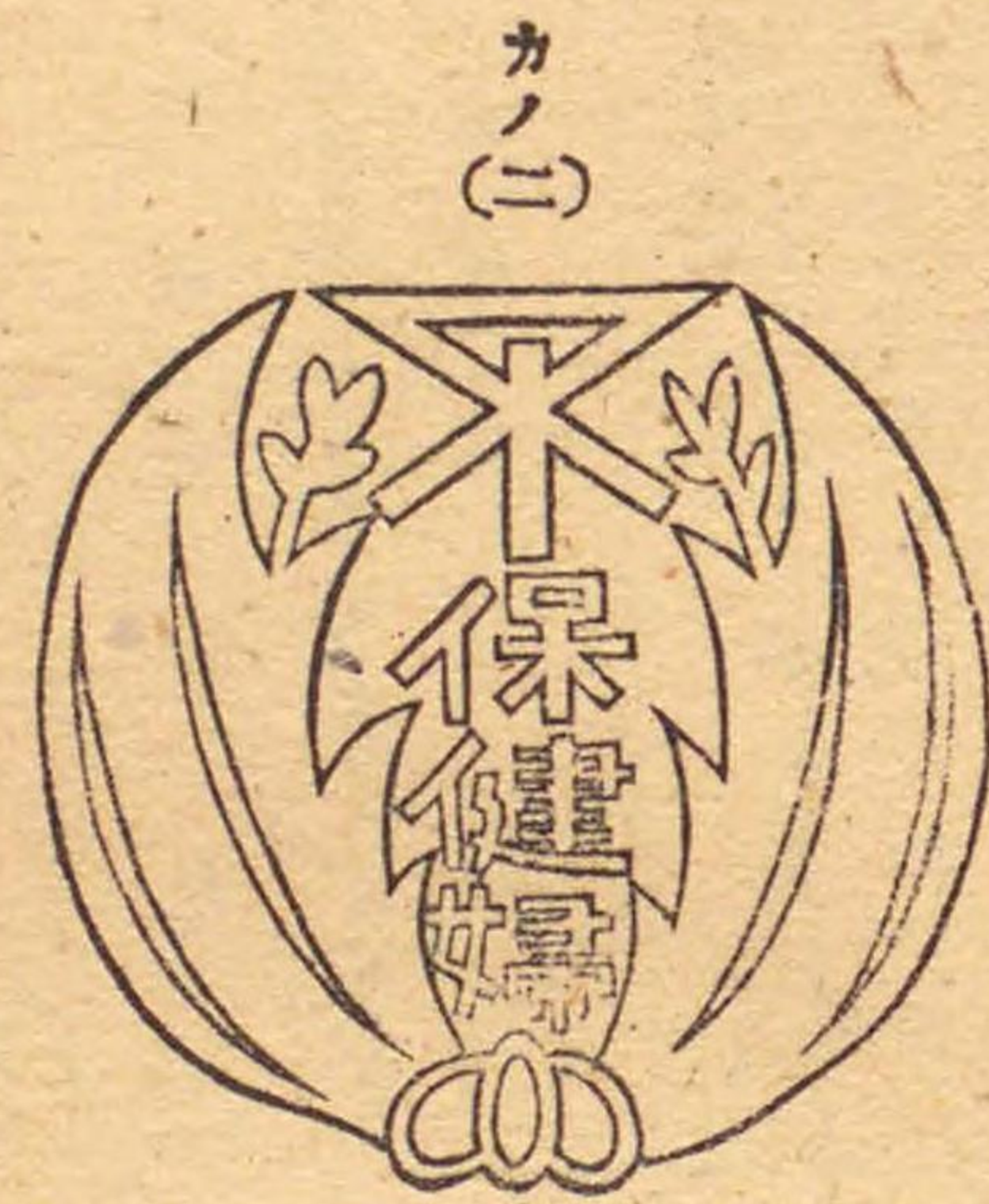
【大例一三號】

【大例一三號】

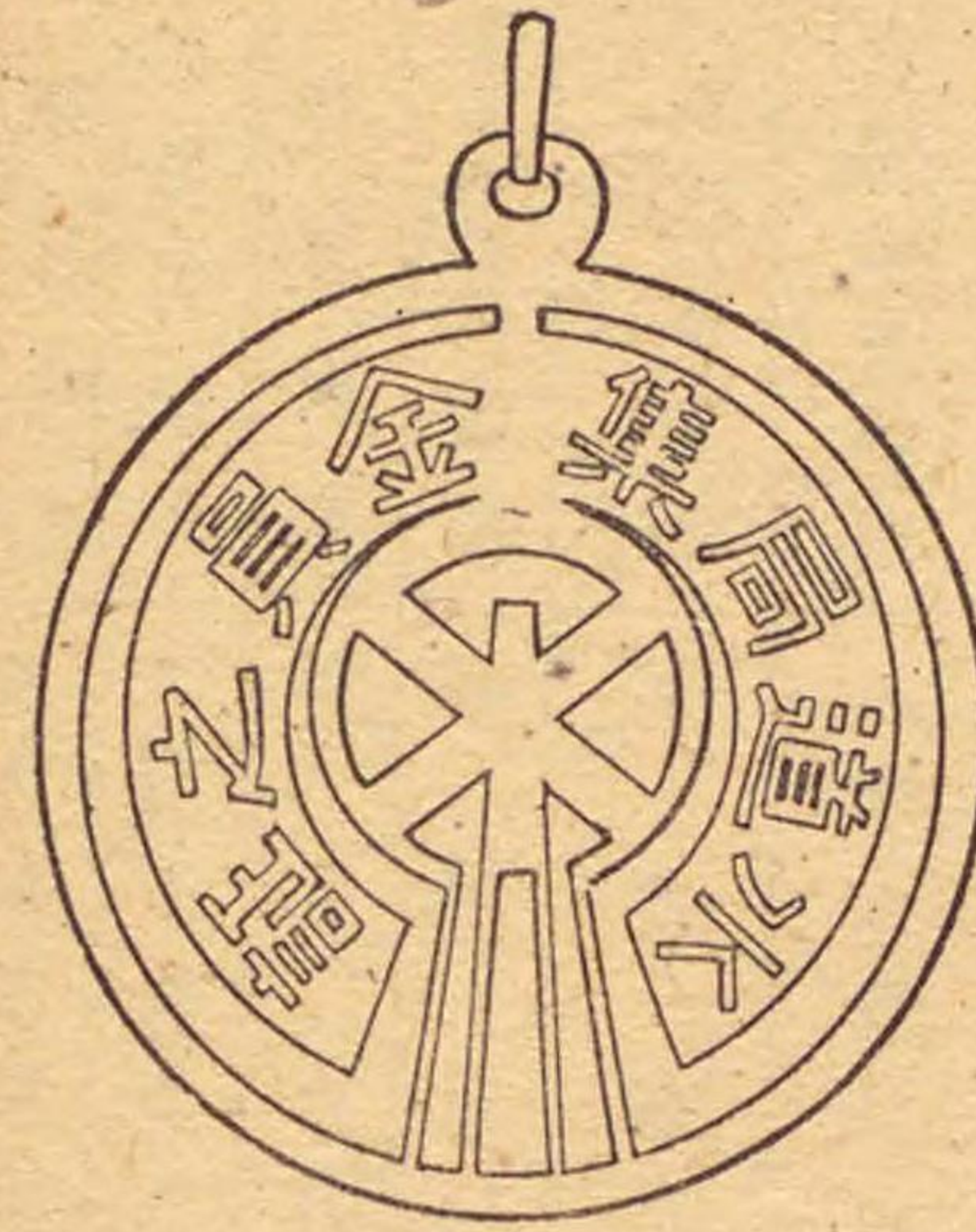








(ニ)



(ホ)



(リ)



(ト)



(ヌ)



(チ)





證 票 名	形 質	表面		寸	法	摘 要
		表面	裏面内面			
土地立入證票	洋厚紙	(ハ)		幅長サ 六九一	六九一耗	土地收用法施行令第二條第一項ニ依ル
障害物除却之證	洋厚紙	(ニ)		幅長サ 六九一	六九一耗	同檢査ノ場合ハ「測量」ノ二字ヲ「檢査」ト記載スルコト
上下水道使用料徵收事務係員之證	洋厚紙	(ホ)		幅長サ 六九一	六九一耗	
産業統計調查員之證	洋厚紙	(ヘ)		幅長サ 四二〇	四四〇耗	
度量衡取締員之證	洋厚紙	(ト)		幅長サ 六九〇	六〇〇耗	
考査部員之證	洋厚紙	(チ)		幅長サ 八五〇	六〇〇耗	地色ハ淡紅色 文字ハ黑色
傳染病豫防委員之證	洋厚紙	(リ)		幅長サ 九〇〇	三〇〇耗	傳染病豫防法施行規則第三十四條ニ依ル
財產差押證票	洋厚紙	(ヌ)	(ヌ)	幅長サ 一七五	一〇六耗	電氣使用條例ニ依ル諸料金滯納者財產差押ノ爲

【大例一三號】

【大例一三號】

第四號表ノ二

軌道及道路巡視者腕章	掃除監視吏員證票	防空法第十一條第三項ノ規定ニ依ル證票	物件調查吏員證票	身分證明證票(第一號)	身分證明證票(第二號)
羅紗地	洋厚紙	洋厚紙	洋厚紙	洋厚紙	洋厚紙
(タ)	(レ)	(ソ)	(ツ)	(ネ)	(ナ)
幅長サ 三九三	幅長サ 九一〇	幅長サ 九四〇	幅長サ 六〇〇	幅長サ 六八〇	幅長サ 六八〇
三九三耗	九一〇耗	九四〇耗	六〇〇耗	六八〇耗	六八〇耗
	汚物掃除法施行規則第十二條ニ依ル	防空法第十一條第三項ノ規定ニ依ル	本市事業用地買收並借入ノ爲	本市職員及議員用	本市備員用

第 號  
何事業ノ爲  
土地立入證

裏  
起業者  
大 阪 市  
大阪市長 氏  
名印



(=) 表

第 號

何事業測量ノ爲メ障害物除却之證

裏

起業者 大 阪 市

大阪市長 氏

名 印

(ホ) 裏

上下水道使用料徵收事務係員之證

職 氏

名

大阪市役所水道局 印

(〜) 表

第 號

大阪市産業統計調査員之證

大 阪 市

氏 名

(ト) 裏

度量衡取締員之證

職 氏

名

大阪市役所 印

裏

昭和 年 月 日交付

主務局部長 印

(チ) 第 號

考査

大 阪 市

長 之 部 印

員 之 證

職 氏

名

大阪市長 氏

名

(リ) 表

傳染病豫防委員之證

(ヌ) 裏

大 阪 市 役 所 印

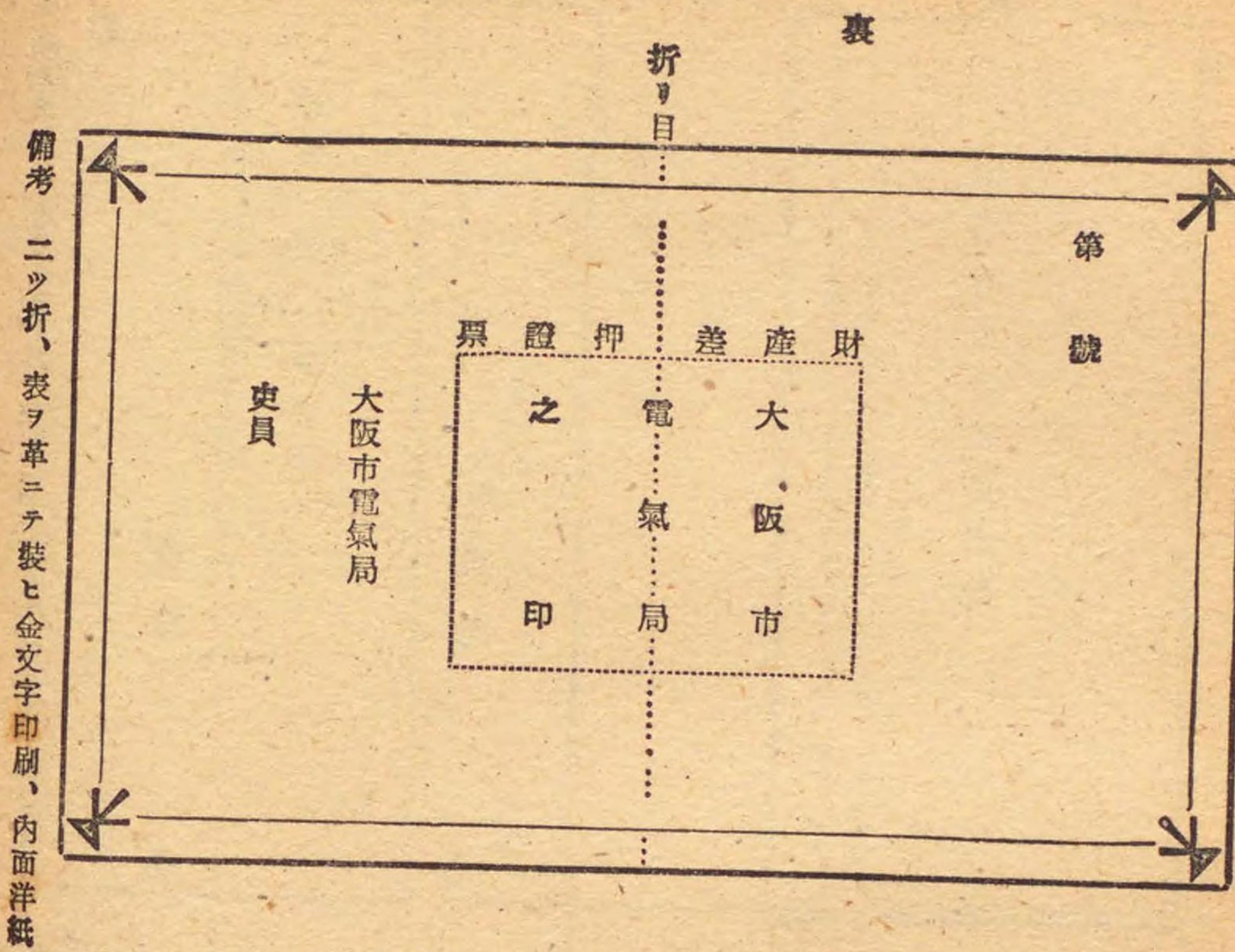
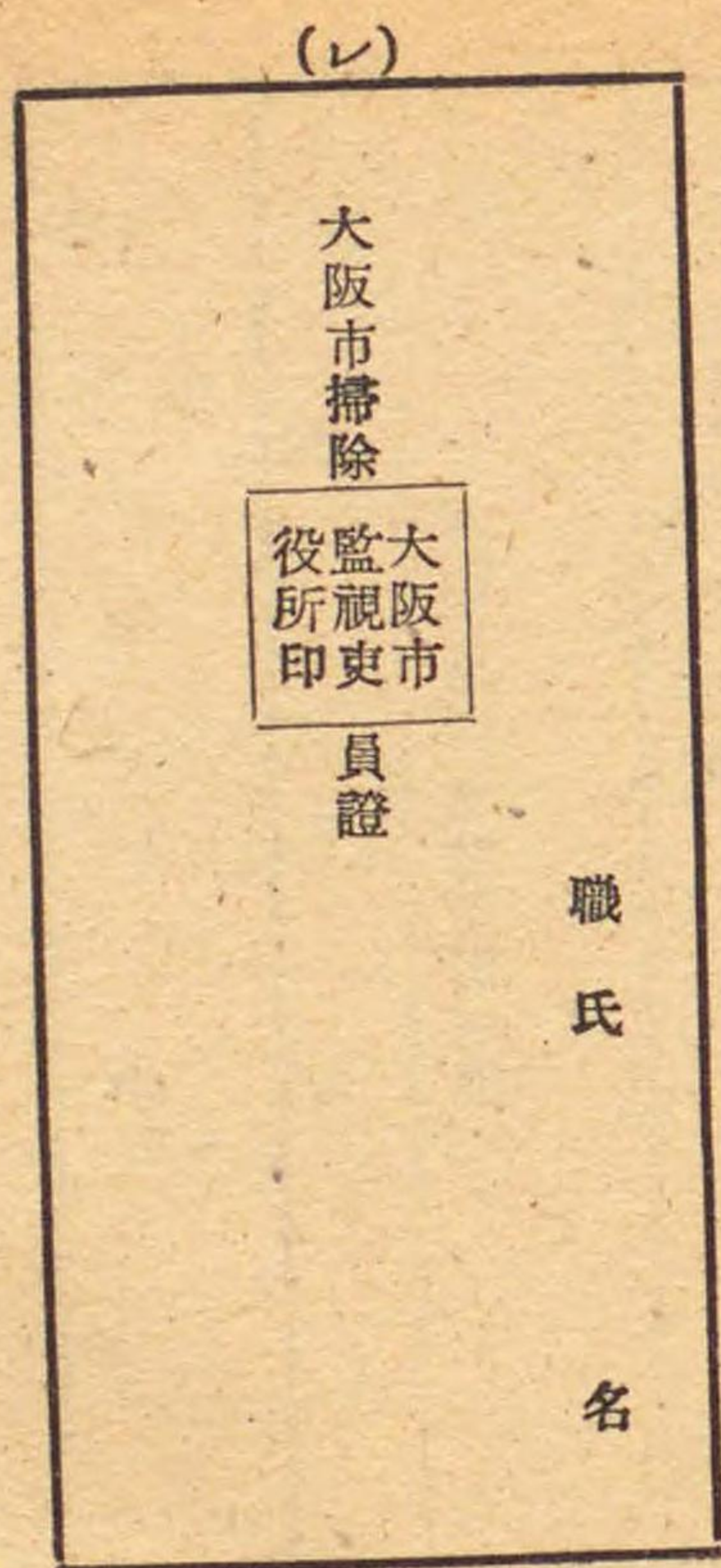
表

財 産 差 押 證 票

大 阪 市 電 氣 局

折リ目

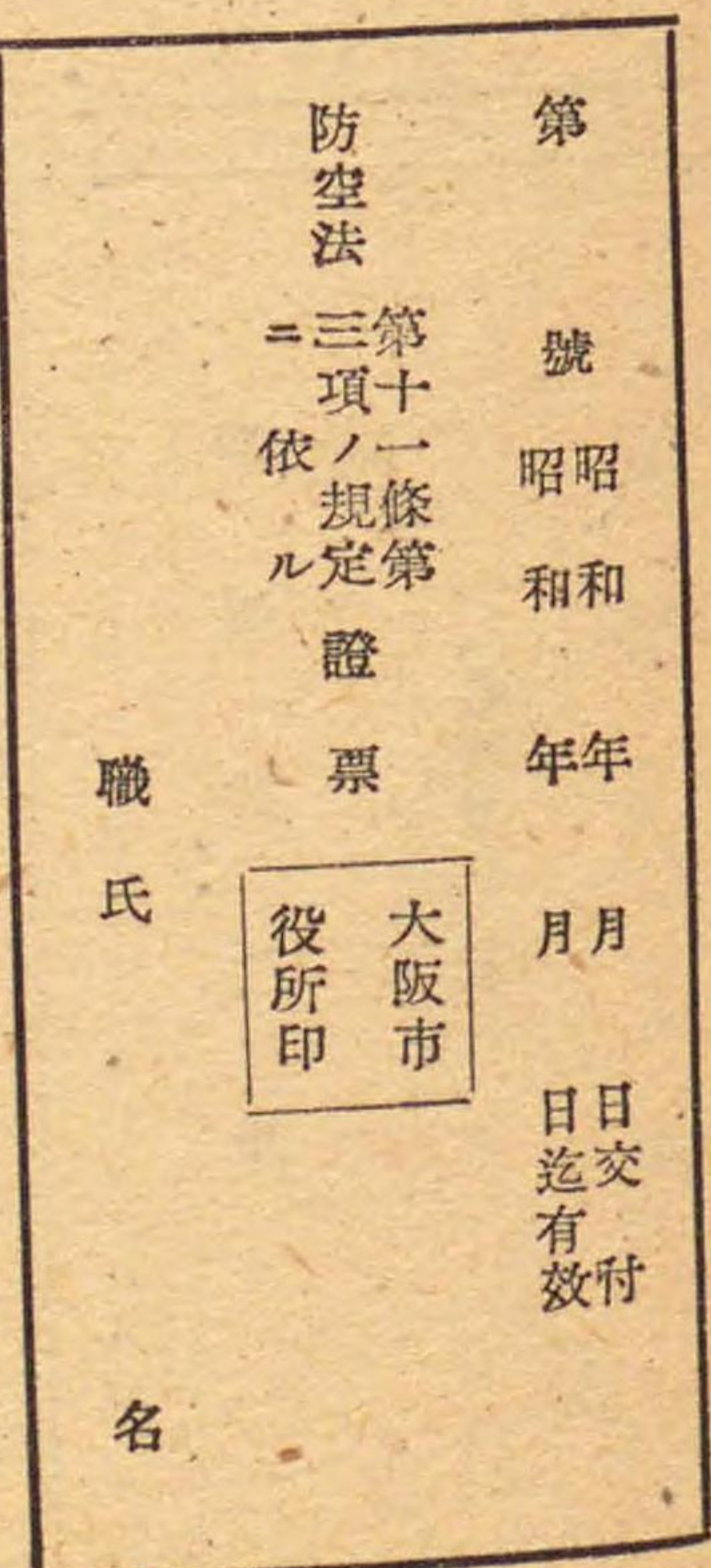




(タ)



(ソ)



【大例一三號】

防空法摘要

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要アルトキ主務大臣、地方長官又ハ市町村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅並ニ業務上ノ秘密ニ屬スル事項及設備ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知スベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票ヲ携帯スベシ

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ拒ミ若ハ妨ゲタル者亦前項ニ同ジ



第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

防空法施行令摘要

第八條 防空法第十一條第一項ノ關係者ハ第二條ニ掲グル事業若ハ施設又ハ第三條ニ掲グル特殊施設ノ管理者又ハ所有者トシ關係アル場所ハ此等ノ者ノ管理又ハ所有スル土地及建物其ノ他ノ工作物トス  
防空法第十一條第三項ノ證票ハ別記様式ニ依ル  
第十三條 防空法第三條及第十條ノ主務大臣ハ内務大臣、同法第十一條ノ主務大臣ハ内務大臣、陸軍大臣又ハ海軍大臣トス

(ツ)

第 號

大阪市役所理財局用地課

職 氏 名

昭和 年 月 日交付

大 阪 市 役 所 印

印 割

證 票 査 査 調 件 物

注 意

一、記載事項ニ變更アリタルトキハ速ニ取扱責任者ニ届出訂正ヲ受クルコト

二、他人ニ貸與セザルコト

三、亡失シタルトキハ取扱責任者ニ届出ルコト

四、退職其ノ他不要トナリタルトキハ取扱責任者ニ返納スルコト

(ナ)

表

第 號	第 號
本 籍 證	本 籍 證
現 住 所	現 住 所
勤 務 先	勤 務 先
職 係 名	職 係 名
昭和 年 月 日交付	昭和 年 月 日交付
取 責 者 任 者 印	取 責 者 任 者 印
大 阪 市 役 所 印	大 阪 市 役 所 印
年 月 日 生	年 月 日 生

備考 中央幅一〇耗ハ緑線

第五類 處務 第二章 公印、徽章及證票

(ネ)

表

第 號	第 號
本 籍 證	本 籍 證
現 住 所	現 住 所
勤 務 先	勤 務 先
官 職 係 名	官 職 係 名
非常執務用	非常執務用
昭和 年 月 日交付	昭和 年 月 日交付
取 責 者 任 者 印	取 責 者 任 者 印
大 阪 市 役 所 印	大 阪 市 役 所 印
年 月 日 生	年 月 日 生

備考 中央幅一〇耗ハ赤線

非常執務用ハ朱書

裏(ネ)

寫 眞 貼 付 欄

(名刺型半切大)

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

裏(ナ)

寫 眞 貼 付 欄

(名刺型半切大)

注 意

一、記載事項ニ變更アリタルトキハ速ニ取扱責任者ニ届出訂正ヲ受クルコト

二、他人ニ貸與セザルコト

三、亡失シタルトキハ取扱責任者ニ届出ルコト

四、退職其ノ他不要トナリタルトキハ取扱責任者ニ返納スルコト







決裁ヲ受クベシ

第二條 本規程ニ依リ專決シ得ベキ事務事業ニ伴フ豫算ノ執行ニ關シテハ之ヲ專決スルコトヲ得

第三條 本規程ニ依リ急遽必要ノ場合ニ於テ專決シ得ベキ契約ニ先立ツ事務事業及豫算ノ執行ニ關シテハ之ヲ專決スルコトヲ得

第四條 各局部長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ

- 一 別ニ定ムル職員及備員ノ採解ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ翌月五日迄ニ總務局長ニ報告スベシ
- 二 從業員ノ採解ニ關スルコト但シ總務局長ニ合議スベシ
- 三 所屬員ニ往復一日ノ範圍内ノ出張ヲ命ズルコト
- 四 別段ノ規定アルモノヲ除クノ外局内ノ當宿直及所屬員ノ勤務ニ關スルコト
- 五 所屬員ノ請假及除服ニ關スルコト
- 六 課長以上ヲ除クノ外所屬員ノ管外居住ニ關スルコト但シ異例ニ屬スルモノハ總務局長ニ合議スベシ
- 七 課長以上ヲ除クノ外所屬員ノ管外旅行ニ關スルコト
- 八 別ニ定ムル方針ニヨル備員及從業員ノ定期昇給及履員以下ノ定期賞與ニ關スルコト但シ總務局長ニ合議スベシ
- 九 規定又ハ決定ニ依ル諸手当及各種獎勵金並ニ賄料ノ支給ニ關スルコト但シ異例ニ屬シ又ハ疑義ニ互ルモノハ總務局長ニ合議スベシ
- 一〇 公會、寄宿舎ノ管理及居住指定ニ關スルコト

一 一廉五百圓未滿ノ工事ノ請負及一廉百圓未滿ノ其ノ他ノ請負ニ關スルコト

二 物品購買資金ニ依ル購入物品及統制物資ヲ除クノ外一廉百圓未滿ノ物品ノ購入ニ關スルコト

三 本廳外各局部長及各局所屬ノ事業所ニ於テ生ズル一廉五十圓未滿ノ用品賣却ニ關スルコト

四 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉二千圓未滿ノ工事其ノ他ノ請負及一廉一千圓未滿ノ物品購入ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ

五 工事ニ伴フ既設工作物ノ保護、移轉、改良工事及之ニ伴フ契約ニ關スルコト

六 期間一年未滿ノ土地建物ノ一時借入ニ關スルコト但シ手續上疑義アルモノニ付テハ豫メ理財局長ニ協議スベシ

七 交付金、補助金、納付金、報償金其ノ他之ニ準ズベキモノノ收入ニ關スルコト但シ豫算外ノモノ豫算ニ比シ増減著シキモノ其ノ他重要ナルモノヲ除ク

八 條例其ノ他ノ規定又ハ決定ニ依ル負擔金、使用料、手数料、延滞金其ノ他之ニ準ズベキモノノ調定、減免、徵收、收入及還付ニ關スルコト但シ減免ニ付テハ裁量ノ餘地アルモノニシテ異例ニ屬スルモノヲ除ク

九 輕易ナル豫備費ノ補充ニ關スルコト但シ理財局長ニ合議スベシ

一〇 豫算種目及附記ノ新設又ハ流用ニ關スルコト但シ別ニ定ムルモノヲ除クノ外理財局長ニ合議スベシ

ルモノニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

二 工事又ハ事業上生ジタル事故ニ對スル一件百圓未滿ノ應急處置費、損害賠償金又ハ見舞金其ノ他之ニ準ズベキ經費ノ支出ニ關スルコト

三 供託金及急遽必要ノ場合ニ於テ一千圓未滿ノ訴訟費用ノ支出ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ總務局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ

四 既定ノ諸會費、供花料、吊祭料其ノ他之ニ準ズベキ輕易定例ノ雜費支出ニ關スルコト

五 既決事務事業又ハ既決議金ノ輕易ナル變更ニ關スルコト但シ決議金ノ増額ニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

六 既決議金ノ年度繰越支出ニ關スルコト但シ異例ニ屬スルモノハ理財局長ニ合議スベシ

七 負擔條件ノ伴ハザルモノニシテ其ノ金額又ハ見積價格一千圓以下ノ金品ノ寄附收受ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ秘書課長ニ報告スベシ

八 條例其ノ他ノ規定ニ依リ所管ノ市營造物及其ノ附屬設備ノ使用ノ許可、許可ニ伴フ工作物其ノ他特殊設備設置ノ許可若ハ命令又ハ擔保ノ提供、許可ノ取消又ハ使用ノ制限若ハ停止及使用物返還ノ場合ニ於ケル原狀回復義務履行ニ關スルコト

九 臨時必要ノ場合ニ於ケル所管營造物ノ供用時間ノ變更又ハ供用ノ休止ニ關スルコト

四〇 食堂其ノ他營業ノ爲ニスル市有廳舎其ノ他市有公共用建物ノ使用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

三 輕易ナル接待費ノ支出ニ關スルコト但シ別ニ定ムル金額ヲ超ユ

三〇 一廉二百圓未滿ノ輕易又ハ定例ノ慰靈祭、地鎮祭其ノ他之ニ準ズル諸祭祀及開所式、開講式、修了式其ノ他之ニ準ズル諸儀式ニ關スルコト但シ別ニ定ムル經費ヲ含ムモノニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

二九 一廉二百圓未滿ノ輕易又ハ定例ノ講演會、講習會、懇談會、協議會其ノ他之ニ準ズル諸集會並ニ體育會、鍛鍊會、慰安會、鑑賞會其ノ他之ニ準ズル諸行事ニ關スルコト但シ別ニ定ムル經費ヲ含ムモノニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

二八 輕易定例又ハ既定標準ニ依ル公課、納金、獎勵金、助成金、繰替金、補給金、交付金、負擔金、保險料其ノ他之ニ準ズベキモノノ支出ニ關スルコト但シ別ニ定ムルモノハ理財局長ニ合議スベシ

二七 維持作業費ノ執行ニ關スルコト但シ別ニ定ムルモノハ理財局長ニ合議スベシ

二六 借入期間中ノ土地、建物、船車借入費ノ支出ニ關スルコト

二五 一廉五千圓未滿ノ建物其ノ他現存諸設備ノ維持修繕費ノ執行ニ關スルコト

二四 事務費ニ屬スル需用費ノ執行ニ關スルコト但シ別ニ定ムルモノハ理財局長ニ合議スベシ

二三 既決ノ實施計畫及實行豫算ノ細目執行ニ關スルコト

二二 組入及組替豫算ノ執行ニ關スルコト但シ理財局長ニ合議スベシ

二一 區役所々屬豫算ノ配分及訓令ニ關スルコト但シ配分ニ付テハ總務局長ニ合議スベシ



- 四一 保證金(代用有價證券ヲ含ム)ノ徵收、還付、損害充當等ニ關スルコト
- 四二 事業上必要ナル廣告ニ關スルコト
- 四三 定期出版物ノ刊行ニ關スルコト
- 四四 恒例ノ儀式又ハ行事ニ於ケル市長祝辭、式辭、弔辭、告辭其ノ他之ニ類スルモノノ決定ニ關スルコト但シ市長助役臨席ノ必要アルモノヲ除ク
- 四五 輕易ナル出願事項ノ許否ニ關スルコト
- 四六 登記、保全處分、滯納處分、行政執行、強制執行其ノ他之ニ準ズル事項並ニ市長代理人選定ニ關スルコト
- 四七 機具、器械其ノ他物品ノ組替、保管轉換、貸借其ノ他管理ニ關スルコト
- 四八 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外諸告示及公告ニ關スルコト
- 四九 輕易又ハ定例ノ諸申請ニ關スルコト
- 五〇 輕易又ハ定例ノ照會、回答、届出、報告、通知申告等ニ關スルコト
- 五一 重要ト認ムルモノヲ除クノ外文書ノ經由及副申ニ關スルコト
- 五二 貸付資金所管局長ニ在リテハ之ガ貸付ニ關スルコト
- 五三 工事所管局長(理財局長、港灣局長、水道局長及土木局長)ニ在リテハ左ノ事項ニ關スルコト
  - イ 工事上生ズル一廉百圓未満ノ不用品賣却又ハ處分ニ關スルコト
  - ロ 工事上生ズル淺深若ハ掘鑿土砂又ハ汚泥ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト

〔大例一三號〕

- ハ 受託事業費所屬工事ノ受託及其ノ執行ニ關スルコト
- ニ 輕易ナル工事ノ委託ニ關スルコト
- ホ 樋門其ノ他設備ノ保全ニ關スル輕易ナル委託及解囑並ニ之ニ伴フ諸給與ニ關スルコト
- ヘ 工事竣工検査ニ關スルコト
- 五四 本規程ニ定ムル各號ニ準ズベキ事項ニ關スルコト
- 第五條 考査部長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
  - 一 検査ノ執行ニ關スルコト
- 第六條 總務局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
  - 一 訴訟費用ノ支出及其ノ年度繰越ニ關スルコト但シ辯護士謝禮金ヲ除ク
  - 二 改名許可ニ關スルコト
  - 三 輕易ナル達ニ關スルコト
  - 四 統計調査ノ實施ニ關スルコト
  - 五 統計調査員ノ任免ニ關スルコト
  - 六 大學及專門學校卒業者採用試験ノ執行ヲ除クノ外雇員以下ノ詮衡、進退、勤務、賞罰其ノ他身分ニ關スルコト
  - 七 課長以上ニ互ルモノヲ除クノ外往復十日以内ノ管外出張ニ關スルコト
  - 八 所屬長以上ノ除服ニ關スルコト
  - 九 所屬長ヲ除クノ外課長以上及一週間以上ニ互ルモノノ管外旅行許可ニ關スルコト

〔大例一三號〕

- 一〇 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外受囑及副業許可並ニ慰勞金及之ニ準ズルモノノ受領許可ニ關スルコト
- 一一 重要ト認ムルモノヲ除クノ外證人又ハ鑑定人トシテ出廷許可ニ關スルコト
- 一二 雇員ノ定期昇給及定期賞與ニ關スルコト
- 一三 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外退職料、遺族扶助料及退職給與金ニ關スルコト
- 一四 雇員以下ノ公傷病認定ニ關スルコト
- 一五 寄宿寮使用ニ關スルコト
- 一六 給仕獎學規程及夜間專門學校以上通學者獎學規程ノ執行ニ關スルコト
- 一七 公傷手当支給規程ニ依ル手当ノ支給並ニ雇員扶助規程及日傭員扶助規程ニ依ル扶助ニ關スルコト

第七條 理財局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ

- 一 見積價格五百圓未満ノ不動産ノ處分ノ決定ニ關スルコト
- 二 見積價格五千圓未満ノ不動産ノ賣却ニ關スルコト
- 三 公用ノ爲ニスル見積價格五千圓未満ノ土地ノ交換ニ關スルコト
- 四 見積價格一廉百圓未満ノ不動産ノ貸借ニ關スルコト
- 五 土地建物ノ賣買及貸借契約ノ履行ニ關スルコト
- 六 土地建物ノ賣買契約名義變更賃借權讓渡及轉貸承認並ニ賃借契約更新ニ關スルコト
- 七 市有不動産ノ管理替ニ關スルコト
- 八 市有物件ノ火災保險及火災損害補基金ニ關スルコト但シ年度當

- 初ニ於ケル契約及蓄積並ニ基金運用ニ關スル事項ヲ除ク
- 九 土地收用ニ關シ内務大臣ノ事業認定ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ申請、其ノ他ニ在リテハ收用土地細目公告ノ申請ヲ除クノ外法令ニ基ク爾後ノ諸手續ニ關スルコト但シ其ノ經過ハ之ヲ市長ニ報告スベシ
- 一〇 繰入替豫算ノ執行ニ關スルコト
- 一一 豫算令達ニ關スルコト
- 一二 收入役ニ對スル豫算訓令ニ關スルコト
- 一三 市稅賦課徵收事務取扱規程第十八條ニ依ル市民稅賦課ニ關スル指示ニ關スルコト
- 一四 公債發經濟所屬諸收入ニ關スルコト
- 一五 會計規程第三條ニ依ル一時繰替金ニ關スルコト
- 一六 基本財産及蓄積金ニ關スル收入及蓄積ニ關スルコト
- 一七 基本財産、蓄積金及歲計現金等ノ預入引出ニ關スルコト
- 一八 基本財産及蓄積金運用ノ爲ニスル信託及有價證券ノ購入ニ關スルコト
- 一九 金錢貸借契約ニ基ク利率協定ニシテ輕易ナルモノニ關スルコト
- 二〇 公債ノ元利支拂及證券作製ニ關スルコト
- 二一 支拂濟公債證券及利札ノ處分ニ關スルコト
- 二二 事業用地取得ニ伴フ補償金前金拂ニ關スルコト
- 二三 路幅整理及街角剪除ノ補償ニ關スルコト
- 二四 特ニ重要ト認ムルモノヲ除クノ外統制資材ノ配給申請及割當ニ關スルコト



- 二五 特ニ重要ト認ムルモノヲ除クノ外統制資材ノ在庫品及不用品ノ運用ニ關スルコト
- 二六 一廉五萬圓未滿ノ工事其ノ他ノ請負ニ關スルコト
- 二七 一廉三萬圓未滿ノ物件勞力其ノ他ノ供給及貸借ニ關スルコト
- 二八 一廉五千圓未滿ノ物品ノ賣却ニ關スルコト
- 二九 工事其ノ他ノ請負、貸借及物品購入ノ入札ニ付テハ豫定金額以內ニ於テ土地建物其ノ他物品ノ賣却及貸借ニ付テハ豫定金額以上ニ於テ入札豫定價格ノ決定ニ關スルコト
- 三〇 入札人ノ資格調査及決定ニ關スルコト
- 三一 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外落札人ノ決定ニ關スルコト
- 三二 請負又ハ物品購入ノ入札ニシテ豫定金額ヲ超過スルトキ關係局部長ニ協議ノ上該金額ノ一割ヲ加算シタル金額ノ範圍內ニ於テ行フ再入札若ハ隨意契約ノ締結ニ關スルコト
- 三三 工事其ノ他ノ請負契約ノ締結ノ後設計ノ一部變更及物品購入契約中一部變更ノ場合ニ請負金又ハ物品購入代金ノ一割ヲ超エザル範圍內ニ於テ該金額ノ増減ニ關スルコト
- 三四 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外工事其ノ他ノ請負、貸借、物品購入及土地建物其ノ他物品ノ賣却等ノ契約期限ノ延長並ニ違約金ノ徵收ニ關スルコト
- 三五 電話ノ架設及移轉並ニ設備變更ニ關スルコト
- 三六 建築工事ノ設計及工事施行手續ニ關スルコト

第八條 削除

第九條 港灣局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ

- 一五 土地建物ノ賣買契約名義變更賃借權讓渡及轉貸承認並ニ賃借借契約更新ニ關スルコト
  - 一六 貸付地内ノ護岸政策、地盤嵩上げ、用途變更、地上工作物ノ設置其ノ他大修繕施行承認ニ關スルコト
  - 一七 船艇船渠ノ賃借ニ關スルコト
  - 一八 市有物件ノ火災保險契約締結及火災損害填補基金蓄積ニ關スルコト但シ年度當初ニ於ケル契約及蓄積ヲ除ク
  - 一九 事業用地取得ニ伴フ補償金前金拂ニ關スルコト
  - 二〇 土地收用ニ關シ内務大臣ノ事業認定ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ申請及其ノ他ニ在リテハ收用土地細目公告ノ申請ヲ除クノ外法令ニ基ク爾後ノ諸手續ニ關スルコト但シ其ノ經過ハ之ヲ市長ニ報告スベシ
- 第十條 水道局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉一萬圓未滿ノ工事其ノ他ノ請負及一廉五千圓未滿ノ物品購入ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ
  - 二 別ニ定ムル用品ノ購入ニ關スルコト
  - 三 一廉一萬圓未滿ノ直營工事ニ在リテハ一廉三萬圓未滿ノ上下水道工事費ノ執行ニ關スルコト
  - 四 上下水道使用條例、下水道條例同ノ施行細則及下水溝上ノ使用規則中市長ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルコト
  - 五 市外給水契約ニ依ル市長ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルコト
  - 六 公設消火栓ヨリノ給水ニ關スルコト

- 一 一廉一萬圓未滿ノ直營工事ニ在リテハ一廉三萬圓未滿ノ港灣工事費ノ執行ニ關スルコト
- 二 一廉二萬圓未滿ノ工事其ノ他ノ請負ニ關スルコト
- 三 一廉一萬圓未滿ノ物件勞力其ノ他ノ供給及貸借ニ關スルコト
- 四 一廉三千圓未滿ノ不用建物其ノ他物品賣却ニ關スルコト
- 五 請負又ハ物品調達入札ニシテ豫定金額超過ノ場合該金額ノ一割ノ加算額ヲ超エザル範圍內ニ於テ更ニ入札ニ付テハ隨意契約締結ニ關スルコト
- 六 入札人ノ資格調査及決定ニ關スルコト
- 七 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外落札人ノ決定ニ關スルコト
- 八 工事其ノ他ノ請負契約ノ締結後設計ノ一部變更及物品購入契約中一部變更ノ場合ニ請負金又ハ物品購入代金ノ一割ヲ超エザル範圍內ニ於テ該金額ノ増減ニ關スルコト
- 九 異例ニ屬スルモノヲ除クノ外工事其ノ他ノ請負、賃借、物品購入及土地建物其ノ他物品ノ賣却等ノ契約期限ノ延長並ニ違約金ノ徵收ニ關スルコト
- 一〇 築港埋立地内ニ於ケル道路(認定道路ヲ除ク)、運河ノ占用又ハ使用ニ關スルコト
- 一一 見積價格五百圓未滿ノ不動産ノ處分ノ決定ニ關スルコト
- 一二 見積價格五千圓未滿ノ不動産ノ賣却ニ關スルコト
- 一三 期間一年未滿又ハ見積賃料一廉月額百圓未滿ノ不動産ノ賃借借ニ關スルコト
- 一四 土地建物ノ賣買及賃借契約ノ履行ニ關スルコト

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

- 七 量水器ノ檢定ニ關スルコト
  - 八 集金員ノ信用保險契約ノ締結ニ關スルコト
- 第十一條 土木局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉一萬圓未滿ノ工事其ノ他請負及一廉五千圓未滿ノ物品購入ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ
  - 二 一廉一萬圓未滿ノ直營工事ニ在リテハ一廉三萬圓未滿ノ土木工事費ノ執行ニ關スルコト
  - 三 請負渡船從業員ノ採解承認ニ關スルコト
  - 四 工事著手前ニ於ケル道路用地ノ一時使用ニ關スルコト
  - 五 道路、橋梁、運河、河川及堤防ノ占用又ハ使用ニ關スルコト
  - 六 道路、堤防、公園等ノ掘鑿又ハ工作物施設ニ關スルコト
  - 七 道路及其ノ附屬物ノ供用開始ニ關スルコト
  - 八 道路ノ路線ノ認定變更又ハ道路區域ノ決定若ハ變更ニシテ輕易ナルモノ及之ニ伴フ不用道路敷及其ノ附屬物ノ交付又ハ還行ニ關スルコト
  - 九 道路敷及同施設物ノ國有取得ニ關スルコト
  - 一〇 可動堰及可動橋ノ運轉ニ關スルコト
  - 一一 農園ヨリ生産スル野菜果實類ノ販賣ニ關スルコト
- 第十二條 教育局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 教科書並ニ郊外學園ニ於ケル食料品及給與品ノ購入ニ關スルコト
  - 二 工事上生ズル一廉百圓未滿ノ不用品賣却又ハ處分ニ關スルコト
  - 三 校園長及館長ヲ除クノ外市立學校、幼稚園、圖書館教職員等ノ進



- 退、給與其ノ他身分ニ關スルコト
  - 四 市立學校、幼稚園、圖書館教職員等ノ公傷病認定及之ニ伴フ手當支給ニ關スルコト
  - 五 輕易ナル學務委員會諮問事項及其ノ議決施行ニ關スルコト
  - 六 校地、校舍及校具ノ目的外使用承認ニ關スルコト
  - 七 國民學校、幼稚園ノ學級組織編成ニ關スルコト
  - 八 教科及科目ノ設置又ハ廢止ニ關スルコト
  - 九 二部教授ノ實施ニ關スルコト
  - 一〇 市立中等學校學則變更申請ニ關スルコト
  - 一一 既定標準ニ依ル郊外學園入園兒及貧困兒童ノ給食給與並ニ學資補給金及獎學資金ノ支給ニ關スルコト
  - 一二 市立學校、幼稚園及郊外學園ニ於ケル四大節、紀念式、卒業式其ノ他之ニ準ズベキ儀式、運動會、學藝會其ノ他之ニ準ズベキ教育諸集會及修學旅行、校外教授、校外進出、野外教練其ノ他之ニ準ズベキ諸行事ニ關スルコト
  - 一三 郊外學園學則及兒童教育相談所規程中市長ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルコト
  - 一四 神輿幣帛料及供進金ノ支出ニ關スルコト
  - 一五 神職ノ旅行、除服、給與其ノ他身分ニ關スルコト
  - 一六 社寺枯損木伐採及寺院建物ノ修繕許可ニ關スルコト
- 第十三條** 市民局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 授産施設ニ於テ授産ニ必要ナル一廉一千圓未滿ノ物品購入、貸借及修繕ニ關スルコト但シ授産材料ノ購入ニ付テハ資金前渡額ノ範圍

- トス
- 二 託兒施設及學童寮ニ於ケル給食及間食並ニ其ノ材料購入ニ關スルコト
- 三 動物飼料並ニ急遽必要ノ場合ニ於ケル一廉二千圓未滿ノ物品及動物ノ購入ニ關スルコト但シ急遽專決ニ付テハ其ノ結果ヲ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ
- 四 一廉五百圓未滿ノ天守閣陳列用美術品ノ購入借入、修理、加工及運搬ニ關スルコト
- 五 職業講習ニ伴フ製品及材料屑ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト
- 六 質補流質物賣却ニ關スルコト
- 七 授産施設ニ於テ事業上生ズル生産品及材料屑ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト
- 八 死亡動物及産卵處分ニ關スルコト
- 九 町會聯合會役員(會長ヲ除ク)、町會長及裁量ノ餘地ナキ職ニ基ク區常會員ノ委嘱ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ市長ニ報告スベシ
- 一〇 金額一千圓以下ノ軍事授産資金寄附收受ニ關スルコト
- 一一 削除
- 一二 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉五千圓未滿ノ浴場工事及其ノ契約ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ
- 一三 救護法、母子保護法、醫療保護法其ノ他救護ニ關スル規定ニ依ル救護又ハ扶助ニ關スルコト但シ區長ニ屬スル事項ヲ除ク
- 一四 盜品又ハ遺失物ニ係ル質補質物ノ返還及之ニ伴フ損失補填ニ關スルコト

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

- 一五 授産事業講師委嘱及給與ニ關スルコト
  - 一六 授産ノ爲ニ行フ製作又ハ加工ノ引受、從事者ニ對スル工賃ノ支拂及獎勵金ノ支給ニ關スルコト
- 第十三條** 二 防衛部長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 區防空指導員ノ委嘱ニ關スルコト
  - 二 既定標準ニヨル警防團ニ對スル救助費支出ニ關スルコト
  - 三 輕易ナル防空資材ノ配給ニ關スルコト
- 第十四條** 保健局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 大阪市町會聯合會健康民部規則中市長ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルコト
  - 二 現金拂ニアラザレバ購入シ難キ醫療用藥品及衛生材料ノ購入ニ關スルコト但シ資金前渡額ノ範圍内ニ限ル
  - 三 病汚染ノ破損又ハ汚穢物品燒却ニ關スルコト
  - 四 塵芥、塵芥燒却灰、尿尿、汚泥、胞衣及汚物取扱ニ依ル襤褸古綿ノ類、齋場及靈園地ニ於テ生ズル雜草、捨花、火葬殘灰中ノ撰別物品等ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト
  - 五 公共便所、塵芥蒐集場、汚泥函、尿尿小集荷場、尿尿繫船場、尿尿積換場、下水流注場其ノ他之ニ準ズル設備ノ新設、修繕、廢除及移轉ニ關スルコト
  - 六 尿尿ノ運漕ニ關スルコト
  - 七 産婆看護婦養成所ニ於ケル生徒募集、入所選拔試験及卒業式其ノ他儀式ノ執行ニ關スルコト
- 第十五條** 經濟局長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ

- 一 外國ニ設置スル海外事務所職員ノ駐在國內ニ於ケル出張ニ關スルコト
- 二 外國ニ設置スル海外事務所事務費ノ執行及之ニ伴フ物品購入ニ關スルコト
- 三 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉五千圓未滿ノ浴場工事及其契約ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ
- 四 機械技術訓練所及異種拓植訓練道場ニ於テ訓練ニ必要ナル物品ノ購入、貸借及修繕ニ關スルコト
- 五 機械技術訓練所及異種拓植訓練道場ニ於テ事業上生ズル生産品及材料屑ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト
- 六 機械工業成所ニ於テ技術訓練ノ爲ニスル一廉三千圓未滿ノ鋼材、銑鐵鑄造品、鍛造品、木型及機械器具ノ購入、加工、修繕並ニ製作品ノ賣却ニ關スルコト
- 七 機械工業成所ニ於ケル受託製作、加工及修繕ニ關スルコト
- 八 機械工業成所生徒募集、入所選拔試験及修了式其ノ他諸儀式執行ニ關スルコト
- 九 度量衡檢査執行其ノ他度量衡取締ニ關スルコト
- 一〇 博覽會、共進會等ノ出品勸誘ニ關スルコト
- 一一 中小商工業資金融通損失補償制度ニ依ル損失補償料ノ收入及再補償料支出ニ關スルコト
- 一二 中小商工業資金融通損失補償制度ニ依ル金融機關ノ組合事業資金融通方承認ニ關スルコト
- 一三 輸出關係補償制度ニ依ル補償金支出及同返還金收入ニ關スルコト



- 一四 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉一萬圓未滿ノ配給切符制實施ニ關スル諸印刷及之ニ伴フ契約ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ理財局長ヲ經テ市長ニ報告スベシ
- 一五 市場使用者ノ業務検査ニ關スルコト
- 一六 小賣市場使用者ノ休業承認ニ關スルコト
- 一七 別ニ定ムルモノヲ除クノ外家畜市場業務規程中市長ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルコト
- 一八 屠場ニ於テ生ズル汚物及燒却灰ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト
- 一九 中央卸賣市場所屬員ノ居住區域指定及指定區域外居住ノ許可ニ關スルコト
- 二〇 別ニ定ムルモノヲ除クノ外中央卸賣市場業務規程及同施行細則中市長ノ權限ニ屬スル事項ニ關スルコト

第十六條 削除

第十七條 各局部長ハ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外其ノ專決事項ノ一部ヲ其ノ局部ノ部課長及其ノ他ノ專決セシムルコトヲ得但シ豫メ市長ノ承認ヲ受クベシ

第十八條 各局部長ハ防空ノ實施ニ際シ災害ノ狀況ニ依リ緊急ノ必要アルトキハ第四條乃至第十五條ノ規定ニ拘ラズ便宜ノ處置ヲ爲スコトヲ得但シ實施後遲滯ナク市長並ニ關係局部長ニ報告又ハ通知スベシ

附則

本規程中第十條第二號及第十六條第四號ニ付テハ市長別ニ之ヲ定ム  
大正九年達第二五號部長專決規程ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭一八、一〇達三五七)

昭和十七年達第二〇八號ノ一一大阪市防空本部局長專決規程ハ之ヲ廢止ス

電氣局長專決規程

制定 大二二、一二、一二達 四二  
最近改正 昭一八、一〇 達三五八

電氣局長專決規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電氣局長專決規程

- 第一條 左ニ列記スル事項ハ電氣局長ヲシテ之ヲ專決セシム但シ事ノ異例ニ屬シ若ハ規定ノ解釋上疑義ニ涉リ又ハ重要ト認ムルモノハ市長ノ決裁ヲ受クヘシ
- 一 備員ノ進退、給與ニ關スルコト
- 二 局員三日以内ノ内國出張ニ關スルコト
- 三 別段ノ規定アルモノヲ除クノ外局内ノ當宿直及部員ノ勤務心得ニ關スルコト
- 四 物品取扱主任任免ニ關スルコト
- 五 局員ノ請暇除服其ノ他出願事項ノ許否ニ關スルコト
- 六 條例其ノ他ノ規定ニ依ル諸給與金ノ支給又ハ手當ノ支給ニ關スルコト
- 七 成規ノ範圍内ニ於テ局員ニ對スル給料ノ支拂ニ關スルコト
- 八 公舍、寄宿舍ノ管理並居住指定ニ關スルコト
- 九 一廉五萬圓未滿ノ工事其ノ他ノ事業及價格三萬圓未滿ノ物品購入

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

並價格三千圓未滿ノ不用物品賣却ニ關スルコト

九ノ二 受託事業費徵收ニ關スルコト

一〇 用品資金所屬物品ノ出庫並之ニ關スル豫算組替ニ關スルコト

一一 請負又ハ物品調達入札ニシテ豫定金額超過ノ場合該金額一割ノ加算額ヲ超エサル範圍内ニ於テ更ニ入札ニ付シ若ハ隨意契約締結ニ關スルコト

一二 既定契約ニ係ル請負工事其ノ他ノ事業ノ設計一部變更並物品購入契約中其ノ仕様一部變更ノ場合請負金又ハ物品購入代金ノ一割ヲ超エサル範圍内ニ於テ該金額増減ヲ爲スコト

一三 工事其ノ他ノ事業請負又ハ物品調達期限ノ延期並違約金ノ徵收ニ關スルコト

一四 請負金及物品購入代金ノ内拂ニ關スルコト

一五 各種ノ擔保金及保證金ニ關スルコト

一六 收入支出ノ命令ニ關スルコト

一七 契約時間外電力使用者ニ對シ増徴スヘキ使用料決定ニ關スルコト

一八 電柱用地補償金ノ決定ニ關スルコト

一九 登記、假差押及破産申請並代人選定ニ關スルコト

二〇 市有土地分割地目變更届出ニ關スルコト

二一 市有不動産管理規程ニヨラサル市有土地建物一ケ年以内ノ賃貸ニ關スルコト

二二 規程ニ準據シ市有土地ノ使用ニ關スルコト

二三 賃貸契約ニ依ル市有土地ノ轉貸又ハ其ノ地上ニ於ケル工作物建築

第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

- 設變更等ニ關スルコト
- 二四 諸職夫ニ課程ノ勞働ヲ爲サシムルコト
- 二五 器具機械ノ貸借ニ關スルコト
- 二六 不用乗車券及原紙處分ニ關スルコト
- 二七 不用土砂炭滓ノ處分ニ關スルコト
- 二八 電車及乗合自動車(以下單ニ自動車ト稱ス)ノ貸切並團體割引ニ關スルコト
- 二九 電氣軌道乘車料條例第六條ニ依ル學校認定ニ關スルコト
- 三〇 電車及自動車ノ運轉時間、運轉系統、運轉區間並停留場ニ關スルコト
- 三一 電氣軌道乘車券及自動車乘車券ノ様式、調製並發賣ニ關スルコト
- 三二 電氣軌道優待乘車券及無賃乘車券並自動車監査票ノ發行ニ關スルコト
- 三三 營業廣告ニ關スルコト
- 三四 乘客通行人ニ死傷ヲ生シタル場合之カ應急處置及手當金又ハ見舞品贈呈ニ關スルコト
- 三五 輕易若ハ定例ノ事項ニ關シ市長名ヲ以テ官署ニ稟申、届出ヲ爲シ市長、市役所、局長又ハ局名ヲ以テ官公署其ノ他トノ文書ヲ往復スルコト
- 三六 工事施行ニ關シ官廳ニ稟請ノコト
- 三七 電氣使用條例及同施行細則ニ依ル料金徵收ニ關スルコト
- 三八 規定ノ範圍内ニ於ケル電氣使用料、工事費、機械器具使用料及



第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

賣渡代金、検査料、試験料等ノ輕減ニ關スルコト

三九 電氣供給ノ勤務並申込ノ承認及其ノ工事ノ施行ニ關スルコト

四〇 電氣機械器具及材料並電氣工作物ノ賣渡ニ關スルコト

四一 電氣工作物ノ検査及試験ニ關スルコト

四二 前各號ニ準スヘキ事項並輕易ナル事務處辨ニ關スルコト

第二條 前條中第一號ノ件ハ執行後直ニ、第二號第三號ハ毎月市長ニ報告スヘシ

第三條 電氣局長ハ其ノ專決事項ノ一部ヲ部長、課長其ノ他ニ專決セシムルコトヲ得但シ此場合ニ於テハ豫メ市長ノ承認ヲ受クヘシ

第四條 電氣局長ハ防空ノ實施ニ際シ災害ノ狀況ニ依リ緊急ノ必要アルトキハ第一條ノ規定ニ拘ラス機宜ノ處置ヲ爲スコトヲ得但シ實施後遲滞ナク市長並ニ關係局部長ニ報告又ハ通知スヘシ

附則

大正九年達第二五號部長專決規程第三條及大正十二年九月達第三八號ノ二電氣局長專決ニ關スル件ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

麻長專決規程

制定 昭一七、六、一一(達一〇八ノ六) 最近改正 昭一八、四、一三(達一三八)

大正九年達第三三號麻長專決規程左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

麻長專決規程

第一條 本規程ニ於テ麻トハ經濟研究所、美術館、桃山病院、少年保養所、市民病院、生活科學研究所、工業研究所及電氣科學館ヲ謂フ

一〇 一廉五百圓未滿ノ工事ノ請負及一廉百圓未滿ノ其ノ他ノ請負ニ關スルコト

一一 物品購買資金ニ依ル購入物品及統制物資ヲ除クノ外一廉百圓未滿ノ物品購入ニ關スルコト

一二 一廉五十圓未滿ノ用品賣却ニ關スルコト

一三 條例其ノ他ノ規定又ハ決定ニ依ル使用料、手数料、延滞金其ノ他之ニ準ズベキモノノ測定、減免、徵收、收入及還付ニ關スルコト但シ減免ニ付テハ裁量ノ餘地アルモノニシテ異例ニ屬スルモノヲ除ク

一四 豫算種目及附記ノ新設又ハ流用ニ關スルコト但シ別ニ定ムルモノヲ除クノ外理財局長ニ合議スベシ

一五 既決ノ實地計畫及實行豫算ノ細目執行ニ關スルコト

一六 事務費ニ屬スル需用費ノ執行ニ關スルコト但シ別ニ定ムルモノハ理財局長ニ合議スベシ

一七 一廉三千圓未滿ノ建物其ノ他現存諸設備ノ維持修繕費ノ執行ニ關スルコト

一八 輕易定例又ハ既定標準ニ依ル納金、獎勵金、保險料其ノ他之ニ準ズベキモノノ支出ニ關スルコト

一九 一廉二百圓未滿ノ輕易又ハ定例ノ講演會、講習會、懇談會、協議會其ノ他之ニ準ズル諸集會並ニ慰安會、鑑賞會其他之ニ準ズル諸行事ニ關スルコト但シ別ニ定ムル經費ヲ含ムモノニ付テハ理財局長

第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

第二條 各課長ハ別ニ定アル場合ヲ除クノ外本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ主管事務ヲ專決スルコトヲ得但シ異例ニ屬シ若ハ規定ノ解釋上疑義ニ互リ又ハ重要ト認ムルモノハ市長ノ決裁ヲ受クベシ

第三條 本規程ニ依リ專決シ得ベキ事務事業ニ伴フ豫算ノ執行ニ關シテハ之ヲ專決スルコトヲ得

第四條 各麻長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ

一 別ニ定ムル職員及傭員ノ採解ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ翌月五日迄ニ所管局部長ヲ經テ總務局長ニ報告スベシ

二 從業員ノ採解ニ關スルコト但シ總務局長ニ合議スベシ

三 從業員ノ入替又ハ除隊ニヨル休務又ハ復務ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ總務局長ニ報告スベシ

四 別段ノ規定アルモノヲ除クノ外麻長ノ當宿直及麻員ノ勤務ニ關スルコト

五 麻員ノ請假及除服ニ關スルコト

六 課長及事務長以上ヲ除クノ外麻員ノ管外居住ニ關スルコト但シ異例ニ屬スルモノハ總務局長ニ合議スベシ

七 課長及事務長以上ヲ除クノ外麻員ノ管外旅行ニ關スルコト

八 別ニ定ムル方針ニヨル傭員及從業員ノ定期昇給及雇員以下ノ定期賞與ニ關スルコト但シ所管局部長及總務局長ニ合議スベシ

九 規定又ハ決定ニ依ル諸手當及各種獎勵金並ニ賄料ノ支給ニ關スルコト但シ異例ニ屬シ又ハ疑義ニ互ルモノハ所管局部長及總務局長ニ合議スベシ

合議スベシ

一〇 一廉百圓未滿ノ輕易又ハ定例ノ慰靈祭、地鎮祭其ノ他之ニ準ズル諸祭祀及開所式、開講式、修了式其ノ他之ニ準ズル諸儀式ニ關スルコト但シ別ニ定ムル經費ヲ含ムモノニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

一一 輕易ナル接待費ノ支出ニ關スルコト但シ別ニ定ムル金額ヲ超ユルモノニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

一二 工事又ハ事業上生ジタル事故ニ對スル一件百圓未滿ノ應急處置費、損害賠償金又ハ見舞金其ノ他之ニ準ズベキ經費ノ支出ニ關スルコト

一三 既定ノ諸會費、供花料、弔祭料其ノ他之ニ準ズベキ輕易定例ノ雜費支出ニ關スルコト

一四 既決事務事業又ハ既決議金ノ輕易ナル變更ニ關スルコト但シ決議金ノ増額ニ付テハ理財局長ニ合議スベシ

一五 負擔條件ノ伴ハザルモノニシテ其ノ金額又ハ見積價格一千圓以下ノ金品ノ寄附收受ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ祕書課長ニ報告スベシ

一六 條例其ノ他ノ規定ニ依リ所管ノ市營造物及其ノ附屬設備ノ使用ノ許可、許可ニ伴フ工作物其ノ他特殊設備設置ノ許可若ハ命令又ハ擔保ノ提供、許可ノ取消又ハ使用ノ制限若ハ停止及使用物返還ノ場合ニ於ケル原狀回復義務履行ニ關スルコト

一七 食堂其ノ他營業ノ爲ニスル市有廳舎其ノ他市有公共用建物ノ使用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除

【大例一三號】

【大例一三號】



- 二八 保證金(代用有價證券ヲ含ム)ノ徵收、還付、損害充當等ニ關スルコト
- 二九 事業上必要ナル廣告ニ關スルコト
- 三〇 機具、器械其ノ他物品ノ組替、保管轉換、貸借其ノ他管理ニ關スルコト
- 三一 輕易又ハ定例ノ諸申請ニ關スルコト
- 三二 輕易又ハ定例ノ照會、回答、届出、報告、通知申告等ニ關スルコト
- 三三 本規程ニ定ムル各號ニ準ズベキ事項ニ關スルコト

第五條

- 一 一廉千圓未満ノ圖書及資料購入ニ關スルコト
- 二 出版物ノ刊行及其ノ契約ニ關スルコト
- 三 調査研究事務ノ委嘱ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ市長ニ報告スベシ

第六條

- 一 美術館長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 二 美術鑑査員會ノ意見ヲ徵スルコト
- 三 美術品、美術工藝品、圖書其ノ他美術研究資料ノ受託ニ關スルコト
- 四 國寶美術品ノ修理加工ノ引受及其ノ執行ニ關スルコト

第七條

各病院長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ

第一條 各課長ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ主管事務ヲ專決スルコトヲ得但シ施行方法ノ確定シタルモノニシテ疑義及自由裁量ノ餘地ナキモノニ限ル

第二條

- 一 課員ノ時間外勤務及市内出張ニ關スルコト
- 二 從業員ニ課程勞働ヲ爲サシムルコト
- 三 族籍、身分、資力等ノ取調ニ關スルコト
- 四 輕易又ハ定例ニ屬スル出願事項ノ許否ニ關スルコト
- 五 成規定例ニ依ル諸證明ニ關スルコト
- 六 諸收入金ノ調定、更正、取消及過誤納金還付ニ關スルコト
- 七 期限アル事件ノ督促ニ關スルコト
- 八 公賣處理手續及公課配當請求ニ關スルコト
- 九 徵收、登記其ノ他之ニ準ズル事務囑託ニ關スルコト
- 一〇 保存文書引繼手續ニ關スルコト
- 一一 遺失物ノ處置ニ關スルコト
- 一二 人事々務所管課長ニ在リテハ左記事項ニ關スルコト
  - (イ) 臨時僱員ノ採解、給與其ノ他身分ニ關スルコト
  - (ロ) 課長ヲ除ク所屬員ノ請假、缺勤其ノ他輕易ナル出願事項ニ關スルコト
  - (ハ) 定例ニ屬スル諸給與ニ關スルコト
  - (ニ) 臨時人夫及供給人夫ノ使役並ニ賃金支拂ニ關スルコト
  - (ホ) 其ノ他定例ナル事件ニシテ輕易ナルモノ
- 一三 豫算又ハ物品事務ヲ所管スル課長ニ在リテハ左記事項ニ關スルコト

- 一 公舎、寄宿舎ノ管理及居住指定ニ關スルコト
- 二 傳染病又ハ結核感染者公病決定前ノ引籠及回復期間ノ公休(傳染病ニ限ル)ニ關スルコト
- 三 患者ノ賄ニ要スル食糧品及動物飼料ノ購入ニ關スルコト
- 四 現金拂ニアラザレバ購入シ難キ醫療藥品及衛生材料ノ購入ニ關スルコト但シ資金前渡額ノ範圍内ニ限ル
- 五 患者殘飯ノ賣却又ハ處分ニ關スルコト
- 六 病汚染ノ破損又ハ汚穢物品燒却並ニ患者遺留及處分委託物品ノ處分ニ關スルコト
- 七 患者ノ診療、診斷及證明ニ關スルコト
- 八 死體解剖及局部保存ニ關スルコト
- 九 死亡者ノ處置、埋火葬及祭祀等ニ關スルコト
- 一〇 貧民附添人ノ食料給與ニ關スルコト
- 一一 看護婦養成所生徒募集、入所選拔試驗及卒業式其他諸儀式ノ執行ニ關スルコト
- 一二 少年保養所長ニ在リテハ入所者ノ教護ニ關スルコト

第八條 削除

課長專決規程

制定 昭一七六、一一一、二〇八ノ七 最近改正 昭一八、一、一 三二

市役所課長專決規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス 市役所課長專決規程

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

コト

- (イ) 事務費ニ屬スル需用費其ノ他定例確定的經費ノ支田ニ關スルコト
  - (ロ) 收支命令書ノ發行ニ關スルコト
  - (ハ) 一時取扱金ノ收支並ニ正當科目ヘノ振替ニ關スルコト
  - (ニ) 公課ノ納付其ノ他之ニ準ズル事項ニ關スルコト
  - (ホ) 物品ノ組替及保管轉換ニ關スルコト
  - (ヘ) 物品購買資金ニ依ル購入物品及統制物資ヲ除クノ外一廉百圓未満ノ物品購入ニ關スルコト
  - (ト) 輕易ナル物品ノ購買請求、檢收ノ許否及田納保管ニ關スルコト
  - (チ) 器具機械等ノ貸借ニ關スルコト
  - (リ) 用品處分手續ニ關スルコト
  - (ニ) 其ノ他定例ナル事件ニシテ輕易ナルモノ
  - (イ) 輕易又ハ定例ニ屬スル照會、回答、届出、報告、通知、申告、願書等ノ申達、指令等ノ傳達ニ關スルコト
  - 一五 其ノ他定例の事務處辨ニシテ輕易ナルモノ
- 第三條 前條ニ定ムルモノノ外秘書課長ノ專決シ得ベキ事項左ノ如シ
- 一 局部長專決規程第四條第一號乃至第九號、第十一號、第十二號、第二十號、第二十三號、第二十九號乃至第三十一號、第三十四號、第三十五號、第三十七號、第四十號、第四十一號、第四十四號、第四十七號及第五十一號ニ關スルコト
  - 二 一萬圓未満ノ金品寄附者ノ待遇ニ關スルコト

第四條 削除



第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

第五條 第一條及第二條ノ規定ハ事務長其ノ他課長ニ準ズル者ニ之ヲ準用ス

附則

大正九年達第二六號課長專決規程ハ之ヲ廢止ス

區役所課長專決規程

制定 昭一八、六、一四達二五〇

區役所課長專決規程左ノ通相定メ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

區役所課長專決規程

第一條 區長ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ事務ヲ各課長ヲシテ專決セシムルコトヲ得但シ異例ニ屬シ若ハ規定ノ解釋上疑義ニ互リ又ハ重要ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 課長ノ專決事項左ノ如シ

- 一 課員ノ時間外勤務及市内出張ニ關スルコト
- 二 身分、養力等ノ取調ニ關スルコト
- 三 輕易又ハ定例ニ屬スル田賦事項ノ許否ニ關スルコト
- 四 成規定例ノ諸證明及公簿ノ閱覽ニ關スルコト
- 五 諸收入金ノ測定、更正、取消及過誤納金ノ還付ニ關スルコト
- 六 一時取扱金ノ收支並ニ正當科目ヘノ振替ニ關スルコト
- 七 繰替金ノ支出及繰戻金ノ收入ニ關スルコト
- 八 手数料及使用料等ノ徵收ニ關スルコト
- 九 官公署ノ囑託ニ係ル揭示及文書物件ノ傳達交付ニ關スルコト
- 一〇 輕易又ハ定例ニ屬スル照會、回答、届出、報告、通知、申告、

願書等ノ受理、審査及申達並ニ指令等ノ傳達ニ關スルコト

第三條 庶務課長ノ專決事項左ノ如シ

- 一 臨時備員ノ探解、給與其ノ他身分ニ關スルコト
- 二 職備員其ノ他ノ身分調査ニ關スルコト
- 三 別ニ定ムルモノヲ除クノ外所屬員ノ請假、缺勤其ノ他輕易ナル出願事項ニ關スルコト
- 四 定例ニ屬スル諸給與ニ關スルコト
- 五 事務費ニ屬スル需用費其ノ他定例確定の經費ノ支出ニ關スルコト
- 六 收入命令書ノ發行ニ關スルコト
- 七 一廉百圓未満ノ物品ノ購入ニ關スルコト
- 八 廳舎ノ輕易ナル修繕ニ關スルコト
- 九 公課ノ納付其ノ他之ニ準ズル事項ニ關スルコト
- 一〇 共濟組合ノ諸手續ニ關スルコト

第四條 兵事戶籍課長ノ專決事項左ノ如シ

- 一 馬籍ニ關スルコト
- 二 兵役關係ノ調査ニ關スルコト
- 三 在郷軍人ノ異動通知ニ關スルコト
- 四 軍事扶助申請ノ調査ニ關スルコト
- 五 戶籍及除籍副本ノ送付ニ關スルコト
- 六 戶籍、寄留及除籍謄抄本ノ認證ニ關スルコト
- 七 戶籍届懈怠通知ニ關スルコト

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

八 個人及法人ノ印鑑證明ニ關スルコト

九 埋火葬認許證ノ交付ニ關スルコト

第五條 市民課長ノ專決事項左ノ如シ

- 一 隣組長ノ委解囑ニ關スルコト
- 二 體力検査ノ細目施行ニ關スルコト
- 三 種痘ノ通知及種痘濟證ノ交付ニ關スルコト
- 四 救護、母子保護、醫療保護ノ開始及廢止並ニ救護費及扶助費ノ支出ニ關スルコト
- 五 特別救護、應急救助、妊産婦營養補給ノ開始及廢止並ニ補給金及救助金ノ支出ニ關スルコト
- 六 行旅死病人、精神病者及癩患者ノ取扱並ニ救監護費ノ支出ニ關スルコト
- 七 妊婦手帳ノ交付ニ關スルコト
- 八 生活必需品及配給品等ノ購入券ノ交付ニ關スルコト
- 九 水難物件ノ保管並ニ引渡ニ關スルコト

第六條 稅務課長ノ專決事項左ノ如シ

- 一 賦課資料ノ調査ニ關スルコト
- 二 收入命令書ノ發行ニ關スルコト
- 三 各種異動通知ノ處理ニ關スルコト
- 四 鑑札及検査證ノ交付ニ關スルコト
- 五 檢稅吏員證票ノ管理ニ關スルコト
- 六 烙印ニ關スルコト
- 七 滯納處分ノ囑託及受託ニ關スルコト

第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

八 公課ノ配當要求ニ關スルコト

九 督促狀、催告書及注意書等ノ發付ニ關スルコト

局長專決規程及廳長專決規程等改正ニ伴フ規程運用ニ關スル件

制定 昭一七、六、一〇總乙六

現下諸情勢ニ即應シ今般職制改正ニ併セテ局長及廳長專決規程等全般ニ互リ整備擴張相成候處右ハ時局下事務ノ高度ノ能率化、迅速化ヲ圖リ以テ之ガ處理促進ニ刷新ノ實ヲ舉ゲントスルモノニ外ナラザルヲ以テ之ガ運用ニ付テハ濫用ヲ慎ムハ勿論事ノ輕重ヲ誤ラズ徒ニ字義ニ囚ハルルコトナク萬遺漏ナキヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

一、合議ニ付テ

- (一) 一專決規程ニ定ムル合議ハ概ネ統合事務ニシテ當時之ヲ必要トスル事項ノミニ限リタリ從テ所謂關係部局ヘノ合議ハ文書規程第二十五條ニヨリ之ヲ爲スモノナルコト勿論ノ義ニ付其ノ運用ヲ誤ラザルコト
- (二) 合議ノ取扱ニ付テハ左記ニヨリ處理促進ニカムルコト
  - (イ) 他部局ニ合議スルトキハ其ノ事件ニ直接關係アル課ノミニ合議シ其ノ他ノ課ニハ可成合議ヲ省略スルコト



(四) 課(局)部内ノ課ヲ含ムニ合議スルトキハ先ヅ其ノ事件ニ直接關係アル者ニ合議シ課内他ノ者ニハ可成合議ヲ省略スルコト  
(五) 要合議事項ト雖モ定例的ノモノ確定的ノモノ其ノ他輕易ナルモノハ文書合議ニヨラズ直接口頭又ハ電話ニヨリ簡易處理ヲナスコト

(二) 單ニ「見セオク」「知ラシメオク」爲ノ合議ハカメテ之ヲ省略シ決裁後同覽スルニ止ムルコト

(三) 不用品處分ニ付テハ物品會計規程第二十條ニヨリ總テ監査部長ニ合議ヲ要スルモノナルヲ以テ專決規程ニ所謂不用品賣却專決ト彼此混合セザルコト

(四) 前各項ハ經何文書ニ關スル合議ニ付テモ之ヲ準用スルコト

二、專決ノ結果報告ニ付テハ特ニ之ヲ必要トスル場合ニ限リタルヲ以テ之ガ執行ニ付テハ特ニ遺憾ナキヲ期スルコト

三、報告文書ノ取扱ニ付テハ

專決權ノ擴張ハ稟議文書ノ經何ヲ少カラシムルヲ以テ自然市政事務事業ノ實情ヲ明カニシ得サルノ缺陷ヲ生ズ、之ヲ補正スル唯一ノ方法ハ市政事務事業ニ關スル統一アル報告ノ全キヲ期スルニアルヲ以テ此ノ意味ニ於テ事務事業ノ進捗狀況、歲入出豫算ノ執行狀況、事務事業ノ實績狀況其ノ他圖表等市政事務事業ノ全貌ヲ明ニシ得ル報告文書ハ力メテ之ヲ供覽スル様特ニ留意スルコト

四、專決ニ關スル從來ノ市長決定中、改正專決規程ニ重複又ハ抵觸スルモノハ自然消滅シタルコト

(三) 事務費ニ屬スル需用費中刊行物ノ印刷並ニ自動車購入及豫算外諸物品ノ購入等ハ理財局長合議ヲ要ス(局長專決規程第四條第一六號參照)

(四) 普通經濟及特別經濟關係經常部維持修繕費、維持費、作業費豫算ノ執行ニシテ次年度豫算ノ計上ニ影響ヲ來スベキモノ並ニ交付金其ノ他之ニ類スル經費及臨時經費ニ付テハ理財局長合議ヲ要ス(局長專決規程第四條第二七號參照)

(五) 輕易若ハ定例又ハ既定標準ニ依ル獎勵金、助成金ト雖モ、農事、商工、貿易關係助成金及獎勵金ノ支出ハ理財局長合議ヲ要ス(局長專決規程第四條第二八號參照)

(六) 飲食及接待費(一般接待費ヲ含ム)ニシテ一件三拾圓一人當市職員關係ノモノ五拾錢、其ノ他ノモノ五圓ヲ超ユルトキハ理財局長合議ヲ要ス(局長專決規程第四條第二九號第三〇號參照)

(七) 謝禮金ニシテ一人ノ支出額講師ニ在リテハ百圓(旅費滞在費ヲ含ムトキハ百五拾圓)其ノ他ニ在リテハ拾圓ヲ、記念品並ニ賞品ニシテ一人ノ支出額二圓ヲ超ユルトキハ理財局長合議ヲ要ス(局長專決規程第四條第三〇號參照)

(八) 專決ニ付テモ之ヲ專決シ得ルモノトス但シ規定ノ解釋上疑義ヲ生ズル支拂方法ニ付テハ理財局長及會計課長ニ合議ノ上經何スルモノトス

(九) 「昭和十一年十月二日付財乙第七一二號豫算執行ニ關スル件」「同

五、局長專決規程第十六條第四號及廢長專決規程第八條第三號ニ付テハ當分ノ間從前通り(廢長專決規程第八條第三號ニ付テハ昭和十五年六月二十日市長決裁、中央卸賣市場場長專決事項ニ關スル件)參照)

局長專決規程及廢長專決規程等改正ニ伴フ豫算執行等ニ關スル件依命通牒

制定 昭一七、六、一一 理乙三  
各局課長(電氣局長ヲ除ク) 技監宛

局長及廢長專決規程等別途改正相成候處同規程ニ基キ豫算ノ執行上別ニ定ムルヲ適當ト認ムル事項並ニ經理事務ニ關シ其ノ專決範圍ノ全面的擴張ニ伴ヒ慎重處理ヲ要スト認メラルル事項左記ノ通決定相成候條充分御留意ノ上之ガ施行ノ適正ヲ期セラレ度依命此段及通牒候也

記

一、豫算執行ニ關スル事項

(一) 條例其ノ他ノ規定ニ依ル負擔金、使用料、手数料延滞金等ノ減免ニシテ歲入ニ著シキ影響ヲ及スモノ、將來ニ互リ重大ナル先例トナルモノ、他トノ均衡ヲ失スルモノ其ノ他異例ニ屬スルモノニ付テハ理財局長ヲ經テ市長ノ決裁ヲ受クベシ(局長專決規程第四條第一八號參照)

(二) 人件費相互間ノ流用並ニ市制町村制施行規則中市町村歲入出豫算様式ノ定ムル項又ハ種目ニ準ズルモノヲ除ク附記相互間ノ流用ハ理財局長合議ヲ要セズ(局長專決規程第四條第二〇號參照)

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

十五年四月一日付財乙第三七七號豫算執行經何手續改善ニ關スル件一並ニ「同十五年三月三十日付財乙第七七八號寄附收受ニ關シ部課長專行ノ件」ハ之ヲ廢止ス

二、經理事務處理ニ關スル事項

(一) 物品購入ニ當リテハ契約規程其ノ他經理事務關係法規ニ準據シ特ニ左ノ各項嚴守スルヲ要ス  
(イ) 見積比較ノ方法ニ依ルコト  
(ロ) 必要アル場合ノ外特殊品ヲ指定購入セザルコト  
(ハ) 購入先ハ已ムヲ得ザル場合ノ外本市入札加名商人ニ限定スルコト

(二) 檢收ヲ嚴重ニ實施シ減價採用等ノ場合ハ適切ナル方法ヲ講ズルコト  
(イ) 價格等統制令其ノ他ノ經濟統制法規ニ違反セザル様充分調査スルコト

(二) 工事其ノ他ノ請負及不用品賣却ニ付テモ前項ニ準ズルモノトス但シ貨物自動車ニヨル運搬契約ニ付テハ、昭和十七年四月十四日付經乙第五一一號經理部長通牒ニヨルモノトス

(三) 專決執行後ノ結果報告ニ付テハ  
(イ) 急遽專決ノ場合ニ在リテハ別紙様式ニヨリ遲滞ナク報告ヲ要ス  
(ロ) 其ノ他ノ專決ニ付テハ報告ヲ要セズ



- (四) 契約事務擔當者ニハ物品出納吏、物品取扱主任其ノ他契約手續ニ堪能ナル者ヲシテ之ニ充ツルモノトス
- (五) 契約事務執行ニ關シ手續上疑義アル場合ハ豫メ協議ノ上萬全ノ措置ヲ講ズルヲ要ス
- (六) 昭和十三年六月三十日付經乙第一五四二號消費節約勵行ニ關スル依命通牒中第三項第二號ハ之ヲ廢止ス

工事其ノ他ノ請負  
物品購買其ノ他急遽專決報告書

費目	款	項	種目	施行月日		品目		寸形		法狀		數量		價合		價用		用途		專決理由
				開始	終了	品名	品番	寸法	形状	数量	單位	金額	用途	用途	用途					
供覽	市長	助役	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長	局長

校園長及圖書館長專決規程

制 定 昭三、五、一四 達 四一  
最近改正 昭一八、四、三 達 二二八  
大阪市直轄學校、幼稚園、圖書館長及青年訓練所主事專決規程左ノ通相定ム

- 一 一廉二千圓未満ノ工事其ノ他ノ請負及物品ノ購入、價格一千圓未満ノ寄附收受並價格五拾圓未満ノ用品賣却ニ關スルコト但シ寄附收受ニ付テハ執行後直ニ教育局長ヲ經テ秘書課長ニ報告スヘシ
- 二 豫算ノ範圍内ニ於テ需用費、諸研究費、研究獎勵及福利増進費並雜出諸費ノ支出ニ關スルコト
- 三 旅費、手當、賞與等ノ支給ニ關スルコト
- 第三條 第二條ノ外中等學校、青年學校及圖書館長ノ專決シ得ヘキ事項左ノ如シ
  - 一 雇員ノ進退ニ關スルコト但シ執行後直ニ教育局長ニ報告スヘシ
  - 二 職員ノ市内及附近町村派遣ニ關スルコト
  - 三 職員ノ勤務心得ニ關スルコト
  - 四 職員ノ請假、除服及休暇中私事旅行ニ關スルコト
  - 五 賄料支給ニ關スルコト
  - 六 族籍、身分及資力等ノ調査ニ關スルコト
- 第四條 第二條及第三條ノ外圖書館長ノ專決シ得ヘキ事項左ノ如シ
  - 一 一廉一千圓未満ノ寄贈圖書及書棚等附屬物品ノ收受ニ關スルコト但シ執行後直ニ教育局長ニ報告スヘシ
  - 二 圖書ノ委託ヲ承認スルコト
  - 三 圖書ノ評價鑑定及調査囑託ニ關スルコト

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
大正九年六月達第三九號直轄學校長並圖書館長專決規程及昭和二年三月達第二三號小學校、幼稚園、小學校附設ノ學校長及青年訓練所主事專決第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

校園長及圖書館長專決規程

- 第一條 學校、幼稚園及圖書館長ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ其ノ主管事務ヲ專決スルコトヲ得但シ事ノ異例ニ屬シ又ハ重要ト認ムルモノニ付テハ市長又ハ教育局長ノ決裁ヲ受クヘシ
- 第二條 專決シ得ヘキ事項左ノ如シ
  - 一 豫算ノ範圍内ニ於テ給仕使丁ノ進退及工夫其ノ他雜役夫等ノ使役ニ關スルコト但シ執行後直ニ教育局長ニ報告スヘシ
  - 二 一廉百圓未満ノ工事其ノ他ノ請負及物品(別ニ指定スルモノヲ除ク)ノ購入、價格五拾圓未満ノ寄附收受並價格二拾圓未満ノ用品賣却ニ關スルコト但シ工作物ノ建設寄附ニ付テハ豫メ教育局長ノ承認ヲ受クヘシ
  - 三 急遽必要ノ場合ニ於テ一廉五百圓未満ノ工事其ノ他ノ請負及一廉三百圓未満ノ物品購入ニ關スルコト
  - 三 豫算ノ範圍内ニ於テ別ニ定ムル方針ニヨリ適宜經費ヲ支出スルコト
  - 四 校外授業、園外保育、青年學校見學、青年學校野外訓練及青年學校野外體育訓練等(宿泊ノ場合ヲ除ク)ノ實施ニ關スルコト
  - 五 運動會、學藝會、夏季課外施設、研究會、保護者會其ノ他之ニ類スル教育諸集會ノ開催ニ關スルコト
  - 六 生徒、兒童製作品ノ賣却ニ關スルコト
  - 七 前各號ニ準スヘキ事項及輕易ナル事務處理ニ關スルコト
- 第二條ノ二 前條ノ外商科大學長、商科大學高等商業部長及高等工業學校長ノ專決シ得ヘキ事項左ノ如シ

【大例一三號】

【大例一三號】

規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

代理順位ニ關スル件

制 定 昭一四、一〇、一三 達 乙九七九  
各部長(監査部長ヲ除ク)ノ宛

- 今般職制改正ニ伴ヒ部長及主管課長事故アルトキノ代理順位ニ關シテハ當該部長ニ於テ代理順位ヲ決定スルコトニ改正相成候ニ付テハ右決定ニ際シテハ特別ノ事由ナキ限り左記標準ニ準據相成度此段及通牒候也
- 一 第一順位トシテ庶務課長又ハ庶務課長ニ相當スル課長其ノ事務ヲ代理スルコト
  - 二 庶務課長又ハ之ニ相當スル課長モ亦事故アルトキハ上席課長ヨリ順次其ノ事務ヲ代理スルコト

副收入役分掌事項

制 定 大元、九、一三 告示 二二二  
最近改正 大一一、一〇 告示 二二三

- 市制第九十七條第三項ニ依リ大阪府知事ノ許可及市會ノ同意ヲ得テ本月十一日ヨリ左記收入役ノ事務ヲ副收入役ニ分掌セシム
- 一 電氣事業特別會計ニ屬スル出納其ノ他ノ會計事務



### 電氣軌道特別會計ニ屬スル會計事務管掌ニ關スル件

電氣軌道特別會計ニ屬スル公金ノ取扱契約、預金並此等ニ基ク擔保品ニ關スル事項ハ電氣軌道特別會計ニ屬スル出納其ノ他ノ會計事務ヲ分掌セシムル副收入役ヲシテ管掌セシム

### 區長分掌並ニ專決規程

制 定 昭一八、六、二四告示五〇

區長分掌並ニ專決規程左ノ通相定メ昭和十八年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 第一條 左ニ掲グル事務ハ之ヲ區長ニ分掌セシム

- 一 國民學校兒童ノ就學ニ關スルコト
- 二 青年學校生徒ノ就學ニ關スルコト
- 三 中等學校、國民學校授業料及幼稚園保育料ノ徵收並ニ減免ニ關スルコト
- 四 國民學校職員ノ俸給其ノ他諸給與ノ收支命令ニ關スルコト
- 五 選舉運動ノ爲ニスル本市立學校設備ノ使用及施設ノ公營ニ關スルコト
- 六 市ノ一部ノ區會議員ノ選舉、區會ノ準備、區會ノ議決及市ノ一部ノ豫算ノ執行並ニ財産又ハ營造物ノ管理ニ關スルコト
- 七 民事訴訟法及破産法ニ依リ市長ノ取扱フベキ事務ニ關スルコト

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

### 第二條 左ニ掲グル事務ハ別ニ定アル場合ヲ除クノ外區長ニ於テ專決スルコトヲ得但シ異例ニ屬シ若ハ規定ノ解釋上疑義ニ互リ又ハ重要ト認ムルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一 別ニ定ムル雇員及備員ノ採解ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ翌月五日迄ニ總務局長ニ報告スベシ
- 二 從業員ノ採解ニ關スルコト但シ總務局長ニ合議スベシ
- 三 雇員ノ入替又ハ除隊ニヨル休務又ハ復務ニ關スルコト但シ其ノ結果ハ直ニ總務局長ニ報告スベシ
- 四 所屬員ニ往復一日ノ範圍内ノ出張ヲ命ズルコト
- 五 別段ノ規定アルモノヲ除クノ外所屬員ノ勤務ニ關スルコト
- 六 所屬員ノ請假及除服ニ關スルコト
- 七 課長ヲ除クノ外所屬員ノ管外居住ニ關スルコト但シ異例ニ屬スルモノハ總務局長ニ合議スベシ
- 八 課長ヲ除クノ外所屬員ノ管外旅行ノ許可ニ關スルコト
- 九 別ニ定ムル方針ニヨル備員及從業員ノ定期昇給及雇員以下ノ定期賞與ニ關スルコト但シ總務局長ニ合議スベシ
- 一〇 規定又ハ決定ニヨル諸手當及賄料ノ支給ニ關スルコト但シ異例ニ屬シ又ハ疑義ニ互ルモノハ總務局長ニ合議スベシ
- 一一 不用品賣却ニ關スルコト
- 一二 別ニ定ムル方針ニヨル訓令豫算ノ執行並ニ之ニ伴フ契約ニ關スルコト
- 一三 食堂其ノ他營業ノ爲ニスル市有廳舎ノ使用繼續承認ニ關スルコト但シ使用條件ニ重要ナル變更アル場合ヲ除ク

### 八 神職ノ除服及旅行ニ關スルコト

### 九 徵發ニ關スルコト

- 一〇 襲名及僧侶得度ニ依ル改名ニ關スルコト
- 一一 癩瘰癧法ニ依ル癩患者及其ノ同伴者又ハ同居者ノ一時救護取扱ニ關スルコト
- 一二 少年救護法ニ依ル該當者ノ具申及一時救護ニ關スルコト
- 一三 救護法、母子保護法及醫療保護法ニ依ル救護又ハ扶助ニ關スルコト
- 一四 罹災者救助基金法ニ依ル給與品給與、焚出、避難所設置及一時施療ニ關スルコト
- 一五 國稅及府稅ノ徵收ニ關スルコト
- 一六 手数料、延滞金、滞納處分費、辨償金、過料及過怠金ノ徵收ニ關スルコト
- 一七 河川占用料及堤防使用料ノ徵收ニ關スルコト
- 一八 國稅及府稅徵收交付金ノ請求ニ關スルコト
- 一九 法令ニ依ル公共團體ノ經費又ハ過怠金ノ滞納處分及交付金ノ請求ニ關スルコト
- 二〇 間接國稅犯則者處分法ニ依ル差押物件ノ保管ニ關スルコト
- 二一 法令ニ依リ市ニ命ゼラレタル繰替支辨及拂戻請求ニ關スルコト
- 二二 區長所管事務ニ屬スル諸證明及公簿閱覽ニ關スルコト
- 二三 區役所所屬ノ市歲入歳出金收支命令ニ關スルコト
- 特ニ城東區長及東住吉區長ニ分掌セシムル事務
- 一 水利組合ニ關スルコト

### 附則

明治四十四年大阪市告示第六十八號區長分掌事項ハ之ヲ廢止ス

### 區收入役分掌事項

制 定 昭四四、一一、二二告示 六九  
最近改正 昭九、三 告示一三〇

市制第九十七條第四項ニ依リ左記ノ通市收入役ノ事務ヲ區收入役ニ分掌セシム

- 一 國稅收入ノコト
- 二 府稅收入ノコト
- 三 市稅收入ノコト
- 四 川中、船中、堤防及並木敷使用料並道路河川占用料收入ノコト
- 五 區役所ノ事務ニ對スル手数料ノコト
- 六 國稅府稅及賦金徵收交付金收入ノコト
- 七 削除
- 八 遺族扶助料條例ニ依リ區役所吏員ノ納ムル納付金收入ノコト
- 九 削除
- 一〇 削除
- 一一 削除
- 一二 削除
- 一三 區役所費其ノ他區役所々屬市歲出支出ノコト
- 一四 區役所々屬市經濟ニ屬スル物品ノ出納及保管ノコト
- 一五 區及市ノ一部ノ出納其ノ他ノ會計ニ關スルコト



第五類 處務 第三章 代理、專決及分掌

- 一六 徴兵旅費收入支田ニ關スルコト
- 一七 商賣會議所法第三十三條ニ依ル經費、過怠金及交付金收入ノコト
- 特ニ北區收入役ニ分掌セシムル事項
- 一 削除
- 二 削除
- 三 削除
- 四 水利組合費收入ノコト

第四章 文書

市役所文書規程

制定 昭一八、一〇、二二 第三九一

昭和十四年達第一九五號大阪府市役所文書規程左ノ通改正シ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府市役所文書規程

第一章 總則

第一條 本市役所ニ於ケル文書ノ取扱ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 局室部課(以下局部ト稱ス)ニ文書主任一名ヲ置キ局部課長之ヲ命ズ

局長必要ト認ムルトキハ局内ノ部ニ文書副主任一名ヲ置キ文書主任ノ事務ノ一部ヲ分任セシムルコトヲ得

第三條 文書主任ハ上司ノ命ヲ承ケ其ノ局部内ニ於ケル文書ノ收受、發送、審査、處理ノ促進、改善指導、整理、保存其ノ他一切ノ文書事務ヲ管掌ス

第四條 總務局庶務課ニ左ノ帳簿ヲ置ク

- 一 特殊文書收受簿
- 二 金券收受簿
- 三 電報收受簿
- 四 物品收受簿
- 五 令達番號簿

第五類 處務 第四章 文書

〔大例一三號〕

六 特殊郵便發送控簿

第五條 局部及局内ノ部ニ左ノ帳簿ヲ置ク

- 一 文書收受簿
- 二 文書發送簿

本廳外ノ局部及局内ノ部(電氣局内ノ部ヲ除ク)ニ於テハ前項ノ帳簿ノ外前條第一號乃至第四號及第六號ニ掲グル帳簿ヲ備付クベシ

第二章 收受

第六條 本市ニ到達シタル文書ハ總務局庶務課長ニ於テ收受シ局部別ニ

仕譯ノ上左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 第二號ニ掲グル文書ヲ除キ開封ノ上文書ニ收受印ヲ押捺ノ後配付ス

二 親展文書、見積書、入札書ハ封皮ニ收受印ヲ押捺ノ後配付ス

三 特殊郵便ニ依ル文書、訴訟文書及重要又ハ機密ト認ムル文書ハ收受印押捺ノ上特殊文書收受簿ニ記帳、配付シ受領印ヲ徴ス

四 金券ハ金券收受簿ニ記帳、配付シ受領印ヲ徴ス

五 電報ハ電報收受簿ニ記帳、配付シ受領印ヲ徴ス

六 第三號及第五號ニ掲グル文書ニシテ必要ノモノハ收受時刻ヲモ記帳ス

七 物品ハ物品收受簿ニ記帳、配付シ受領印ヲ徴ス

第七條 二以上ノ局部ニ關聯スル文書ハ其ノ關係最深キモノト認定スル局部ニ配付スルヲ以テ當該局部ニ於テ關係局部ト連絡スベシ

第八條 配付ヲ受ケタル文書ハ局部及局内ノ部ニ於テ收受印ヲ押捺ノ上文書收受簿ニ記帳スベシ



前項ノ手續ヲ經タル文書ハ主管課長ニ配付スベシ  
第九條 配付ヲ受ケタル文書中所謂ニ屬セザルモノアルトキハ直接他ノ局部ニ轉送セズ總務局庶務課ニ返付スベシ  
親展文書ニシテ披見後機密ニ屬セザルモノナルトキハ總務局庶務課ニ返付シ第六條乃至第八條ニ定ムル手續ヲ經ベシ

第三章 文書ノ處理

第十條 主管課長ハ收受シタル文書又ハ發議スベキ案件ニ付擔當者ヲ定メ即時之ガ處理ヲ命ズベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルトキハ上司ニ一先供覽スベシ  
一 不取敢市長、助役ノ閱覽ニ供スル要アルモノ  
二 重要ナル文書ニシテ上司ノ指揮ヲ俟チ處理ノ要アルモノ  
主管課長ハ前項擔當者ニ當該文書ノ處理經過ヲ適宜帳簿ニ記帳セシメ案件完結ニ至ルマデ其ノ進捗ニ留意スベシ  
第十一條 局部相互間ノ文書ノ往復ハ已ムヲ得ザルモノニ止ムベシ  
第十二條 稟議文書及供覽文書ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ作成スベシ  
一 公文例及用字例ニ依リ簡潔明瞭ニ記載シ訂正シタル箇所ニハ捺印スルコト  
二 定例又ハ簡易ナルモノハ定例決裁簿、簡易照覆書又ハ文書ノ餘白ヲ利用スルコト  
三 關係案件ハ支障ナキ限り一起案トナスコト  
四 參考トナル事項ハ其ノ要領ヲ摘記スルコト  
五 同一案件ニシテ稟議ヲ重ナルモノニハ其ノ完結ニ至ルマデ關係稟議書又ハ供覽文書ヲ添附スベシ但シ浩濶ナルモノハ其ノ要領ヲ摘記スルコト

三 定例決裁簿ニ依ルモノ  
四 急ヲ要シ回付ノ違ナキモノ  
前項ノ規定ニ依リ總務局庶務課文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ審査ノ上經何手續ヲ爲スベシ但シ總務局長特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第一項第四號ニ掲グル文書ハ市長決裁又ハ閱覽後總務局庶務課ニ回付スベシ  
第十八條 電話又ハ口頭ニ依ル照會、回答、報告等ニシテ重要ナル事項ニ付テハ其ノ要領ヲ摘記シ本章ノ規定ニ準ジ處理スベシ

第四章 施行及發送

第十九條 市長決裁濟文書及閱覽濟文書ハ總務局庶務課ニ於テ其ノ年月日ヲ記入シ主管局部へ返付スベシ  
前項以外ノ文書ハ當該局部ニ於テ其ノ年月日ヲ記入スベシ  
第二十條 決裁濟文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ局部及局内ノ部ニ於テ文書發送簿ニ記帳スベシ  
前項文書ニシテ重要ト認ムルモノニハ局部及局内ノ部ノ頭字ヲ冠記シ曆年ニ依ル追次番號ヲ附ス  
第二十一條 條例、規則、告示、告諭、達、訓令及内訓ニハ各種別名ヲ表示シ總務局庶務課ニ於テ各種別毎ニ曆年ニ依ル追次番號ヲ附シ合達番號簿ニ記帳スベシ  
第二十二條 市長名若ハ市役所名ヲ以テ發スル文書ハ別ニ定ムルモノノ他總務局庶務課ニ於テ淨書、作成スベシ  
局部長名若ハ局部名ヲ以テ發スル文書ハ當該局部及局内ノ部ノ庶務擔

シ之ヲ添附セザルコトヲ得  
六 對内文書ニハ職名ヲ用ヒ氏名、敬語、極文句ハ省略スルコト  
七 急施ヲ要スル文書ニハ赤紙、重要文書ニハ青紙ヲ貼附シ機密文書ハ封筒ニ入レ其ノ表示ヲナスコト  
八 市長ノ決裁又ハ閱覽ヲ要スル文書ニハ表面上欄ニ助役事務分擔規程ノ定ムル所ニ依リ助役分擔ノ部ヲ表示スルコト  
九 施行及發送上特殊ノ取扱ヲ要スルモノハ其ノ表示ヲナスコト  
第十三條 稟議文書又ハ供覽文書ニシテ他ノ局部ニ關係アルモノハ之ヲ關係課長ニ回付スベシ  
稟議案ヲ廢案又ハ内容ヲ變更シタルトキハ合議先ニ通知スベシ  
合議ヲ受ケタル局部長稟議文書ニ付意見アルトキハ主管局部長ト協議シ協議調ハザルトキハ意見ヲ附シ置クベシ  
第十四條 市長、助役、局部長不在中代決シタル稟議文書ニシテ重要ナルモノニ在リテハ「後閱」ト記入シ不在者登廳ノ際供覽スベシ  
回覽文書ニ付テハ前項ニ準ズ  
第十五條 回覽文書ハ主管局部長ヨリ先ヅ上司ニ供覽シ然ル後關係局部ニ及ブベシ  
第十六條 起案シ又ハ合議ヲ受ケタル局部ニ於テ再回ヲ要スルトキハ稟議文書ニ其ノ旨ヲ明記スベシ  
第十七條 市長ノ決裁ヲ受ケ又ハ市長ニ供覽スベキ文書ハ左ノ各號ニ掲グルモノヲ除キ局部長ノ決裁又ハ閱覽後總務局庶務課ニ回付スベシ  
一 進退、給與其ノ他身分ニ關スルモノ  
二 機密ニ屬スルモノ

〔大例一三號〕

當課ニ於テ淨書、作成スベシ  
第二十三條 對外文書ニハ所管局部及課名ヲ、對内文書ニハ所管局部ノ課名及擔當者名ヲ欄外ニ記入スベシ  
第二十四條 公印及契印ハ必要ナルモノニ限り之ヲ捺捺スベシ  
第二十五條 郵送ヲ要スル文書ハ文書主任ニ於テ審査シ郵便物發送請求券ニ記入捺印ノ上之ヲ添附シテ總務局庶務課ニ回付スベシ  
第二十六條 對外文書ノ發送ハ總務局庶務課ニ於テ之ヲ行フベシ  
前項ノ場合特殊郵便物ハ特殊郵便發送控簿ニ記入スベシ  
第二十七條 發送ヲ終リタル文書ノ原議ニハ施行濟印ヲ捺捺ノ上主管局部へ返付スベシ

〔大例一三號〕

附 則  
第二十八條 第六條、第二十二條第一項、第二十五條及第二十六條ノ規定中總務局庶務課長又ハ庶務課トアルハ本廳外局部及局内ノ部ニ在リテハ當該局部庶務擔當課長又ハ庶務擔當課トス  
第二十九條 摩ニ付テハ本規程ヲ準用ス  
第三十條 條例、規則其ノ他ノ書式及文書收發ニ關スル諸帳簿、稟議用紙、供覽用紙、收受印等ノ様式ハ別紙ニ之ヲ定ム  
第三十一條 局部際相互間ニ於ケル文書ノ遞送、集配並ニ文書ノ整理保存ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム  
第三十二條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ總務局長之ヲ定ム  
第三十三條 局部内ノ文書ノ取扱ニ關シテハ本規程及前條ノ規定ニ依リ定メラレタル事項ノ外局部長之ヲ定ムルコトヲ得  
(別紙)



誓式

一 條例、規則(市會ノ議決ヲ經タルモノ) 本市會ノ議決ヲ經「云々」許可ヲ受ケ「何條例(規則)左ノ通定ム」  
年 月 日 大阪市長 氏 名

大阪市條例(規則)第 號  
何.....  
二 告示、告諭、規則(市會ノ議決ヲ要セザルモノ)  
大阪市告示(告諭、規則)第 號  
何.....  
年 月 日 大阪市長 氏 名

三 達  
(甲) 一般  
達第 號  
何.....  
年 月 日 大阪市長 氏 名

(乙) 豫算令達  
達第 號  
何.....  
年 月 日 大阪市長 氏 名

何年度其ノ局(部、課)主管豫算左ノ通追加(更正)令達ス  
年 月 日 大阪市長 氏 名

(乙) 願書ニ副本アルモノハ本書ノ餘白ニ左ノ指令文ヲ記載ス  
「第二十條第二項ニ定ムル頭字  
大阪市指令何第 號  
書面願(申請、上申、何)ノ趣承認(認可、許可)ス  
「承認(認可、許可)シ難シ」、「何ノ通」、「何々ト承知セラレベシ」  
年 月 日 大阪市長 氏 名

七 市會議案、市參事會議案  
議案(參議)第 號  
何々ノ件  
何.....  
年 月 日提出 大阪市長 氏 名

說明  
何.....(提案ノ理由ヲ掲記ス).....是レ本案ヲ提出シタル所以ナリ  
(備考) 議案中豫算案ニ付テハ大阪府大阪市長氏名トス  
様式  
一 特殊文書收受簿

四 訓令、内訓

何.....  
「第二十條第二項ニ定ムル頭字  
訓令(内訓)何第 號  
職 氏 名

何.....  
年 月 日 大阪市長 氏 名

五 通牒、照會、回答  
(備考) 職名ノミヲ以テ被訓令者ヲ特定シ得ル場合ハ氏名ヲ省略ス  
「第二十條第二項ニ定ムル頭字  
何第 號(必要ナルモノニノミ附ス)  
年 月 日 發信者名

受信者名  
何々ノ件通牒(照會、回答)  
何.....  
(備考) 對内文書ハ發信者名、受信者名ハ共ニ職名ノミトシ氏名ヲ省略ス  
省略ス

六 指令  
(甲) 願書ニ副本ナキモノ  
「第二十條第二項ニ定ムル頭字  
大阪市指令何第 號  
[大例一三號]

Table with 4 columns: 收受月日, 件名, 差出人, 配付局部, 受領印, 備考

Table with 4 columns: 收受月日, 金額, 種類, 摘要, 差出人, 配付局部, 受領印

Table with 4 columns: 收受月日, 時刻, 差出人, 宛先, 配付局部, 受領印

Table with 4 columns: 收受月日, 種類, 差出人, 宛先, 配付局部, 受領印







名 件	案 議 會 事 參 市			市 長 助 役	昭 和 年 月 日 裁 決	昭 和 年 月 日 案 起
	可	修 正	否			
	否	修 正	可			
	議 合		管	主	月 日 日 議 決	月 日 日 豫 施 行
	局 長	局 長	局 長	局 長	查 審	月 日 日 施 行
	課 長	課 長	課 長	課 長	課 庶 務 長 務	類 文 別 書
					淨 書	淨 書
					校 閱	校 閱
					施 行	施 行
						月 受
						日 付

〔大例一三號〕

第 部

名 件	助 役	市 長	昭 和 年 月 日 裁 決	昭 和 年 月 日 案 起			
					議 合	管	主
					局 長	局 長	局 長
課 長	課 長	課 長	課 庶 務 長 務	類 文 別 書			
					淨 書		
					校 閱		
					施 行		
						月 受	
						日 付	

〔大例一三號〕



一四 起案用紙(四) (青刷)

名 件	議 合	管 主	昭和 年 月 日 起案	昭和 年 月 日 起案
			昭和 年 月 日 決裁	昭和 年 月 日 施行
	局長	局長	局長	課長
	局長	局長	課長	課長
			校閱	標 扱 示 方
			淨書	類文 別書
			施行	
				受付 月 日

〔大例一三號〕

一五 供覽用紙(青刷)

覽 供		要 摘	名 件	昭和 年 月 日	主 管 局長	課 長	冊編 綴簿

〔大例一三號〕



文書事務簡素化ニ關スル件

制定 昭一八、一〇、二二 總乙八九二 各局 部 課 廳 長 宛

文書事務簡素化ニ關スル件

今般文書事務ノ簡素化ヲ圖ル爲市役所文書規程改正相成候條貴所屬員一般ニ周知セシムルト共ニ左記事項御留意ノ上之ガ實施ニ遺憾ナキヲ期セラレ度此段及通牒候也

記

- 一 文書ノ處理ハ主管課長中心主義ヲ採リ文書ノ進捗ニ留意セシメ處理擔當者ニ於テ經過ヲ明ナラシムルコト
- 二 文書ハ即日處理ヲ原則トスルコト(規程第十條)
- 三 本規程ニ於テ對内文書トハ本市及本市所屬公署相互間ノ文書ヲ謂ヒ對外文書トハ夫レ以外ノモノヲ謂フ
- 四 文書主任ハ主事又ハ書記ノ中ヨリ適任者ヲ任命スルコト(規程第二條)
- 五 稟議、供覽、合議ノ手續上注意スベキ事項概ネ左ノ如シ(規程第十條)
  - (イ) 浩瀚ナル文書ハ其ノ要領ヲ摘記スルコト
  - (ロ) 稟議、供覽ニシテ回ヲ重ヌルモノハ新シキヲ上ニシ其ノ順序ニ綴ヂルコト
  - (ハ) 文書ハ右下ヲ揃ヘ「コヨリ」ヲ以テ綴ヂルコト
  - (ニ) 紛失ノ虞アル文書ニハ裏紙ヲ附スルコト
  - (ホ) 稟議文書ニハ課長ノ命ズル擔當者以外ノ認印ハ避クルコト尙課

員ノ閱覽程度ノ捺印ハ絕對ニ廢止スルコト  
合議局部ニ於ケル亦同ジ

- (ハ) 緊急處理ヲ要シ合議ノ違ナキ場合ハ電話等ニ依リ諒解ヲ得施行後供覽スルコト
- 六 文書ノ收受、發送ハ洩レナク文書收受簿又ハ文書發送簿ニ記載スルコト但シ左ノ一ニ該當スル文書ハ省略スルコト(規程第五條、第八條及第二十條)
  - (イ) 通知、案内書其ノ他之ニ類スル輕易ナル文書
  - (ロ) 新聞、雜誌、冊子其ノ他之ニ類スル印刷物
- 七 發送文書ニシテ「重要ト認ムルモノ」トハ指令、通牒、監督官廳ヘノ認可、許可ノ申請、其ノ他ヲ謂フ
- 「局部及局内ノ部ノ頭字ヲ冠記スル」トハ左ノ如シ  
例 經濟部物資調整部 經濟部 號  
同一案件ニシキ文書ノ發送ヲ重ヌル場合ハ枝番ヲ附スルコト左ノ如シ  
例  
第一回文書發送ノトキ 總第一〇〇號  
第二回文書發送ノトキ 總第一〇〇號ノ二  
(規程第二十條第二項)
- 八 指令ノ番號文書發送簿ノ番號ニ依ルコト但シ件數多キ場合ハ別途指令簿ヲ設クベシ(規程第二十條第二項)
- 九 規程第二十二條第一項中「別ニ定ムルモノ」トハ左ノモノヲ謂フ
  - (イ) 特ニ機密ヲ要スル文書
  - (ロ) 圖表其ノ他添附物

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

特殊複雑ナル様式ニ依ル文書

- 一〇 公印及契印ハ對外文書ニハ輕易ナル文書ヲ除キ之ヲ押捺シ、對内文書ニハ左ノ文書ヲ除キ概ネ之ガ押捺ヲ省略スルコト(規程第二十四條)
  - (イ) 辭令及之ニ代フル告知書
  - (ロ) 臨時市長代理ノ訓令其ノ他吏員ノ身分ヲ證明スベキ書類
  - 一一 對内文書ハ特ニ機密ヲ要スルモノ及散逸ノ虞アルモノノ外封筒ヲ使用セザルコト
  - 一二 用紙類ニ付テハ從來使用又ハ所藏中ノモノヲ利用スルコト

文書整理規程

大阪市役所文書整理規程左ノ通相定ム

文書整理規程

- 第一條 文書ノ整理及保存ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ總務局ニ於テ之ヲ取扱フヘシ但シ電氣局、港灣局及理財局會計課ノ文書ハ各其ノ部課ニ於テ本規程ニ準シ之ヲ取扱フモノトス
- 第二條 重要ノ文書ハ非常事變ニ當リ支障ナキ豫備メ準備シ置クヘシ
- 第三條 曆年編綴ノ文書ハ翌年一月三十一日會計年度ニ依リ編綴シタル文書ハ同七月三十一日限り之ヲ總務局ニ引繼クヘシ
- 文書ヲ引繼カムトスルトキハ各部課ニ於テ完結月日ノ順序ニ依リ其ノ關係書類ヲ取纏メ索引目錄(第一號様式)ヲ附シ保存期間ヲ通知スルモ

- ノトス
- 第一項ノ期間經過後主務部課ニ於テ尙文書ヲ保管セムトスルトキハ其ノ簿冊ノ名稱及保管期間ヲ明記シ總務局ニ通知スヘシ機密書類ニ關シテハ前數項ノ例ニ依ラサルコトヲ得
- 第四條 引繼ヲ受ケタル文書ハ總務局ニ於テ調査ノ上速ニ編纂スヘシ但シ保存期間三年未滿ノ文書ハ編纂ヲ省略スルコトヲ得
- 前項ノ文書ニハ部、課毎ニ番號ヲ附シ書庫印ヲ押捺シ書庫書目(第二號様式)ニ登錄ス
- 第五條 編纂ハ紙數ノ多寡ニ依リ一年分ヲ別チ又ハ數年分ヲ合スルコトヲ得
- 第六條 文書ノ保存期間ハ左ノ六種トス
 

第一種	無 期
第二種	十 年
第三種	七 年
第四種	五 年
第五種	三 年
第六種	一 年
- 前項ノ種類ハ文書ノ性質ニ依リ市長之ヲ定ム
- 第七條 文書保存期間ハ曆年ニ依ルモノハ翌年一月一日會計年度ニ依ルモノハ同四月一日ヨリ之ヲ起算ス
- 第八條 編纂ヲ爲シタル文書ハ書庫ニ收藏ス
- 書庫内ニハ火氣ヲ嚴禁ス但シ安全ナル點燈ヲ用ウルハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 保存期間滿了等ニ依リ廢棄スヘキ文書ハ總務局長之ヲ精査シ市



第五類 處務 第四章 文書

長ノ決裁ヲ經テ理財財局ニ送付スヘシ  
前項ノ文書ハ理財財局長之ヲ廢棄スルモノトス  
廢棄文書ニシテ他ニ利用セラルル虞アリト認ムルモノハ其ノ部分ヲ截斷  
スル等適當ナル方法ヲ施スヘシ  
第十條 書庫内ノ文書ハ閱覽セムトスルトキハ係主任以上ノ認印アル公  
借證ヲ總務局ニ差出スヘシ但シ庫内ニ於テ閱覽スル者ハ此ノ限ニ在ラ  
様式第一號

第十一條 文書閱覽期間ハ七日以内トス但シ八日以上使用ヲ要スルトキ  
ハ公借證ニ豫メ其ノ日數ヲ記載スヘシ  
附則  
明治三十六年十月廳達第十一號文書整理規程ハ之ヲ廢止ス

索引番號	第一號	第二號	第三號
件	何々ノ件	何々ノ件	何々ノ件
名	何府縣	何役所	
差出人又ハ各宛人名			

備考

文書ノ上部左側ニ  
分三  
一寸五分  
號

ノ朱印ヲ押捺シ索引ノ番號ヲ記入スルモノトス

番號	起算年月限	保存年月限	滿了年月限	簿冊名冊	數	摘	何部課	要

【大例一三號】

【大例一三號】

備考 本臺帳ハ各部課毎ニ調製スヘシ

區役所文書規程

制定 昭一八、一〇、二二 達三九三

昭和十六年達第二三八號大阪市區役所文書規程左ノ通改正シ昭和十八年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一章 總則

- 第一條 本市區役所ニ於ケル文書ノ取扱ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依ル
- 第二條 區役所庶務課ニ文書主任一名ヲ置キ區長之ヲ命ズ  
區長必要ト認ムルトキハ庶務課以外ノ課ニ文書副主任一名ヲ置キ文書主任ノ事務ノ一部ヲ分任セシムルコトヲ得
- 第三條 文書主任ハ上司ノ命ヲ承ケ其ノ區役所内ニ於ケル文書ノ收受、發送、審査、處理ノ促進、改善指導、整理、保存其ノ他一切ノ文書事務ヲ管掌ス
- 第四條 庶務課ニ左ノ帳簿ヲ置ク  
一 特殊文書收受簿  
二 金券收受簿

第五類 處務 第四章 文書

- 三 電報收受簿
- 四 物品收受簿
- 五 令達番號簿
- 六 特殊郵便發送控簿

第五條 課ニ左ノ帳簿ヲ置ク

- 一 文書收受簿
- 二 文書發送簿

第二章 收受

- 第六條 區役所ニ到達シタル文書ハ庶務課長ニ於テ收受シ課別ニ仕譯ノ上左ノ各號ニ依リ主管課長ニ配付スベシ  
一 第二號ニ掲グル文書ヲ除キ開封ノ上文書ニ收受印ヲ押捺ノ後配付ス  
二 親展文書、見積書、入札書ハ封皮ニ收受印ヲ押捺ノ後配付ス  
三 特殊郵便ニ依ル文書、訴訟文書及重要又ハ機密ト認ムル文書ハ收受印押捺ノ上特殊文書收受簿ニ記載、配付シ受領印ヲ徵ス  
四 金券ハ金券收受簿ニ記載、配付シ受領印ヲ徵ス  
五 電報ハ電報收受簿ニ記載、配付シ受領印ヲ徵ス



- 六 第三號及第五號ニ掲グル文書ニシテ必要ノモノニハ收受時刻ヲモ記帳ス
- 七 物品ハ物品收受簿ニ記帳、配付シ受領印ヲ徴ス
- 第七條 二以上ノ課ニ關聯スル文書ハ其ノ關係最モ深キモノト認定スル課ニ配付スルヲ以テ當該課ニ於テ關係課ト連絡スベシ
- 第八條 定例又ハ同一案件ニシテ一時ニ多數ヲ收受スルモノハ第六條ノ規定ニ拘ラズ直接主管課長ニ於テ收受スルコトヲ得
- 第九條 配付ヲ受ケタル文書ハ文書收受簿ニ記帳スベシ
- 前條ニ依リ收受シタル文書ハ第五條第二項ニ定ムル帳簿ニ記帳スベシ
- 第十條 配付ヲ受ケタル文書中所謂ニ屬セザルモノアルトキハ直接他ノ課ニ轉送セズ庶務課ニ返付スベシ
- 親展文書ニシテ被見後機密ニ屬セザルモノナルトキハ庶務課ニ返付シ
- 第六條、第七條及第九條第一項ニ定ムル手續ヲ經ベシ

第三章 文書ノ處理

- 第十一條 主管課長ハ收受シタル文書又ハ發議スベキ案件ニ付擔當者ヲ定メ即時之ガ處理ヲ命ズベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノナルトキハ區長ニ一先供覽スベシ
  - 一 不取敢區長ノ閱覽ニ供スル要アルモノ
  - 二 重要ナル文書ニシテ區長ノ指揮ヲ俟チ處理ノ要アルモノ
- 主管課長ハ前項擔當者ニ當該文書ノ處理經過ヲ適宜帳簿ニ記帳セシメ案件完結ニ至ルマデ其ノ推移ヲ留意スベシ
- 第十二條 課相互間ノ文書ノ往復ハ已ムヲ得ザルモノニ止ムベシ
- 第十三條 稟議文書及供覽文書ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ作成スベシ

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

- 第十七條 起案シ又ハ合議ヲ受ケタル課ニ於テ再回ヲ要スルトキハ稟議文書ニ其ノ旨ヲ明記スベシ
  - 第十八條 區長經何文書ハ所管課長ノ決裁又ハ閱覽後文書主任ニ回付スベシ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ
    - 一 進退、給與其ノ他身分ニ關スルモノ
    - 二 機密ニ屬スルモノ
    - 三 急施ヲ要スルモノ
    - 四 定例又ハ簡易ナルモノ
  - 文書主任區長經何文書ノ回付ヲ受ケタルトキハ審査ノ上經何手續ヲ爲スベシ
  - 第十九條 電話又ハ口頭ニ依ル照會、回答、報告等ニシテ重要ナル事項ニ付テハ其ノ要領ヲ摘記シ本章ノ規定ニ準ジ處理スベシ
- 第四章 施行及發送
- 第二十條 區長決濟文書及閱覽濟文書ハ庶務課ニ於テ其ノ年月日ヲ記入シ主管課ニ返付スベシ
  - 前項以外ノ文書ハ當該課ニ於テ其ノ年月日ヲ記入スベシ
  - 第二十一條 決濟濟文書ニシテ發送ヲ要スルモノハ主管課ニ於テ文書發送簿ニ記帳スベシ但シ第八條ニ定ムル文書ノ發送ハ第五條第二項ニ定ムル整理帳簿ニ記帳スベシ
  - 前項文書ニシテ重要ト認ムルモノニハ課ノ頭字ヲ冠記シ曆年ニ依ル追次番號ヲ附ス
  - 第二十二條 告示、告諭、達、訓令及内訓ニハ各種別名ヲ表示シ庶務課ニ於テ各種別毎ニ曆年ニ依ル追次番號ヲ附シ合達番號簿ニ記帳スベシ

- 一 公文例及用字例ニ依リ簡潔明瞭ニ記載シ訂正シタル箇所ニハ捺印スルコト
- 二 定例又ハ簡易ナルモノハ定例決裁簿、簡易照覆書又ハ文書ノ餘白ヲ利用スルコト
- 三 關係案件ハ支障ナキ限り一起案トナスコト
- 四 參考トナル事項ハ其ノ要領ヲ摘記スルコト
- 五 同一案件ニシテ稟議ヲ重ヌルモノニハ其ノ完結ニ至ルマデ關係稟議書又ハ供覽文書ヲ添附スベシ但シ浩瀚ナルモノハ其ノ要領ヲ摘記シ之ヲ添附セザルコトヲ得
- 六 對内文書ニハ職名ヲ用ヒ氏名、敬語、極文句ハ省略スルコト
- 七 急施ヲ要スル文書ニハ赤紙、重要文書ニハ青紙ヲ貼附シ機密文書ハ封筒ニ入レ其ノ表示ヲナスコト
- 八 施行及發送上特殊ノ取扱ヲ要スルモノハ其ノ表示ヲナスコト
- 第十四條 稟議文書又ハ供覽文書ニシテ他ノ課ニ關係アルモノハ之ヲ關係課長ニ回付スベシ
- 稟議案ヲ廢案又ハ内容ヲ變更シタルトキハ合議先ニ通知スベシ
- 合議ヲ受ケタル課長稟議文書ニ付意見アルトキハ主管課長ト協議シ協議調ハザルトキハ意見ヲ附シ置クベシ
- 第十五條 區長、課長不在中代決シタル稟議文書ニシテ重要ナルモノニ在リテハ「後閱」ト記入シ不在者登壇ノ際供覽スベシ
- 回覽文書ニ付テハ前項ニ準ズ
- 第十六條 回覽文書ハ主管課長ヨリ先ヅ區長ニ供覽シ然ル後關係課長ニ及ブベシ

- 第二十三條 決濟濟文書ニシテ施行ヲ要スルモノハ主管課之ヲ淨書校合スベシ
  - 前項文書ニハ區長名ヲ用フベシ但シ簡易ナルモノニ在リテハ區役所名ニ依ルコトヲ得
  - 第二十四條 對外文書ニハ所管課名ヲ、對内文書ニハ所管課名及擔當者名ヲ欄外ニ記入スベシ
  - 第二十五條 公印及契印ハ必要ナルモノニ限り之ヲ捺捺スベシ
  - 第二十六條 郵送ヲ要スル文書ハ郵便物發送請求券ニ記入捺捺ノ上之ヲ添附シテ庶務課ニ回付スベシ
  - 第二十七條 對外文書ノ發送ハ庶務課ニ於テ之ヲ行フベシ
  - 前項ノ場合特殊郵便物ハ特殊郵便發送控簿ニ記入スベシ
  - 第二十八條 發送ヲ終リタル文書ノ原議ニハ施行濟印ヲ捺捺ノ上主管課ニ返付スベシ
- 附則
- 第二十九條 文書收發ニ關スル諸帳簿、稟議用紙、收受印等ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム
  - 第三十條 文書ノ整理保存ニ關シテハ別ニ之ヲ定ム
  - 第三十一條 本規程ニ關シ必要ナル事項ハ總務局長之ヲ定ム
  - 第三十二條 區役所内ノ文書ノ取扱ニ關シテハ本規程及前條ノ規定ニ依リ定メラレタル事項ノ外區長之ヲ定ムルコトヲ得
- (別紙)
- 一 特殊文書收受簿 様式



收受月日	件	名	差出人	配付課	受領印	備考
月 日						
月 日						

二 金券收受簿

收受月日	金額	種類	摘要	差出人	配付課	受領印
月 日	圓					
月 日	圓					

三 電報收受簿

收受月日	時刻	差出人	宛先人	配付課	受領印
月 日	時 分				
月 日	時 分				

四 物品收受簿

收受月日	種類	差出人	宛先人	配付課	受領印
月 日					

五 文書收受簿

收受月日	件	名	差出人	備考
月 日				
月 日				

六 文書發送簿

發送月日	番號	件	名	宛先人	備考
月 日					
月 日					

七 令達番號簿

令達月日	番號	件	名	令達先	主管課
月 日					

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

九 特殊郵便發送控簿

發送月日	時刻	種別	便料	金額	宛先人	差出課
月 日	時 分			圓		
月 日	時 分			圓		

八 郵便物發送請求券

請求票名	種類	宛先	先通	延通數	金額
第 種	外	通			圓
第 種	外	通			
第 種	外	通			
第 種	外	通			
備考		合計			

※印欄へ請求票ニ於テ記入セザルコト

一一 起案用紙

昭和 年 月 日 起案	昭和 年 月 日 施行豫定	校方 標示	受付月日
昭和 年 月 日 決裁	月 日 施行	淨書	
		校閱	
		文書 類別	
		施行	



一〇 收受印



區長	議	合	管	主
名 件			課長	課長

(區役所)文書事務簡素化ニ關スル件

制定 昭一八、一〇二二總乙八九四 各區區長宛

文書事務簡素化ニ關スル件

今般文書事務ノ簡素化ヲ圖ル爲區役所文書規程改正相成候條貴所屬員一般ニ周知セシムルト共ニ左記事項御留意ノ上之ガ實施ニ遺憾ナキヲ期セ

テレ度此段及通牒候也

- 一 文書ノ處理ハ主管課長中心主義ヲ採リ文書ノ進捗ニ留意セシメ處理擔當者ニ於テ經過ヲ明カナラシムルコト
- 二 文書ハ即日處理ヲ原則トスルコト(規程第十一條)
- 三 本規程ニ於テ對内文書トハ本市及本市所屬公署相互間ノ文書ヲ謂ヒ對外文書トハ夫レ以外ノモノヲ謂フ

[大例一三號]

[大例一三號]

四 文書主任ハ主事又ハ書記ノ中ヨリ適任者ヲ任命スルコト(規程第二條)

五 稟議、供覽、合議ノ手續上注意スベキ事項概ネ左ノ如シ(規程第十條)

- (イ) 浩瀚ナル文書ハ其ノ要領ヲ摘記スルコト
- (ロ) 稟議、供覽ニシテ同ヲ重ヌルモノハ新シキヲ上ニシ其ノ順序ニ綴ヂルコト
- (ハ) 文書ハ右下ヲ揃ヘ「ヨリ」ヲ以テ綴ヂルコト
- (ニ) 紛失ノ虞アル文書ニハ蓋紙ヲ附スルコト
- (ホ) 稟議文書ニハ課長ノ命ズル擔當者以外ノ認印ハ避ケルコト尙課員ノ閱覽程度ノ捺印ハ絕對ニ廢止スルコト

- (イ) 緊急處理ヲ要シ合議ノ進ナキ場合ハ電話等ニ依リ諒解ヲ得施行後供覽スルコト
- (ロ) 緊急處理ヲ要シ合議ノ進ナキ場合ハ電話等ニ依リ諒解ヲ得施行後供覽スルコト

六 文書ノ收受、發送ハ洩レナク文書收受簿又ハ文書發送簿ニ記帳スルコト但シ左ノ一ニ該當スル文書ハ省略スルコト(規程第五條、第九條及第二十一條)

- (イ) 通知、案内書其ノ他之ニ類スル輕易ナル文書
  - (ロ) 新聞、雜誌、冊子其ノ他之ニ類スル印刷物
- 七 發送文書ニシテ「重要ト認ムルモノ」トハ指令、通牒、監督官廳ヘノ認可、許可ノ申請、其ノ他ヲ謂フ
- 同一案件ニツキ文書ノ發送ヲ重ヌル場合ハ枝番ヲ附スルコト左ノ如シ例

第一回文書發送ノトキ 庶第一〇〇號

第二回文書發送ノトキ 庶第一〇〇號ノ二

八 指令ノ番號ハ文書發送簿ノ番號ニ依ルコト但シ件數多キ場合ハ別途指令簿ヲ設クベシ(規程第二十一條第二項)

九 公印及契印ハ對外文書ニハ輕易ナル文書ヲ除キ之ヲ捺捺シ對内文書ニハ左ノ文書ヲ除キ概ネ之ガ捺捺ヲ省略スルコト(規程第二十五條)

- (イ) 辭令及之ニ代フル告知書
- (ロ) 臨時區長代理ノ訓令其ノ他吏員ノ身分ヲ證明スベキ書類

一〇 對内文書ハ特ニ機密ヲ要スルモノ及散逸ノ虞アルモノノ外封筒ヲ使用セザルコト

一一 用紙類ニ付テハ從來使用又ハ所藏中ノモノヲ利用スルコト

區役所文書編纂保存規程

制定 昭一五、二二、二六總五六七 最近改正 昭一六、二二 總五五六

大阪市區役所文書編纂保存規程左ノ通相定メ昭和十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市區役所文書編纂保存規程

第一條 本市區役所ニ於ケル文書ノ編纂及保存ハ別段ノ定アルモノノ外本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 主管ノ課又ハ會計係(以下主管課係ト稱ス)ハ左ノ各號ニ依リ文書ノ編纂ヲ爲スヘシ



- 一 事件完結シタルトキハ當該文書ノ類別ニ從ヒ之ヲ簿冊ニ編綴スルコト
- 二 簿冊ノ表紙ニ名稱、年度及主管課係名ヲ記載スルコト
- 三 簿冊ニハ第一號様式ニ依ル索引目次ヲ附スルコト
- 四 一簿冊ニ編綴シ難キトキハ適宜事務種別又ハ事件毎ニ分綴スルコト
- 五 編綴ノ都合ニ依リ二年度以上ニ互ル分ヲ一輯ト爲シ得ルコト此ノ場合ニ於テハ區分紙ヲ挿入シ年度ノ區劃トスルコト
- 六 二以上ノ簿冊ニ關聯アル文書ハ其ノ關係最モ重キ分ニ編綴スルコト
- 七 年度ヲ超エテ處理シタル文書ハ其ノ事件完結シタル年度ノ分ニ編綴スルコト
- 第三條 簿冊ノ名稱ハ別表ニ掲クルモノノ外之ヲ用フルコトヲ得ス  
區長前項ノ規定ニ依リ難キモノト認ムルトキハ其ノ旨總務局長ヲ經テ市長ニ申出ツヘシ
- 第四條 機密ヲ要スヘキモノニハ其ノ旨ヲ表示シ保管ニ付特別ノ取扱ヲ爲スヘシ重要文書及非常持出ノ要アル文書ノ保管ニ付亦同シ
- 第五條 本規程ニ於テ年度トハ收入支出ニ關スルモノニ在リテハ會計年度、其ノ他ノモノニ在リテハ曆年ヲ謂フ
- 第六條 主管課係長完結簿冊ニシテ曆年ニ依ルモノニ付テハ翌年二月末日、會計年度ニ依ルモノニ付テハ翌年度七月末日迄ニ第二號様式ニ依ル引繼目錄ヲ添ヘ庶務課長ニ之ヲ引繼クヘシ
- 第七條 庶務課長前條ノ規定ニ依リ簿冊ノ引繼ヲ受ケタルトキハ文書主

任ヲシテ引繼目錄ニ基キ第二號様式ニ依ル文書臺帳ニ之ヲ登錄セシムヘシ但シ引繼目錄ヲ以テ文書臺帳ニ代フルコトヲ得

第八條 完結簿冊ニハ第三號様式ニ依ル背表紙ヲ附シ裝釘成冊ノ上之ヲ書庫ニ保管スヘシ但シ保存期間五年以下ノモノニ限り裝釘成冊ヲ省略スルコトヲ得

- 第九條 完結簿冊ノ保存期間ハ左ノ六種トシ其ノ細目ハ別表ニ之ヲ定ム
- 第一種 永年
- 第二種 二十年
- 第三種 十年
- 第四種 五年
- 第五種 三年
- 第六種 一年

- 第十條 保存期間ハ曆年ニ依ルモノハ簿冊完結ノ翌年一月一日ヨリ、會計年度ニ依ルモノハ翌年度四月一日ヨリ之ヲ起算ス
  - 第十一條 書庫ハ庶務課長ノ命ヲ承ケ文書主任之ヲ管理スヘシ庶務課長必要アリト認ムルトキハ主管課係ノ文書副主任ヲシテ保存簿冊ノ閱覽事務ヲ分任セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ文書副主任ハ文書臺帳簿本ヲ備付クヘシ
  - 第十二條 保存簿冊ヲ閱覽セントスル者ハ第四號様式ニ依ル閱覽簿ニ所定事項ヲ記入捺印ノ上文書主任又ハ閱覽事務ヲ分任セル文書副主任ノ承認ヲ受クヘシ
- 前項ノ簿冊機密ヲ要スルモノナルトキハ主管課係長ノ承認ヲ受ケタル後ニ非サレハ之ヲ閱覽セシムルコトヲ得ス

〔大例二三號〕

〔大例二三號〕

索引目次

索引番號	件	名	差出人又ハ名宛人
第 號			
第 號			
第 號			
第 號			

第二號様式

引繼目錄(又ハ文書臺帳)

課 係

保存期間 年

保存期間	保存期間	簿冊名稱	簿冊番號	書架番號	備考
起算年月	滿了年月				

第三號様式

- 閱覽中ノ簿冊ハ之ヲ廳外ニ帶出シ又ハ轉貸スルコトヲ得ス
- 第十三條 閱覽中ノ簿冊ヲ紛失又ハ毀損シタル者ハ直ニ其ノ事由ヲ具シ區長ニ報告スヘシ  
區長前項ノ報告ヲ受ケタルトキハ事實ヲ調査ノ上意見ヲ具シ總務局長及考査部長ヲ經テ市長ノ決裁ヲ受ケ文書臺帳ノ整理其ノ他適當ノ處置ヲ爲サシムヘシ
- 第十四條 保存期間ヲ經過シタル簿冊ハ區長、主管課係長ヲシテ精査セシメ總務局長及考査部長ニ合議ノ上之ヲ廢棄スヘシ  
前項ノ規定ニ依リ簿冊ヲ廢棄シタルトキハ直ニ文書臺帳ヲ整理スヘシ
- 第十五條 機密文書又ハ惡用ノ虞アリト認ムル文書ノ廢棄ニ當リテハ燒却、裁斷、塗抹等適當ノ措置ヲ爲スヘシ
- 第十六條 削除

附 則

本規程施行ノ際現ニ保存ノ簿冊ニシテ別表ニ規定ナキモノノ保存期間ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

昭和十一年達第三二號大阪市區役所文書規程中第四章各條、第七號様式乃至第十號様式及別表ハ之ヲ廢止ス

從前ノ第七號様式乃至第十號様式ニ依ル用紙ハ前項ノ規定ニ拘ラス現在品ニ限リ仍之ヲ使用スルコトヲ得

第一號様式























# 第五章 處務

## 市役所宿直規程

制定 昭二、三、二 第三一  
最近改正 昭二七、六 通(〇八)一三  
昭和八年達第一二二號宿直規程左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

### 大阪市役所宿直規程

- 第一條 本廳ノ宿直ハ本規程ニ依ル
- 第二條 宿直ハ專務宿直員タル書記二名又ハ書記及事務員各一名ヲ以テ之ヲ爲ス  
事務宿直員ハ總務局員中ヨリ局長之ヲ命ス  
守衛及使丁ノ宿直ニ付テハ別ニ之ヲ定ム
- 第三條 宿直員ハ總務局長ノ指揮ヲ受ケ宿直中ニ於ケル總テノ事務ヲ處理スヘシ
- 第四條 宿直員ハ宿直中守衛及使丁ヲ指揮命令ス  
宿直時間ハ職員退廳時限ヨリ翌日職員出勤時限(翌日休日ノ場合ハ職員出勤相當時限)迄トス
- 第五條 總務局長ハ毎月末三日前途ニ翌月中ノ宿直員勤務日割表ヲ作成スヘシ

第五類 處務 第五章 處務

〔大例一三號〕

- 宿直員ハ自己ノ勤務日割ヲ豫知シ置クヘシ
- 第六條 宿直員疾病共ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ宿直ヲ爲スコト能ハサルトキハ豫メ總務局長ニ其ノ旨届出テ承認ヲ受クヘシ  
前項ノ場合ニ於テ總務局長ハ總務局員中ヨリ代員ヲ命スヘシ  
宿直中第一項ノ事故生シタルトキハ宿直員ハ總務局員又ハ補助宿直員中ヨリ代員ヲ依頼シ其ノ登應ヲ待チテ交代シ後ニ其ノ旨届出ツヘシ
- 第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ其ノ宿直ヲ免除スルコトアルヘシ
  - 一 疾病、忌引共ノ他ノ事由ニ因リ缺勤中ノ者
  - 二 出張中ノ者
  - 三 出張ノ前日又ハ當日ニ宿直スヘキ者
  - 四 其ノ他事務ノ都合又ハ已ムヲ得サル事由ニ因リ宿直シ難キ者
- 第八條 宿直室ニハ宿直日誌、大阪市例規類纂、吏員住所録、電話番號簿、郵便切手等宿直執務上必要ナル諸帳簿其ノ他ヲ備付置クヘシ
- 第九條 宿直中到達シタル文書、通信共ノ他ノ物件ノ取扱ニ關シテハ本市役所文書規程ニ依リ之ヲ處理スヘシ
- 第十條 宿直員鎖鑰其他物品ノ保管ヲ託セラレタルトキハ物品預リ簿ニ記載シ嚴重ニ保管スヘシ  
前項ノ規定ニ依ル物品ヲ委託者ニ引渡シタルトキハ物品預リ簿ニ受領證印ヲ徴スヘシ
- 第十一條 宿直員ハ火災共ノ他非常ノ事故アルトキハ左ノ各號ニ依リ適宜處理スヘシ
  - 一 廳舎ニ火災共ノ他ノ異狀ヲ發見シタルトキハ守衛及使丁ヲ指揮シテ災害ノ防止警戒共ノ他臨機ノ處置ヲ講スルト共ニ市長、助役、總務



局長及秘書課長其ノ他關係吏員ニ急報スヘシ廳舎附近ニ異狀アリタルトキ亦同シ

二 前號ノ場合ニ於テ出頭シタル者ノ氏名ハ遲滞ナク之ヲ秘書課長ニ報告スヘシ

第十一條 ノ二 宿直員ハ防空實施ノ通知アリタルトキハ之ヲ市長、助役、防衛部長其ノ他關係吏員ニ急報スヘシ

第十二條 宿直中取扱ヒタル事項ハ宿直日誌ニ詳記シ之ニ署名捺印ノ上翌日總務局長ノ閱覽ニ供スヘシ

第十三條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ總務局長之ヲ定ム

第十四條 本廳外局、部、廳ニ於ケル宿直ニ就テハ本規程ニ準シ市長ノ決裁ヲ經テ局、部、廳長之ヲ定ムヘシ

附則  
大正十一年達第一九號大阪府市役所處務規程中「大阪府市役所處務規程」ヲ「大阪府市役所文書規程」ニ改ム

區役所宿直規程

制 定 昭一、三、二二 三三  
最近改正 昭和一六、七 三四七

大阪府區役所宿直規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪府區役所宿直規程

第一條 區役所ノ宿直ハ本規程ニ依ル

第二條 宿直ハ書記一名及事務員又ハ事務補助員一名ヲ以テ之ニ充ツ使丁ノ宿直ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第三條 宿直員ハ庶務課長ノ指揮ヲ受ケ宿直中ニ於ケル總テノ事務ヲ處理ス

第四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第二十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第三十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第四十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第五十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第六十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第七十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第八十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十一條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十二條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十三條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十四條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十五條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十六條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十七條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十八條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九十九條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第一百條 宿直員ハ宿直中使丁ヲ指揮命令ス

第九條

宿直中到達シタル文書、通信其ノ他ノ物件ノ取扱ニ關シテハ本市區役所文書規程ニ依リ處理スヘシ

收受文書及前條第二項ノ規定ニ依リ引繼ヲ受ケタルモノハ主管係ニ翌朝之ヲ引繼クヘシ但シ翌日休日ナルトキハ當直員ニ引繼クヘシ

第十條 宿直中公印ノ押捺ヲ要スルトキハ宿直員ニ於テ押捺シ宿直日誌ニ其ノ事由ヲ詳記スヘシ

宿直中公印ヲ使用シタルトキハ其ノ宿直員ニ於テ印面ニ封印ヲ施スヘシ

第十一條 宿直員ハ時時廳舎内ヲ巡視シ廳中ノ警備並取締ヲ爲スヘシ

第十二條 宿直員ハ火災其ノ他非常ノ事故アルトキハ左ノ各號ニ依リ適宜處理スヘシ

一 廳舎ニ火災其ノ他ノ異狀ヲ發見シタルトキハ使丁ヲ指揮シテ災害ノ防止警戒其ノ他ニ付臨機ノ處置ヲ講スルト共ニ區長庶務課長其ノ他關係吏員ニ急報スヘシ丁トキハ異狀アリタルトキ亦同シ

二 前號ノ場合ニ於テ出頭シタル者ノ氏名ハ遲滞ナク之ヲ庶務課長ニ報告スヘシ

第十三條 死亡届及埋火葬認許證ノ請求並旅行旅病人、行旅死亡人及精神病者等ノ引渡シ其ノ他急ヲ要スル届出又ハ通知ヲ受ケタルトキハ所定ノ手續ニ依リ速ニ之ヲ處理スヘシ

第十四條 陸軍勳員令及海軍勳員令ヲ受領シタルトキハ宿直員心得ニ依リ速ニ之ヲ處理スヘシ

第十四條ノ二 宿直員ハ防空實施ノ通知アリタルトキハ之ヲ區長、庶務

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

遺失物取扱手續

課長其ノ他關係吏員ニ急報スヘシ

第十五條 宿直中取扱ヒタル事項並警備及取締ノ狀況ハ寄直日誌ニ詳記シ署名捺印ノ上翌日庶務課長ノ閱覽ニ供スヘシ

第十六條 削除

第十七條 本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ區長之ヲ定ム

遺失物取扱手續

制 定 昭九、一〇、二四 一六九

遺失物取扱手續

第一條 本市所屬ノ建築物、船車其ノ他公衆ノ通行ヲ禁シタル構内ニ於ケル拾得物ノ取扱ハ當該遺失物拾得箇所管ノ局、部、課、廳、區(以下單ニ部課ト稱ス)長ニ於テ本手續ニ依リ之ヲ處理スヘシ但シ本廳ニ於ケル遺失物ノ取扱ハ秘書課長之ヲ行フ

第二條 各部課ニ拾得物明細簿(以下單ニ明細簿ト稱ス第一號樣式)ヲ備ヘ拾得物ノ處理ニ必要ナル一切ノ事項ヲ記載スヘシ

第三條 部課長ニ於テ必要ト認ムルトキハ所屬ノ事業所ニ明細簿補助簿(第一號樣式ニ準ス)ヲ設ケルコトヲ得

第四條 拾得物ヲ受理シタルトキハ明細簿(又ハ明細簿補助簿、以下同シ)ニ登錄ノ上拾得物受領書(第二號樣式)ヲ交付シ直ニ其ノ名稱、形狀、數量、拾得月日、拾得場所其ノ他必要ナル事項ヲ最寄掲示場ニ公告スヘシ



第五類 處務 第五章 處務

- 第四條 拾得物ハ必要アルトキ其ノ内容ヲ點檢スルコトヲ得但シ鎖錠又ハ封印ヲ爲シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 拾得物ニハ荷札(第三號様式)ヲ附シ紛亂セサルヤウ之ヲ整理シ通貨及高價品ト認ムルモノニ在リテハ特ニ金庫ニ收藏スル等適當ナル保管方法ヲ講スヘシ
- 第六條 遺失者ノ居所判明シタルトキハ適當ナル方法ニ依リ遺失物拾得保管ノ旨通知スヘシ
- 第七條 保管拾得物ノ返還方申出アリタルトキハ現品ノ特長又ハ在中物品ヲ指摘セシムル等ノ方法ニ依リ正當權利者タルコトヲ確認ノ上明細簿相當欄ニ住所氏名ヲ記入捺印セシメ之カ引渡ヲ爲スヘシ但シ此ノ場合印鑑ヲ所持セサル者ハ拇印ヲ以テ代用セシムルコトヲ得
- 第八條 拾得物ヲ明細簿ニ記載セサル以前ニ遺失物ヨリ之カ返還方申出アリタルトキハ之ヲ明細簿ニ記載ノ上前條ノ手續ヲ爲スヘシ
- 第九條 部長ハ第七條ニ規定セル物件ノ引渡ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ遺失者ニ對シ現實ノ拾得者ノ住所氏名ヲ告知スルト共ニ現實ノ拾得者ニ對シテ遺失者ノ住所氏名ヲ通知スヘシ
- 第十條 拾得物保管四日ヲ經ルモ返還申出ナキトキハ之ヲ拾得物届出書(第四號様式)ニ添ヘ所轄警察官署ニ届出ツヘシ
- 第十一條 左記拾得物ハ前條ニ拘ラス直ニ所轄警察官署ニ引渡ス等臨機ノ處置ヲ爲スヘシ
  - 一 爆發、燃燒其ノ他危險ノ虞アル物
  - 二 犯罪者ノ置キ去リタルモノト認メラル物
  - 三 腐敗又ハ變質シ易キ物
  - 四 保管ノ爲メ特ニ費用又ハ手数ヲ要スル物

二二三

拾得物明細簿

式樣第一號

- 五 其ノ他緊急措置ヲ必要ト認ムル物
  - 第十二條 部長ニ於テ拾得物カ遺骨、位牌其ノ他取引價值ヲ有セスト認ムルモノナルトキハ之ヲ警察官署ニ届出ツルニ方リ遺失物法第七條ニ依リ一切ノ權利ヲ拋棄スル旨申告スヘシ
  - 第十三條 警察官署ニ於ケル拾得物公告後一年ヲ經過シタルトキハ遲滯ナク當該官署ニ拾得物ノ還付ヲ請求スヘシ
  - 第十四條 前條ノ規定ニ依リ還付ヲ受ケタル拾得物通貨ナルトキハ直ニ收入ノ手續ヲ爲シ通貨以外ノ物件ナルトキハ正規ノ手續ヲ經テ賣却其ノ他ノ處分ヲ爲スヘシ
  - 第十五條 現實ノ拾得者ニ贈與スヘキ報勞金ハ還付ヲ受ケタル拾得物通貨ナルトキハ其ノ二分ノ一、物件ナルトキハ其ノ賣却代金ノ二分ノ一ニ相當スル金額トス但シ報勞金ノ額五十錢未滿ナルトキハ之ヲ贈與セズ
  - 還付ヲ受ケタル物件賣却シ得サルモノナルトキハ其ノ儘之ヲ現實ノ拾得者ニ贈與スルコトヲ得
  - 第十六條 船車内ニ於ケル遺失物ノ取扱ニ付テハ部長ニ於テ市長ノ承認ヲ經別ニ之ヲ定ムルコトヲ得
  - 第十七條 明細簿、拾得物受領書、拾得物届出書及荷札ニシテ現在品アルトキハ其ノ調製ニ至ル迄之ヲ使用スルコトヲ得
- 附則  
明治三十七年庚申第一八五號通牒及同四十一年庚申第一〇四號通牒遺失物取扱方、大正十四年庚申第七七號通牒遺失物拾得者ニ對スル報勞金贈與標準ハ之ヲ廢止ス

〔大例一三號〕

番 號	發 見			引 繼 係			結 了		
	年 月 日	品 名	形 狀	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	備 考
			其ノ他						
			員數						
			場 所						
			拾 得 者						
			及 置 者						
			番 號						
			備 考						

第二號様式

第 年 月 日

左記拾得物受領候也

部 課 長

拾 得 年 月 日	品 種	員 數	金 額	備 考

第三號様式

拾 得 物

番 號	第 號
拾 日	得 時
拾 場	得 所
品 名	
在 其 中	其 他



第四號様式

(複寫式)

第 號  
年 月 日  
警察署長殿  
部 課 長  
左記拾得物及御届候間御查收相成度  
記

拾得年 月 日	品 種	員 數	金 額	拾得場所	備 考

遺失物處分方

本市所屬ノ建築物其他公衆ノ通行ヲ禁シタル構内ニ於テ他人ノ物件ヲ拾得シ民法第二百四十條ニ依リ本市其ノ所有權ヲ取得シタルトキハ現ニ物件ヲ拾得シタル者ニ相當ノ報勞金ヲ贈與スルコトヲ得  
但シ贈與金ハ拾得又ハ拾得物件賣却代金ヲ以テ之ニ充テ其殘餘金ハ之ヲ歳入ニ組入ルルモノトス

制 定 明四一、六、二市會議決

定ニ依ル公賣ヲ爲サントスルトキハ左ノ方法ニ依ルヘシ

- 一 法施行細則第十四條ノ規定ニ依ル公告ハ豫定價格千圓以上ノ物件及千圓未満ノ物件ニシテ區長特ニ必要ト認ムルモノニ付テハ新聞廣告ニ依ルヘシ
- 二 物件ノ賣却ハ一般競争入札ニ付スヘシ
- 三 入札ノ加入資格ハ一年以上引續キ古物賣買其ノ他類似ノ營業ニ従事スル者又ハ區長ニ於テ相當信用アリト認ムル者ナルコトヲ要ス
- 四 入札又ハ契約ニ際シテハ左ノ保證金ヲ徴スヘシ

入札保證金 見積價格ノ  
百分ノ五以上

契約保證金 落札價格ノ  
百分ノ十以上

豫定價格又ハ落札價格二十圓未満ナルトキハ區長入札者又ハ落札者ノ資産、信用其ノ他ヲ參酌シ入札又ハ契約保證金ヲ減シ又ハ徴セサルコトヲ得

前二項ニ定ムルモノノ外公賣ニ關シテハ大阪市契約規程ヲ準用ス

第七條。區長多數ノ拾得物件ヲ一括シテ公賣ニ付シタル場合ニ於テ法第二十七條第一項又ハ第二十八條第二項ノ規定ニ依リ所有者又ハ拾得者ヨリ納付セシムヘキ公告、評價其ノ他公賣ニ要シタル共通ノ費用ニ付テハ公賣ニ付シタル各個ノ物件ノ公賣價格ニ依リ按分シテ之ヲ定ムヘシ

水難救護法ニ依ル漂流物及沈没品取扱

規程

制 定 昭一、三、二二告示一七〇

水難救護法ニ依ル漂流物及沈没品取扱規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 水難救護法(以下法ト稱ス)ニ依ル漂流物及沈没品ノ取扱ハ別段ノ定アルモノノ外本規程ニ依ルヘシ
- 第二條 區長法第二十四條ニ依リ漂流物又ハ沈没品ノ引渡ヲ受ケントスルトキハ拾得者ヲシテ第一號様式ニ依リ拾得届ヲ提出セシムヘシ  
區長前項ノ規定ニ依リ引渡ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク第二號様式ニ依リ領置書ヲ拾得者ニ交付シ第三號様式ニ依リ件名書ニ登錄整理スヘシ
- 第三條 引渡ヲ受ケタル漂流物又ハ沈没品ニシテ區長必要ト認ムルトキハ拾得者其ノ他適當ト認ムル者ニ之カ保管ヲ委託スルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ委託ヲ爲シタル場合ニ於テハ第四號様式ニ依リ拾得物保管證ヲ徴スヘシ
- 第一項ノ漂流物又ハ沈没品金錢ナルトキハ一時取扱金トシテ區長ニヲ納付スヘシ
- 第四條 區長引渡ヲ受ケタル漂流物又ハ沈没品ニシテ其ノ所有者知レサルトキハ速ニ揭示公告ヲ爲スヘシ
- 第五條 法第十一條第一項第二號ノ規定ニ該當スル物件ノ拾得届出アリタルトキハ區長ハ直ニ府知事ニ通知シ其ノ指揮ヲ請フヘシ
- 第六條 區長法第二十六條、第二十八條第三項及第三十條第二項ノ規

第八條 區長入札及契約保證金又ハ公賣代金ヲ收受シタルトキハ速ニ之ヲ一時取扱金トシテ納付スヘシ

第一號様式

漂流物  
沈没品 拾得届

品 名	數 量	拾得日時	拾得場所	備 考

右拾得致候條及御届候也

昭和 年 月 日

住所 大阪市 區 町 地

氏 名

大阪市 區長 殿

注 意

備考欄ニハ物件ノ存在セシ狀況其ノ他ヲ記載スルモノトス



第 號	領置書番號	區 務 係 長	員 係	第 號	領置書番號	區 務 係 長	員 係	届 出 年 月 日	公 告 期 間	
								昭 和 年 月 日		自 昭 和 年 月 日
								至 昭 和 年 月 日		至 昭 和 年 月 日

漂流物 領置元書  
沈没品

住所  
氏名

第 號	領置書番號	區 務 係 長	員 係	第 號	領置書番號	區 務 係 長	員 係	届 出 年 月 日	公 告 期 間	
								昭 和 年 月 日		自 昭 和 年 月 日
								至 昭 和 年 月 日		至 昭 和 年 月 日

漂流物 領置書  
沈没品

住所  
氏名

但シ  
領置候也

昭和 年 月 日

大阪 市 區 役 所 圖

(裏面)

心得書

表記  
公告終了日より満一年以内ニ所有者判明セザルトキハ拾得者ニ交付スヘキニ付此領置書ヲ當廳庶務係ニ持參シ受領ノ手續ヲセラルヘシ

但シ

届出年月日 昭和 年 月 日

公告期間 自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日



第三號様式

物品引渡	氏住拾 得者名所	警 名 件		拾得 場所ノ	拾得 時ノ	拾得 時ノ	拾得 時ノ	拾得 時ノ	氏住所 所有者名所者	物品引渡 昭和	年	月	日	備考	品質其ノ他	物件ノ	評	價	
		日	時																分
昭和																			
年																			
月																			
日																			

注意

- 一 本品ハ沈没品及漂流物ニ兼用ニ付該當件名ヲ欄外 内ニ記入スルコト
- 二 所有者又ハ拾得者ニ物品ヲ引渡シタルトキハ氏名ノ欄ヘ捺印セシムルコト

第四號様式

拾得物保管證

品名	數量	備考

右拾得物ハ御委託ニ依リ拙者ニ於テ左記條項ニヨリ保管可致此段保管證差入候也  
追テ御通知ノ節ハ直ニ持參可致候

記

- 一 保管料 有 無 料
- 二 保管場所

昭和 年 月 日 住所

大阪市 區長 殿

氏

名

第五類 處務 第五章 處務

印鑑條例

制定 昭一、三、一二條例八

本市會ノ議決ヲ經印鑑條例左ノ通相定ム

印鑑條例

- 第一條 本市ニ住所又ハ居所ヲ有スル者ニシテ印鑑ノ登録ヲ受ケントスルトキハ其ノ居住區ノ區長ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第二條 印鑑ノ登録ヲ受ケヘキ者ハ其ノ居住區ニ本籍又ハ寄留籍ヲ有スルコトヲ要ス
- 第三條 本市ニ住所又ハ居所ヲ有セスト雖本籍又ハ寄留籍ヲ有スル者ニシテ已ムヲ得サル事由アリト認ムルトキハ其ノ區ノ區長ニ於テ面識アル者又ハ確實ナル保證人ヲ立テタル者ニ限り印鑑ノ登録ヲ爲スコトヲ得
- 第四條 本市ニ事務所ヲ有スル法人又ハ之ニ類スルモノ(以下法人ト稱ス)及代表者ニシテ印鑑ノ登録ヲ受ケントスルトキハ其ノ事務所所在區ノ區長ニ之ヲ届出ツヘシ
- 第五條 登録ヲ爲スヘキ印鑑ハ一人一種ニ限ル
- 第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル印鑑ハ其ノ届出ヲ受理セス  
一 ゴム印其ノ他印影不鮮明ナル印鑑  
二 其ノ他區長ニ於テ不適當ト認ムル印鑑
- 第七條 登録シタル印鑑左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ之ヲ抹消スルコトヲ得  
一 本人死亡シタルトキ



二 區外ニ轉籍又ハ轉寄留ヲ爲シタルトキ  
三 法人ノ解散、合併若ハ所在地ノ變更又ハ代表者ノ異動若ハ死亡アリタルトキ

第八條 本條例ニ依リ登錄シタル印鑑ハ請求アルトキハ區長之ヲ證明ス  
第九條 印鑑ノ證明ニ對シテハ一件ニ付三十錢ノ手数料ヲ徵收ス但シ官公署、公費ノ救助ヲ受クル者及市長ニ於テ手数料免除ヲ適當ト認ムルモノニ對シテハ之ヲ免除スルコトアルヘシ

第十條 本條例ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム  
附則  
本條例ハ昭和十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本條例施行ノ際現ニ届出アル印鑑ハ本條例ニ依リ届出ヲ爲シタルモノト看做ス

印鑑條例施行細則

制定 昭二一、三、二告示一〇六  
最近改正 昭二六、九告示四九七

印鑑條例施行細則左ノ通相定メ昭和十一年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

印鑑條例施行細則

第一條 印鑑條例(以下條例ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ印鑑ノ届出ハ印章ヲ持參シ本人出頭シテ之ヲ爲スヘシ但シ本人未成年者ナルトキハ法定代理人、準禁治產者ナルトキハ保佐人、妻ナルトキハ民法第十五條及第十七條ノ場合ヲ除ク外夫ノ同意ヲ要ス

第二條 本人病氣其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因リ出頭スルコト能ハサルトキハ代理人又ハ郵便ニ依リ届出ツルコトヲ得

ノ規定ヲ準用ス

第七條 法人ニ在リテハ法人及其ノ代表者ノ印鑑ヲ届出ツルコトヲ得

第八條 印鑑證明ノ請求ハ届出本人出頭シテ之ヲ爲スヘシ

第九條 印鑑ノ證明ハ印鑑簿ニ登錄アルモノノ外之ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 第八條及條例第三條ノ規定ニ依リ保證人當該區ニ印鑑ノ届出アルトキハ當該印鑑ヲ以テ保證スヘシ保證人區外ノ者ナルトキハ印鑑證明書ヲ添付スヘシ

第十一條 届書ニ記載スヘキ氏名ハ之ヲ自署スルコトヲ要ス自署スルコト能ハサルトキハ代書者ニ於テ其ノ理由ヲ附記シ之ニ署名捺印スヘシ

第十二條 印鑑ノ登錄ヲ受ケタル者左ノ各號ノ一ニ該當スル事由生シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨區長ニ届出ツヘシ

一 條例第七條第一號乃至第三號ノ規定ニ該當スル事由生シタルトキ  
二 戸籍又ハ寄留簿ノ記載事項ニ異動アリタルトキ  
三 印章ヲ亡失シ又ハ毀損シタルトキ  
四 改印ノ届出前ニ亡失シタル印章ヲ發見シタルトキ  
第四條第一項ノ規定ハ前項第四號ノ規定ニ依リ届出アリタル場合ニ

前項ノ規定ニ依リ代理人ハ委任狀ヲ提出スヘシ

第三條 印鑑ノ届出ハ第一號様式又ハ第二號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ但シ法人(之ニ類スルモノヲ含ム以下同シ)及其ノ代表者ノ印鑑ノ届出ニ在リテハ登記簿ノ謄本若ハ抄本又ハ其ノ登記ナキモノハ之ヲ證スヘキ文書ヲ添付スヘシ

第四條 區長印鑑届書ヲ受理シタルトキハ第四號様式ニ依リ遲滞ナク本人ニ照會シ其ノ回答ヲ求ムヘシ但シ本人ニ面談アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 改印ノ届出ヲ爲サントスル者ハ新舊印ヲ押捺シ第五號様式ニ依リ之ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ第一條及第二條ノ規定ヲ準用ス

第六條 區長改印ノ届出ヲ受理シタルトキハ既ニ登錄セル印鑑簿ノ印鑑紙相當欄ニ改印ヲ押捺シ舊印鑑欄ニハ改印ノ事由ヲ明記スヘシ但シ法人ノ印鑑ニ在リテハ新印鑑紙ニ改印ヲ押捺シ舊印鑑紙ニハ改印ノ事由ヲ明記スヘシ

第七條 改印ノ届出ハ同一區内ニ於テ轉籍又ハ轉寄留ヲ爲シタル旨ノ届出アリタルトキハ直ニ印鑑紙ノ記載ヲ更正スルコト

之ヲ準用ス

第十三條 印鑑簿ハ之ヲ閱覽セシムルコトヲ得ス但シ官公署ノ請求アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十四條 區長ハ本籍人印鑑簿及寄留人印鑑簿ヲ備ヘ町名別人名五十音順(若ハ地番順)ニ届出印鑑ノ整理ヲ爲スヘシ

第十五條 登錄シタル印鑑ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ處理スヘシ

一 條例第七條ノ規定ニ依リ印鑑ヲ削除シタルトキハ其ノ者ノ印鑑紙ニ削除年月日及事由ヲ附記シ年別及人名五十音順ニ編綴ノ上之ヲ保存スルコト

二 印鑑ノ届出人同一區内ニ於テ轉籍又ハ轉寄留ヲ爲シタル旨ノ届出アリタルトキハ直ニ印鑑紙ノ記載ヲ更正スルコト

三 前各號以外ノ事項ノ届出アリタルトキハ前各號ノ規定ニ準シ更正スルコト

第十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スルモノヨリ印鑑證明ノ請求アリタルトキハ條例第九條但書ノ規定ニ依リ手数料ヲ免除ス







第四號樣式

照會書

本日貴殿ノ(改)印鑑届ヲ受理致度處貴殿ノ印鑑ニ相違無之哉爲念御照會申上候相違無之候ハハ貴名下ニ届出ノ印鑑押捺ノ上御回答相煩度候也

年月日

區長

殿

回答書

月 日 貴所へ届出ノ印鑑ハ拙者ノ印鑑ニシテ且拙者届出ノモノニ相違無之候條右御回答申上候也

年月日

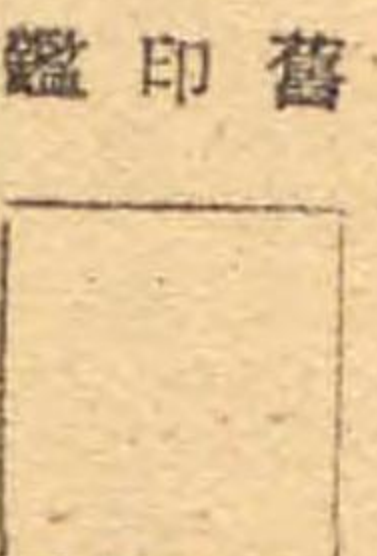
住所

氏名(届出印)

大阪市 區長 殿

第五號樣式

改印届



所在地(本籍) 姓名(寄留)

代表者ノ(氏名)

名稱及氏名 年月 日生

右印鑑ノ爲改印仕候間此段及御届出候也

年月日

届出人

住所 氏名

大阪市 區長 殿

第六號樣式(法人ノ代表者ニ付テハ個人ノ樣式ニ依ル)

昭和年月日證明 大阪市 區

個人

印鑑

大阪市 區 證明

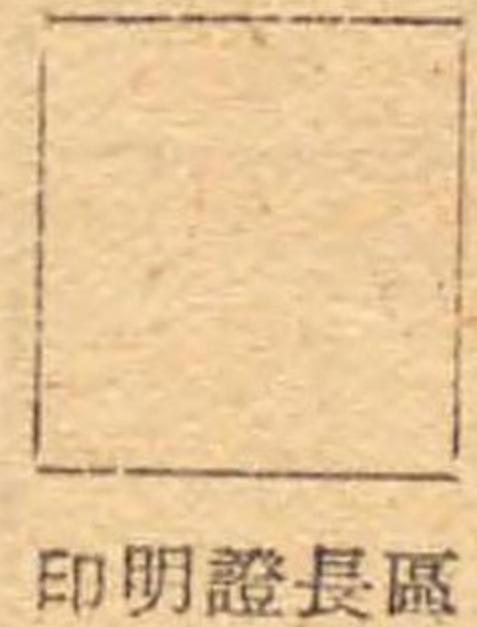
年月 日生

右印鑑ハ届出ノ印鑑ト相違ナキコトヲ證明ス

昭和年月日證明 大阪市 區

法人

印鑑



區長證明印

右印鑑ハ届出ノ印鑑ト相違ナキコトヲ證明ス

〔大例一三號〕

國民貯蓄組合事務取扱規程

制定 昭一六、九、一八通四四〇

國民貯蓄組合事務取扱規程左ノ通相定メ昭和十六年九月二十日ヨリ之ヲ施行ス

國民貯蓄組合事務取扱規程

第一條 本市ニ於ケル國民貯蓄組合事務ハ法令ニ別段ノ定アルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 區長國民貯蓄組合法施行規則第二條第四號ノ指定ヲ要スルモノト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具シ市長ニ報告スヘシ

- 一 指定スヘキ者
- 二 指定ヲ必要トスル事由
- 三 指定スヘキ者ヲ以テ組織セラルル組合ノ見込數、組合員見込數及貯蓄見込高

其ノ他参考事項

第三條 區長國民貯蓄組合法(以下法ト稱ス)第六條ノ規定ニ依リ國民貯蓄組合ノ組織ヲ命スルコトヲ必要ト認ムルトキハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ市長ニ報告スヘシ

- 一 命令スヘキ者
- 二 命令ヲ必要トスル事由
- 三 命令スヘキ者ヲ以テ組織セラルル組合ノ數、組合員數及貯蓄見込高
- 四 組合ヲ組織スヘキ期限

第五類 處務 第五章 處務

第四條 區長法第七條ノ規定ニ依リ國民貯蓄組合ノ帳簿書類其ノ他物件ノ檢査ヲ爲シ又ハ組合ノ代表者ノ改任ヲ命スル等ヲ必要ト認ムルトキハ事由ヲ具シ市長ニ報告スヘシ

第五條 區長ハ市長ヨリノ通達ニ基キ所轄内ノ國民貯蓄組合ノ幹旋ニヨル貯蓄ニ付毎年四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一年間ノ貯蓄增加目標額ヲ設定ノ上之ヲ國民貯蓄組合長ニ示達シ之ヲ達成ニ必要ナル指導ヲ爲スヘシ

區長各組合長ノ提出シタル貯蓄增加目標額達成ノ爲ノ貯蓄計畫ヲ調査シ第一號樣式ニ依リ毎年五月十日迄ニ市長ニ報告スヘシ

第六條 法ニ依リ提出スル認可申請書若ハ届書又ハ報告書等ハ總テ市長ヲ經由スヘシ

第一號樣式(用紙半紙形)

昭和年月日

何々區長

大阪市長 殿

貯蓄組合貯蓄計畫報告書

昭和 年度組合ノ貯蓄計畫左記ノ通ニ付此段及報告候也

貯蓄增加一月中ノ組合員組	合貯蓄ノ組合事務	組合ノ名稱
目標額平均貯蓄標準員數	法所所在地	
圓	圓	



業務改善獎勵規程

制定 昭六、七、二七 第一〇〇  
最近改正 昭一三、八、二八 第一二二

業務改善獎勵規程左ノ通相定メ昭和六年八月一日ヨリ之ヲ施行ス

業務改善獎勵規程

- 第一條 本市職員又ハ傭員(學校、幼稚園及圖書館職員並傭員ヲ含ム)ニシテ左記各號ノ一ニ該當スル考案ヲ爲シタル者ニ對シテハ特別ノ定アルモノノ外本規程ニ依リ之ヲ表彰ス
  - 一 執務又ハ作業ノ方法、手續又ハ組織ノ合理化ニ關スルコト
  - 二 市營事業經營ノ合理化ニ關スルコト
  - 三 執務又ハ作業ノ設備又ハ用品ノ發明、改良若ハ維持ニ關スルコト
  - 四 災害ノ防備ニ關スルコト
  - 五 其ノ他能率ノ増進又ハ物資若ハ經費ノ節減ニ關スルコト
- 第二條 前條ノ規定ニ依ル考案者ハ其ノ要旨、説明及所屬職氏名ヲ詳記シタル書面ヲ、圖面、雛形又ハ見本ヲ必要トスルモノニ在リテハ之ヲ添付シ總務局長ヲ經テ市長ニ提示スヘシ
- 第三條 市長前條ノ規定ニ依ル考案ノ提示アリタルトキハ之ヲ審査シ優良ト認ムルトキ、其ノ考案者ニ表彰狀ヲ授與ス
- 第四條 前條ノ表彰ヲ受ケタル者ノ中特ニ優秀ナル者ニ對シテハ賞金ヲ授與スルコトアルヘシ
- 第五條 審査済ノ提出考案ハ一切之ヲ返付セス

戶籍記載事項證明ヲ以テ戶籍謄抄本ニ代用方ノ件

制定 昭一八、三、一八 告示九一

戶籍記載事項證明ヲ以テ戶籍謄抄本ニ代用方ノ件左ノ通相定ム

戶籍記載事項證明ヲ以テ戶籍謄抄本ニ代用方ノ件  
本市及關係諸團體ニ對シ提出スベキ戶籍謄抄本ハ戶籍記載事項證明ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
其ノ様式左ノ如シ  
(様式)

戶籍記載事項證明(本證明ハ戶籍法第十四條ノ三ニ依リ戶籍謄抄本ニ代用スルモノナリ)

本籍	大阪府	氏名	生年月日	摘要
戶主ト ノ續柄	家族ト ノ續柄	氏名	生年月日	摘要
戶主			年月日	
			年月日	
			年月日	
			年月日	
			年月日	
			年月日	
			年月日	
			年月日	

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

年月日

右ハ戶籍ニ記載アルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

大阪市 區

長岡

附則

本件ハ昭和十八年三月十五日ヨリ之ヲ施行ス

大阪瓦斯株式會社報價契約

制定 昭三六、八、大約製締結

契約書

明治三十六年八月六日大阪市(以下單ニ市ト稱ス)ト大阪瓦斯株式會社(以下單ニ會社ト稱ス)トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條 會社ハ道路、橋梁及公園ニ於テ公共用ニ供スル瓦斯代ニ付市ニ對シ普通料金ヨリ二割ノ割引ヲ爲スヘキ事

第二條 會社ハ開業ノ日ヨリ滿五十箇年ノ後ニ至リ市ノ希望ニ依リ買収ニ應スヘキ事

前項ノ價額ハ大阪市内ノ株式取引所ニ於ケル會社株式ノ其時ヨリ前三ケ年ノ平均相場ニ依ル但其平均相場カ右三ケ年間ノ利益配當平均年額二十倍以上ナルトキハ其二十倍額ヲ以テ買収價額ト定ムヘシ

第三條 會社ハ其純益金ノ百分ノ五ニ相當スル金額ヲ市ニ納付スヘキ事

前項ノ純益金ハ各事業年度ニ於ケル總益金ヨリ總損金ヲ引去リタルモノ

第五類 處務 第五章 處務

ノトス  
但總損金中ニ各種ノ積立金及賞與金其他之ニ類スル支出ヲ包含セサルモノトス

損益計算ハ會社ニ於テ證明ノ責アルモノトス

第四條 會社カ純益金中前條ノ納付金ヲ控除シタル殘額ヨリ拂込資本額ニ對シ年一割二分ニ相當スル金額並ニ法定準備金最低額ヲ差引キ過剩金アルトキハ其ノ過剩金ノ四分ノ一ニ相當スル金額ヲ前條ノ外市ニ納付スル事

但法定準備金ノ差引ハ會社カ資本四分ノ一ニ相當スル準備金ヲ有スルニ至リタルトキハ之ヲ止ムルモノトス

第五條 會社カ開業ノ日ヨリ五ケ年ノ後ニ於テ瓦斯代價ヲ引上ケントスル場合ニハ其都度市ト協議スヘキ事但協議不調トキハ市及會社ニ於テ各自二名ノ調停委員ヲ選定シ其裁決ニ從フヘシ其調停委員ノ意見一致セサルトキハ該委員四名ニ於テ更ニ選定スル一名ノ判定者ノ裁決ニ依リ之ヲ決ス

第六條 會社ノ資本増加、會社株金拂込額ノ半額以上ノ社債募集及會社ノ合併ノ場合ニハ會社ヨリ市ニ協議スヘキ事若シ協議不調ノ場合ニハ前條但書ニ據リ調停委員四名又ハ判定者一名ノ裁決ニ從フヘキ事

第七條 市ハ一般ノ市稅ヲ除クノ外瓦斯事業ニ關シ特許料免許料又ハ何等ノ料金若クハ特別稅ヲ賦課徵收セサルモノトス

第八條 市ハ其所有又ハ管理スル道路、橋梁及土地等ノ使用及工作物等ノ附替其他ニ關シ正當ナル十分ノ便宜ヲ無償ニテ會社ニ與フヘキ事但市ニ於テ便宜ヲ供スル爲メ特ニ要スル費用ハ會社ニ於テ負擔シ又之ヲ



爲メニ市ノ受ケタル損害ハ會社ニ於テ賠償スルモノトス  
第九條 市ハ自カラ瓦斯事業ヲ經營セス又他ニ向シテ瓦斯會社ノ設立ヲ承認セサル事  
右契約ノ正確ナル事ヲ證スル爲メ本證ニ通テ製シ當事者雙方署名捺印スルモノ也

覺書

明治三十六年八月六日大阪市ト大阪瓦斯株式會社トノ間ニ締結シタル契約書ノ趣旨ヲ明ニスル爲メ當事者間ニ此覺書ヲ爲取換置クモノトス  
契約書第一條ノ割引ハ道路上ノ公共用便所ニ點火スル瓦斯代ニモ亦適用スルモノトス  
同第三條ノ納付金納付ノ時期ハ株主定時總會ニ於テ會社ノ計算ヲ決議シタル日ヨリ一週間内トス  
同條第二項中ニ所謂各事業年度トハ會社ノ各計算期ヲ云フ又總損金中ニハ正當ナル減價償却金ヲ包含スルモノトス  
同第四條但書中法定準備金ノ極度ハ法律ノ改正ニ從ヒ増減スルモノトス

大阪瓦斯株式會社資本増加ニ關スル件

制定 昭六、三、二四市會議決

昭和六年三月二十五日庶甲第四四一號ヲ以テ本件大阪瓦斯株式會社取締役會長宛同答

大阪瓦斯株式會社資本増加ニ關スル件

昭和六年一月二十九日附大阪瓦斯株式會社取締役會長ヨリ協議ニ係ル同會社資本増加ノ件ハ左記條件ヲ附シ之ヲ承認スルモノトス

記

- 一 昭和六年以降毎年度會社カ明治三十六年八月六日締結ノ契約第三條及第四條ニ依リ本市ニ納付スヘキ納付金最低金額ハ金二十五萬一千九百五十圓七十六錢(昭和五年度ニ於テ會社カ本市ニ納付シタル金額)トスルコト
- 二 會社ノ供給區域ニ屬スル新市ノ各方面ニ成ルヘク廣ク瓦斯本管ヲ普及敷設スルコト
- 三 會社ハ資本増加ニ依リ各豫定事業ヲ完成シタルトキハ其ノ都度遲滞ナク詳細ナル計算書ヲ添ヘ市長ニ報告スルコト
- 四 會社ハ現定款ニ定ムル所ノ目的以外ニ新ニ事業ヲ爲シ又ハ投資セムトスルトキハ市長ノ承認ヲ受クヘキコト
- 六 市域内特ニ周圍部ニ對シ優先的ニ瓦斯管ヲ敷設スルコト

諸團體ノ會費及寄附金等ノ募集ニ關スル件

制定 昭一八、三、三總乙一五六

各區長宛

諸團體ノ會費及寄附金等ノ募集ニ關スル件  
諸團體ノ會費及寄附金等ノ募集ニ關シテハ今同左記ノ通り決定相成候條殿ニ御勵行相成様致度依命此段及通牒候也

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

追テ本通牒ニ牴觸又ハ重複スル從來ノ通牒其ノ他ノ決定ハ總テ廢止相成候儀ト御承知相成度

記

- 一 本市職員ハ左ノ團體ノ役員ノ受囑又ハ其ノ會費及寄附金等ノ募集ニ關スル事務取扱ハ現金取扱等ノ事項モ併セテ別段ノ許可ヲ要セズ  
日本赤十字社  
海軍協會  
海員救濟會
- 以上ノ團體ノ外別途受囑ノ許可ヲ受ケタルモノニ付亦同ジ
- 二 新ニ團體ヨリ役員若ハ事務ノ委囑ヲ受ケントスル場合ハ必ズ豫メ市長ノ許可ヲ受ケルコト
- 此ノ場合ハ團體ノ性質、募集豫定寄附金又ハ會員、手数料又ハ交付金額、手數料等實績ニ付當局ニ報告スルコト
- 三 前二項ノ團體ノ寄附又ハ會員募集ニ從事シタルトキハ其ノ募集金額、手數料等實績ニ付當局ニ報告スルコト
- 年度末又ハ定期的ニ會費收納ノ決算ニ對スル手数料ノ交付アルトキ亦同ジ
- 四 手数料、雜費其ノ他ノ報酬ハ其ノ受領スベキ金額ノ二分ノ一ヲ職員報國會等職員ノ福利救濟施設費ニ必ズ充當又ハ積立ツルコト
- 前項ノ報酬ノ受領ニ付テハ市長ノ許可ヲ受ケルコト
- 五 區内各種團體ノ現金取扱事務ニ付テハ新規ノ分ハ出來得ル限り取扱ヲ避クルコト
- 止ムヲ得ズ取扱フ場合ハ勿論公金外現金取扱規程ニ據ルコト



第六類 人事



# 第六類 人事

## 第一章 定員及名稱

### 助役定員條例

制 定 大 九、三、二七條例四  
本市會ノ議決ヲ經内務大臣ノ許可ヲ受ケ助役定員條例左ノ通相定メ公布  
ノ日ヨリ之ヲ施行ス

### 助役定員條例

本市助役ノ定員ヲ三名トス

### 副收入役設置條例

制 定 昭 四、五、三、二五條例一  
本市會ニ於テ副收入役設置ニ關スル條例ヲ議決シ市制第六十五條ニ依  
リ内務大臣ノ許可ヲ受ケ左ノ通相定ム

### 副收入役設置ニ關スル條例

本市ニ副收入役一人ヲ置ク

### 有給吏員定數規程

制 定 昭 一、三、一、一〇七  
最近改正 昭 一八、三、一、一〇  
告示 八〇

第六類 人事 第一章 定員及名稱

〔大例二三號〕

本市會ノ議決ヲ經大正九年大阪市告示第三十三號市吏員定員規程左ノ通  
改正ス

大阪市有給吏員定數規程  
第一條 法令其ノ他別段ノ規定アルモノヲ除ク外本市有給吏員ノ定數

左ノ如シ

局長 一人

技監 一人

理事 二十一人以內

病院長 六人以內

主事 一人

技師 一人

視學 一人

副院長 一人

醫藥長 一人

藥劑長 一人

樂長 一人

清掃主事 一人

醫員 一人

研究員 一人

書記員 一人

技手 一人

學藝員 一人

教護員 一人

五百五十人以內

二千三百五十人以內



- 藥劑員
- 指導員
- 清掃監督
- 清掃監視
- 看護婦長
- 助産婦長
- 保健婦長
- 保母長
- 船長
- 機關長
- 樂關手
- 守衛長
- 區主事
- 區書記

三百五十人以内

二百七十人以内

千七十人以内

第二條 臨時必要ナル有給吏員ノ定數ハ豫算ノ範圍内ニ於テ市長之ヲ定ム

第三條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則

本規程ハ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

有給吏員定數規程施行細則

制定 昭一五、六、一六、告示三七八  
最近改正 昭一八、三、告示 八一

大阪市有給吏員定數規程施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市有給吏員定數規程施行細則

大阪府有給吏員定數規程第二條ノ規定ニ依ル有給吏員ノ定數左ノ如シ

- 理事 五人
- 主事 百九十人
- 技師 千四十九人
- 書記 六十六人
- 技手 六十六人
- 船長
- 機關長
- 區書記 六十人

雇員名稱規程

制定 昭八、二、二六、達一四一  
最近改正 昭一七、八、達二九九

雇員名稱規程左ノ通相定メ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

雇員名稱規程

第一條 本市雇員名稱左ノ如シ

- 事務員、技術員、點檢員、監視員、守衛、集金員、自動車運轉士、機關手、保母、保育婦、助産婦、看護婦、保健婦、電話交換手
- 區役所勤務ノ雇員又ハ所屬長ニ於テ專決備入ノ雇員ニハ前項ノ雇員名稱ニ所屬名(區役所ニ在リテハ區名)ヲ冠記スルモノトス

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

電氣局現業員及從業員名稱規程

制定 昭一五、六、一、告示三三四  
最近改正 昭一八、一、規則 一九

電氣局現業員及從業員名稱規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

電氣局現業員及從業員名稱規程

第一條 電氣局現業員トハ昭和八年七月十日以前採用セラレタル者ヲ謂ヒ其ノ名稱左ノ如シ

現業員	
運輸職員	運輸事務員、運輸監督、信號員、女子指導員
運輸從業員	電車從業員、電車運轉手、轉轍手、電車手、運輸使丁
技術職員	技術員、自動車從業員、自動車運轉手、自動車信號手
技術從業員	木工、石工、電工、機工、電路工、建築工、軌道工、測量工、塗工、印刷工、縫工、作業手、倉庫手、乘用自動車運轉手、貨物自動車運轉手
事務職員	局事務員、勞働課使丁

第二條 電氣局從業員トハ昭和八年七月十一日以降採用セラレタル者ヲ謂ヒ其ノ名稱左ノ如シ

從業員	
運輸職員	運輸事務員、運輸監督、高速運輸監督、信號員、女子指導員
運輸從業員	電車車掌、補助車掌、女子電車車掌、女子補助車掌、電車運轉手、轉轍手、電車手
事務職員	事務手、見習生

二三三

第二條 有給吏員又ハ前條第一項ノ雇員名稱ニ「臨時」ヲ冠記シタルトキハ之ヲ雇員ノ名稱トス但シ區役所勤務ノ者ニ在リテハ有給吏員又ハ前條第二項ノ雇員名稱中區名ノ次ニ「臨時」ヲ記スルヲ以テ雇員ノ名稱トス

第三條 雇員ニハ本規程ニ定ムル名稱以外ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス雇員ニ非サル者ニ對シテハ本規程ニ定ムル名稱ヲ附スルコトヲ得ス

附則  
雇員ニ非スシテ本規程ニ依ル名稱ト同一ノ名稱ヲ有スルモノハ當分ノ内第三條ノ規定ニ拘ラス從前ノ例ニ依ルコトヲ得

事務備員名稱規程

制定 昭一五、六、一、達二一九ノ二  
最近改正 昭一八、一〇、達三九〇

事務備員名稱規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

事務備員名稱規程

第一條 本市事務備員ノ名稱左ノ如シ

補助員 繼續雇員ノ見込ヲ以テ採用ノ者

臨時備 臨時又ハ試ニ雇員ノ見込ヲ以テ採用ノ者

前項ノ事務備員名稱ニ所屬名(區役所ニ在リテハ區名)ヲ冠記スルモノトス

第二條 事務備員ニハ本規程ニ定ムル名稱以外ノ名稱ヲ附スルコトヲ得

事務備員ニ非サル者ニ對シテハ本規程ニ定ムル名稱ヲ附スルコトヲ得



員 類	
從業員	自動車、自動車車掌、自動車運轉手、應急車運轉手、 從業員、自動車信託手、庫内手
技術職員	高速、高速車掌、女子高速車掌、高速運轉手、高 速信託手、出札手、驛掌、驛務手
技術從業員	汽機工、木工、石工、電工、機工、電路工、 建築工、軌道工、測量工、塗工、印刷工、 縫工、作業手、倉庫手、乗用自動車運轉手、 貨物自動車運轉手、養成工
鎮成職員	鎮成員

## 第二章 任用、分限及身元保證

### 第一節 任用

#### 吏員任用規程

吏員任用規程左ノ通之ヲ定ム

吏員任用規程

制 定 明四〇、四、八廳選二  
最近改正 昭、四、八 選九二

第一條 主事、視學、技師、書記、技手ニ任用スヘキ者ハ年齢滿五十歳

以下ノ者タルコトヲ要ス但シ現ニ本市有給吏員ノ職ニ在ル者ヲ主事、  
視學又ハ技師ニ任用スル場合若クハ臨時事業ノ爲主事又ハ技師ニ任用  
スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ主事ニ任用スルコトヲ得

一 本市ノ主事任用試験ニ合格シタル者

二 學位ヲ有スル者

三 高等試験行政科試験、同外交科試験又ハ同司法科試験ニ合格シタ  
ル者

四 官立公立ノ專門學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者

五 滿一年以上月額百圓以上ノ給料ヲ受ケテ官吏、公吏又ハ公立ノ學  
校職員ノ職ニ在リタル者

第三條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ視學ニ任用スルコトヲ得  
一 本市ノ視學任用試験ニ合格シタル者

第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

二 前條第二號、第四號又ハ第五號ニ該當スル者

三 高等試験行政科試験ニ合格シタル者

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ技師ニ任用スルコトヲ得

一 本市ノ技師任用試験ニ合格シタル者

二 第二條第二號又ハ第四號ニ該當スル者

三 滿一年以上月額百圓以上ノ給料ヲ受ケテ技術擔當ノ官吏公吏又ハ  
公立ノ學校職員ノ職ニ在リタル者

第五條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ書記ニ任用スルコトヲ得

一 本市ノ書記任用試験ニ合格シタル者

二 主事ニ任用セララル資格アル者

三 普通試験又ハ裁判所書記試験ニ合格シタル者

四 官立公立ノ中學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者

五 專門學校令ニ依リ法律學、政治學、行政學又ハ經濟學ヲ教授スル  
學校ニ於テ三年ノ課程ヲ履修シ其ノ學校ヲ卒業シタル者

六 滿一年以上月額五拾圓以上ノ給料ヲ受ケテ官吏公吏又ハ公立ノ學  
校職員ノ職ニ在リタル者

七 滿二年以上本市ニ勤續シタル雇員其他ノ事務員ニシテ現ニ月額五  
拾圓以上ノ給料ヲ受ケル者

第六條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ技手ニ任用スルコトヲ得

一 本市ノ技手任用試験ニ合格シタル者

二 技師ニ任用セララル資格アル者

三 東京工手學校又ハ之ト同等以上ノ學校ヲ卒業シタル者

四 滿一年以上月額五拾圓以上ノ給料ヲ受ケテ技術擔當ノ官吏公吏又

二三五



ハ公立ノ學校職員ノ職ニ在リタル者  
五 滿二年以上本市ニ勤績シタル工手其他ノ技術員ニシテ現ニ月額五拾圓以上ノ給料ヲ受クル者

第七條 第二條第五號、第四條第三號、第五條第六號又ハ第七號、前條第四號又ハ第五號ニ依リテ吏員ヲ任用スル場合ハ銓衡委員ノ銓衡ヲ經ルコトヲ要ス但シ事務講習ヲ受ケ其ノ成績特ニ優秀ナル者ニ對シテハ書記又ハ技手ニ任用スル場合ニ於ケル銓衡委員ノ銓衡ヲ省略スルコトヲ得

第二條乃至前條ノ任用試験ハ試験委員ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ要ス但シ主事、視學及技師ノ任用試験ハ帝國大學又ハ官立公立ノ專門學校ニ之ヲ囑託スルコトヲ得  
銓衡及試験ニ關スル細則ハ市長之ヲ定ム

第八條 大阪市立衛生試驗所ノ身體検査ニ合格シタル者ニアラサレハ之ヲ吏員ニ任用スルコトヲ得ス

前職其他ノ事項ニ關シ不良ノ行爲アリタル者ハ之ヲ吏員ニ任用スルコトヲ得ス

第九條 書記ノ任用ニ關スル規定ハ掃除監督長、掃除監督、防疫事務員及監守長ニ之ヲ適用ス

第二條第五號、第四條第三號、第五條第六號及第六條第四號ハ文部大臣ニ於テ官立公立中學校同等以上ト認定シタル私立學校ノ職員ニ之ヲ準用ス

第二條第五號ノ在職期間ニ關スル制限ハ明治四十年四月八日當廳ノ課

他ノ吏員ニ任用スルコトヲ得ス

附則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

質舖從事吏員特別任用ニ關スル件

制定 大正三、一、二、一、二、一、五、五

質舖從事吏員特別任用ニ關スル件左ノ通相定メ大正十三年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

質舖從事吏員特別任用ニ關スル件

第一條 本市質舖事務ニ從事セシムヘキ書記ハ二年以上質又ハ古物ノ業務ニ從事シタル年齢五十五年未滿ノ者ヨリ銓衡委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 吏員任用規程第八條ノ規定ハ本規程ニ依リ任用スル者ニ之ヲ適用ス

第三條 本規程ニ依リ任用シタル吏員ハ吏員任用規程ニ依ルニ非サレハ之ヲ他ノ吏員ニ任用スルコトヲ得ス

清掃監視採用規程

制定 昭六、六、二、四、七、六

清掃監視採用規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 清掃監視小四十五年以下ノ者ニシテ清掃監視採用試験ニ合格シ

第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

長ヲ擔任シタル者ニ對シテハ之ヲ適用セス  
第十條 本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附則

文官高等試験ニ合格シタル者ハ高等試験行政科試験ニ、外交官及領事官試験ニ合格シタル者ハ高等試験外交科試験ニ、判事檢察官任用試験、辯護士試験又ハ大正十二年法律第五十二號ニ依ル試験ニ合格シタル者ハ高等試験司法科試験ニ、文官普通試験ニ合格シタル者ハ普通試験ニ合格シタル者ト看做ス

電氣局職員特別任用規程

制定 昭四、四、二、二、八、昭三、二、最近改正 昭一、一、三、一、昭三、四

電氣、鐵道、部職員特別任用規程左ノ通相定ム

電氣局職員特別任用規程

第一條 電氣局書記ハ五年以上鐵道又ハ電氣ニ關スル事務ニ從事シ給料月額六十圓以上ヲ受ケタル者ニシテ年齢五十年未滿ノ者ヨリ電氣局職員銓衡委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

第二條 電氣局技手ハ五年以上鐵道又ハ電氣ニ關スル技術若ハ其ノ他ノ土木工事ニ從事シ給料月額六十圓以上ヲ受ケタル者ニシテ年齢五十年未滿ノ者ヨリ電氣局職員銓衡委員ノ銓衡ヲ經テ之ヲ任用スルコトヲ得

第三條 吏員任用規程第八條ノ規定ハ本規程ニ依リ任用スル者ニ之ヲ適用ス

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

タル者ヨリ之ヲ採用ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ採用試験ハ之ヲ省略ス

- 一 本市ノ書記ニ任用セラルル資格アル者
- 二 判任官以上ノ職ニ在リタル者
- 三 陸軍下士適任證書ヲ有スル者
- 四 一年以上巡查又ハ看守ノ職ニ在リタル者
- 五 尋常小學校本科正教員又ハ准教員以上ノ資格ヲ有スル者

第二條 吏員任用規程第八條ノ規定ハ之ヲ本規程ニ準用ス

第三條 清掃監視採用試験ハ左ノ科目ニ付之ヲ行フ但シ必要アル場合ハ之ヲ變更スルコトアルヘシ

- 一 汚物掃除法及關係法規
- 二 作文(筆蹟ヲ併セ考査ス)
- 三 算術(珠算ヲ併セ課スルコトアルヘシ)
- 四 口頭試問

第四條 前條採用試験ニ關シ必要ナル事項ハ市長別ニ之ヲ定ム

明治三十三年四月二十三日市參事會決定掃除監視採用試験手續ハ之ヲ廢止ス

本規程施行ノ際現ニ清掃監視ノ職ニ在ル者ハ本規程ニ依リ採用セラレタルモノト看做ス



工手、水道點檢員及雇採用規程

制定 明治四一、三、三 應遵一  
最近改正 大 二、八 應遵一

工手、水道點檢員及雇採用規程左記ノ通之ヲ定ム

工手、水道點檢員及雇採用規程

第一條 工手、水道點檢員又ハ雇ニ採用スヘキ者ハ年齢滿四十五歳以下ノ者ニシテ試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第二條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ試験ヲ用キスシテ工手ニ採用スルコトヲ得

一 本市書記、書記補又ハ技手、技手補ニ任用セララルル資格ヲ有スル者

二 判任官以上ニ採用セララルヘキ資格ヲ有スル者

三 判任官以上ノ職ニ在リタル者

四 滿一年以上陸海軍下士以上ノ職ニ在リタル者

五 滿一年以上巡查又ハ看守ノ職ニ在リタル者

六 本市雇員ノ職ニ在リタル者

七 尋常小學校本科正教員及准教員以上ノ資格ヲ有スル者

八 官衙又ハ公署ニ於テ土木吏員ノ職ニ在リタル者

第三條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ試験ヲ用キスシテ水道點檢員ニ採用スルコトヲ得

一 第二條各號ノ一ニ該當スル者

二 陸海軍下士適任證書ヲ有スル者

三 官公立中學校又ハ之ト同等以上ト認ムヘキ學校ノ書記タリシ者

四 會社銀行又ハ信用アル商店ニ於テ月額十圓以上ノ支給ヲ受ケタル者

五 官公立中學校又ハ之ト同等以上ト認ムヘキ學校ノ四年級ノ課程ヲ修了シタル者

第四條 左記各號ノ一ニ該當スル者ハ試験ヲ用キスシテ雇ニ採用スルコトヲ得

一 第二條第一號、第二號、第三號又ハ第七號ニ該當スル者

二 滿一年以上本市工手又ハ雇其他事務員ノ職ニ在リタル者

第五條 吏員任用規程第八條ノ規程ハ之ヲ本規程ニ準用ス

第六條 採用試験ニ關スル細則ハ市長之ヲ定ム

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第二節 分限

吏員分限規程

制定 明治四二、八、三〇 告示六四

本市會ノ議決ヲ經市吏員分限規程左ノ通り相定メ明治四十二年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

市吏員分限規程

第一條 市吏員ハ法令ノ規定又ハ別段ノ規約アル場合ノ外本規程ニ依ルニ非サレハ休職ヲ命セラレ又ハ解職セララルコトナシ

第二條 市吏員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ解職スルコトアルヘシ

一 退職料條例第二條第一項第一號第二號及第六號ニ該當スルトキ

二 退職ヲ願出タルトキ

三 職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ

四 市吏員ノ體面ヲ汚シ又ハ信用ヲ害スヘキ行為アリタルトキ

五 一年ヨリ長キ兵役ニ服シタルトキ

第三條 市吏員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ休職ヲ命スルコトアルヘシ

一 廢職又ハ事務ノ都合ニ因リ必要ナルトキ

二 一年以内ノ兵役ニ服シタルトキ

三 戰時若クハ事變ニ際シ召集セラレタルトキ

四 職務ニ起因シタル傷疾若クハ疾病ノ爲引籠療養一年以上ニ涉リタルトキ

五 傷疾若クハ疾病ノ爲メ引續キ三月以上執務セサルトキ

六 刑事事件ニ關シ豫審又ハ公判ニ付セラレタルトキ

七 懲戒裁判ニ付セラレタルトキ

第四條 前條ニ依リ休職ヲ命シタル者ニハ其休職中俸給月額三分ノ一ヲ支給ス但シ前條第三號ニ該當スル者ニ在リテハ其受クル所ノ給額カ本

市ノ支給スヘキ金額ヨリ寡少ナルトキニ限り不足額ヲ支給ス

第五條 休職ノ市吏員ハ事務ノ都合ニ因リ復職ヲ命スルコトアルヘシ

第六條 休職期間ハ勤続五年以上ノ者ニ付テハ滿二年五年未滿ノ者ニ付テハ滿一年トシ滿期ニ至ル迄復職ヲ命セラレサル者ハ當然解職シタルモノトス

前項ニ依リ解職トナリタル者ハ事務ノ都合ニ因リ退職シタル者ト看做ス

第七條 休職ノ市吏員ハ職務ニ從事セサル外總ヘテ在職市吏員ト異ナルコトナシ



### 第三節 身元保証

本市會ノ議決ヲ經昭和五年大阪市告示第七十號市吏員及雇員身元保証規程左ノ通改正ス

#### 大阪身元保証規程

- 第一條 市長ハ收入役、副収入役、區收入役、區副収入役、其ノ他ノ吏員及雇員中必要アリト認ムル者ニ付身元保証金ヲ徵シ、信用保險ニ加入セシメ又ハ身元保証人ヲ立テシムヘシ
- 第二條 身元保証金ノ額ハ二千圓以下ニ於テ市長之ヲ定ム  
保證金ハ其ノ額以上ニ相當スル有價證券ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル證券ノ種類及價格ハ市長別ニ之ヲ定ム
- 第三條 身元保証金(有價證券ヲ含ム以下同シ)ハ就職ノ日ヨリ十日以内ニ納付スヘシ但シ市長別ニ定ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 第四條 身元保証金ハ本市ニ對スル損害賠償ニ直接充當スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ身元保証金ニ付生シタル不足額ハ直ニ之ヲ納付スヘシ
- 第五條 吏員及雇員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ身元保証金ハ之ヲ還付ス  
一 資格變更又ハ轉職ニ因リ身元保証金ヲ要セザルニ至リタルトキ  
二 退職シタルトキ  
三 死亡シタルトキ  
前項ノ場合ニ於テハ事務引繼又ハ死亡通知アリタル日ヨリ三十日以内

ニ之ヲ還付ス但シ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 身元保証金ニハ利子ヲ附セス  
有價證券ノ利札ハ利子支拂ノ時期ニ於テ之ヲ還付ス

第七條 市長ハ身元保証金ノ全部又ハ一部ニ代ヘ二千圓以下ノ信用保險ニ加入セシムルコトアルヘシ

前項ノ場合ニ於ケル保險料ノ負擔ニ付テハ市長之ヲ定ム

第八條 身元保証人ハ能力者ニシテ本市又ハ近接地ニ居住シ相當ノ資産アル者タルコトヲ要ス但シ市長ニ於テ適當ト認ムル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第九條 身元保証人ハ二人以上トシ連帶シテ其ノ責ニ任スヘシ  
市長必要ト認ムルトキハ身元保証人ノ變更ヲ命スルコトヲ得

第十條 身元保証契約ノ存續期間ハ契約締結ノ日ヨリ五年トス  
契約期限満了シタルトキハ市長ハ更ニ五年ノ期限ヲ以テ之ヲ更新セシムルコトヲ得

市長必要ト認ムルトキハ前二項ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第十一條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則  
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本規程施行ノ際從前ノ規定ニ依ル身元保証契約ノ存スルモノニ付テハ身元保証ニ關スル法律第一條及附則第二項ノ規定ニ依ル契約期間満了ノ際ヨリ本規程ヲ適用ス

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

### 身元保証規程施行細則

制定 昭一、三、一二告示一〇九  
最近改正 昭一七、一〇 告示三七九

大阪身元保証規程施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大阪身元保証規程施行細則

第一條 收入役、副収入役、區收入役ハ左ノ身元保証金ヲ納付スヘシ

收入役 千圓  
副収入役 五百圓  
區收入役 二百圓

第二條 吏員及雇員ニシテ現金取扱事務ニ從事スル者ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外左ニ依リ保証金ヲ納付スヘシ

所管	事務取扱者	職名	金額
總務局	寄宿寮ノ現金取扱事務ニ從事スル者		三〇〇圓
水道局	集金事務ニ從事スル者		一、〇〇〇圓
市民局	住宅、寮舎、宿泊所、其ノ他ノ使用料、賃貸料等ノ徵收事務ニ從事スル者	主任	五〇〇圓
		主事	三〇〇圓
		市吏員	三〇〇圓
		市館長	五〇〇圓
市民局	生業資金運用事務ニ從事スル者	主任	一、〇〇〇圓
		主事	三〇〇圓
		市吏員	三〇〇圓
		市館長	五〇〇圓
市民局	質鋪事務ニ從事スル者	主任	三〇〇圓
		主事	三〇〇圓
		市吏員	三〇〇圓
		市館長	五〇〇圓
市民局	住宅、寮舎、其ノ他ノ使用料、賃貸料等ノ徵收事務ニ從事スル者	主任	五〇〇圓
		主事	三〇〇圓
		市吏員	三〇〇圓
		市館長	五〇〇圓
經濟局	料、賃貸料等ノ徵收事務ニ從事スル者		三〇〇圓

其ノ他市長必要ト認ムル者

第三條 前條ノ規定ニ依リ身元保証金ヲ納付スヘキ者ハ之ニ代ヘ同額以上ノ信用保險ニ付スルコトヲ得

第四條 左ニ掲クル者ハ身元保証人ヲ立ツヘシ第二條ニ規定スル者身元保証金ヲ納付セス又ハ信用保險ニ加入セザルトキ亦同シ

一 公園特殊施設ノ使用料徵收事務ニ從事スル者

二 校園小口購買資金事務ニ從事スル者

三 徵收事務ニ從事スル者

四 其ノ他市長必要ト認ムル者

第五條 吏員又ハ雇員身元保証人ヲ立テントスルトキハ第一號様式ニ依ル身元保証書ヲ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル身元保証書ハ契約期間満了毎ニ更ニ五年ノ期限ヲ以テ更新スヘシ

水道局ノ集金事務從事者ハ身元保証書提出ノ際第二號様式ニ依ル誓約書ヲ提出スヘシ

第六條 身元保証人ハ水道局ノ集金從事者ニ付テハ二年以上引續キ直接國稅年額二十圓以上ヲ納ムル者、其ノ他ノ者ニ付テハ二年以上引續キ直接國稅十圓以上ヲ納ムル者又ハ不動産ヲ所有シ相當資産アリト認ムル者ナルコトヲ要ス

第七條 身元保証人ノ本籍、住所、職業其ノ他身上ニ異動ヲ生シタルト

家畜市場ノ現金取扱事務ニ從事スル者	場長 其ノ他ノ吏員及雇員	金額
		五〇〇圓
		三〇〇圓
		一、〇〇〇圓以下



第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

キハ被保證人ハ遲滞ナク之ヲ届出ツヘシ

第八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ被保證人ハ速ニ之ニ代ルヘキ身元保證人ヲ立ツヘシ

一 身元保證人其ノ資格ヲ喪失シ又ハ死亡シタルトキ

二 身元保證ニ關スル法律第四條ノ規定ニヨリ契約ノ解除アリタルトキ

三 其ノ他市長身元保證人ヲ不適當ト認ムルニ至リタルトキ

第九條 主管局、部、課長(區長、麻長ヲ含ム以下同シ)ハ毎年一回以上身元保證人ノ身上異動ヲ調査スヘシ

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ主管局、部、課長ハ遲滞ナク保證人ニ通知スヘシ

一 被保證人ニ職務上不適任又ハ不誠實ナル事跡アリテ之カ爲身元保證人ノ責任ヲ惹起スル虞アリト認ムルトキ

二 被保證人ノ身分及職名ノ異動又ハ分擔事務及勤務場所ノ變更等ニ因リ身元保證人ノ責任ヲ加重シ又ハ其ノ監督ヲ困難ナラシムト認ムルトキ

第十一條 本細則ニ依ルノ外傭員(電氣局現業員及従業員ヲ含ム)ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第十二條 本細則施行ニ關シ必要ナル事項ハ總務局長之ヲ定ム

附則

左ノ規定ハ之ヲ廢止ス

大正十二年達第四〇號電氣局集員身元保證規程、大正十三年大阪市告示第百八十三號質舖從事吏員身元保證規程、大正十五年大阪市告示第百

七十九號質舖從事員身元保證規程、昭和七年達第一〇二號身元保證人調査規程

本細則施行ノ際現ニ從前ノ規定ニ依リ納付シタル身元保證金ハ仍從前ノ例ニ依ル但シ本細則ノ規定ニ依ル保證金トノ差額ハ之ヲ納付セシム

附則 (昭一四、一二告示七一七)

本細則施行ノ際現ニ區副収入役ノ職ニ在ル者ノ身元保證金ハ本細則施行ノ日ヨリ十日以内ニ之ヲ納付スヘシ

第一號様式

収入 身元保證書

本籍 現住所

本人氏名

年月日生

名

右ノ者御市ニ御採用相成候ニ付テハ本人身上ニ關スル一切ヲ引受ケ在職中ハ勿論假令退職後ト雖本人在職中(其ノ誓約書ニ違背シ又ハ金錢其ノ他ニ關シ不都合ノ所爲アリタルコトヲ發見セラレタルトキハ本人ニ拘ラス拙者等連帶シテ其ノ責任ニ任シ處辨又ハ賠償ノ上毫モ御市ニ御迷惑相掛申間敷候

右自今 年月 日迄五年間保證ノ爲本書差出候也

年月日

本籍

〔大例一三號〕

現住所

職業

本人トノ續柄

身元保證人氏名

本籍

現住所

職業

本人トノ續柄

身元保證人氏名

本籍

現住所

職業

本人トノ續柄

身元保證人氏名

本籍

現住所

職業

本人トノ續柄

身元保證人氏名

本籍

現住所

職業

本人トノ續柄

身元保證人氏名

本籍

現住所

職業

本人トノ續柄

身元保證人氏名

本籍

現住所

職業

本人トノ續柄

大阪市長 殿

備考 誓約書ノ提出ヲ要セサル者ニ付テハ括弧内ヲ削ルコト

第二號様式

収入 誓約書

印紙

私儀今般御市水道局集員ニ御採用相成候ニ付テハ左ノ條件誓約仕リ

聊モ御市ニ御迷惑相掛申間敷依テ後日ノ爲本誓約書差出候也

一 御市ノ命令規則ヲ遵守シ忠實ニ勤務可任コト

二 勞務ノ條件若ハ報酬等ニ關スル御市ノ方針ニ對シ異議申間敷コト

三 故意又ハ過誤懈怠其ノ他事由ノ如何ヲ問ハズ御市ニ損害ヲ及ホシタルトキハ御市並大阪市共済組合ヨリ受クヘキ諸給與金又ハ身元保證金ヲ提供スルコトヲ要ス

電氣局現業員及従業員身元保證規程

制 定 昭 九、七、二二 告示 二七二

最近改正 昭一八、三 告示 六九

電氣局現業員及従業員身元保證規程

第一條 本市電氣局現業員及従業員ニ採用セラレタル者ハ身元保證人ヲ立テ身元保證書及誓約書ヲ提出スルコトヲ要ス

第二條 左ノ現業員及従業員ニ採用セラレタル者ハ身元保證書、誓約書ノ外ニ身元保證金ヲ提供スルコトヲ要ス

〔大例一三號〕

二四三



- 電車車掌、補助車掌、女子電車車掌、女子補助車掌、電車運轉手、自動車車掌、自動車運轉手、高速車掌、女子高速車掌、高速運轉手、出札手、驛掌、驛務手
- 第三條 身元保証金ハ金十圓トシ採用ノ際直ニ提供スルモノトス但シ本市ノ承認ヲ得タルトキハ採用ノ際金五圓ヲ提供シ殘額ハ以後六月以内ニ分割提供スルコトヲ得
- 第四條 身元保証金ハ誓約ニ違背シタルトキハ誓約書ノ定ムル所ニ依リ之ヲ沒收ス
- 身元保証金ノ沒收ハ損害賠償ノ請求ヲ妨ケス
- 第五條 身元保証金ハ退職シタルトキ及第二條所定以外ノ現業員、從業員ニ轉職シタルトキニ之ヲ還付ス但シ懲戒處分ニ依リ解僱セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス
- 第六條 身元保証金ニハ利子ヲ附セス
- 第七條 身元保証金ハ本市ニ對スル損害賠償ニ直接充當スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ其ノ補充額ハ一時ニ之ヲ提供セシムルモノトス
- 第八條 身元保証人ハ二人トシ本市又ハ本市接續町村ニ在住シ民法第四百五十條第一項ニ適合スル者タルコトヲ要ス但シ一人ハ能力者ニシテ直接國稅年額一圓以上ヲ納ムル者ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得
- 第九條 身元保証書ハ提出ノ日ヨリ起算シ三年毎ニ更新提出セシムルモノトス
- 第十條 身元保証書及誓約書ハ轉職ノ場合必要アリト認ムルトキハ之ヲ更新提出セシムルコトアルヘシ
- 第十一條 誓約書ハ採用ノ際左ノ各號様式ニ依リ提出スルモノトス

- 第一號様式ニ依ルヘキモノ  
電車車掌、補助車掌、女子電車車掌、女子補助車掌、電車運轉手、自動車車掌、自動車運轉手、自動車案内手、高速車掌、女子高速車掌、高速運轉手
- 第二號様式ニ依ルヘキモノ  
本市電氣局ニ於テ教養ヲ受ケ自動車運轉手ニ採用セラレタル者
- 第三號様式ニ依ルヘキモノ  
政札手、出札手、荷物手、高速案内手、女子高速案内手
- 第四號様式ニ依ルヘキモノ  
養成工
- 第五號様式ニ依ルヘキモノ  
其ノ他ノ現業員及從業員
- 第十二條 身元保証書ハ就職ト同時ニ第六號様式ニ依リ之ヲ提供スルモノトス更新ノトキ亦同シ

附則

昭和二年大阪市告示第四十三號電氣局運輸乘務員身元保証規程ハ之ヲ廢止ス  
本規程施行ノ際現ニ提出セル誓約書ハ昭和九年九月三十日迄有效トシ昭和九年十月一日本規程ニ定ムル身元保証書及誓約書ト交換提出スヘシ  
第一號様式

收入 誓約書

私儀令般御市電氣局ニ採用相成候ニ付左ノ條件誓約仕候

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

現住所 本人 氏 名印  
年月日生  
法定代理人 氏 名印  
年月日生

大阪市長 殿

第二號様式

收入 誓約書

- 私儀令般御市電氣局ニ採用相成候ニ付左ノ條件誓約仕候
- 第一條 御市ノ命令規則ヲ遵守シ上司ノ命ニ服シ御市事業報國會綱領ノ本旨ニ基キ忠實ニ勤務可仕候
- 第二條 勞務ノ條件若ハ報酬等ニ關スル御市ノ方針ニ對シ不穩ノ言動ヲ致間敷候
- 第三條 御市ノ承認ヲ受クルニアラサレハ拜命ノ日ヨリ滿二年間ハ退任シタルトキハ其ノ過剩額ハ乘車券發行洩ニ依リ乘車料金ト看做シ直ニ納入可仕候
- 第七條 御市ノ指定又ハ承認セラレタル以外ノ團體若ハ組合ニ加入若ハ關係シ又ハ之ヲ組織致間敷候
- 第八條 前各條ニ違背シタルトキハ身元保証金ヲ沒收セラレ且ツ御市ノ規定ニ從ヒ何時懲戒又ハ解僱處分ヲ受クルモ異議無之候
- 第九條 解僱、退職、轉職又ハ死亡シタルトキハ速ニ貸與品ノ全部ヲ返納可致候萬一之カ履行ヲ爲ササルトキハ直ニ相當ノ手續ヲセラレルモ異議無之候

本籍



第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

第七條 前各條ニ違背シタルトキハ身元保證金ヲ沒收セラレ且ツ御市ノ規定ニ從ヒ何時懲戒又ハ解備處分ヲ受クルモ異議無之候  
第八條 第三條ノ期間内ニ御市ノ承認ヲ受ケスシテ退職シ又ハ御市ノ規定ニ依リ解備セラレタル場合ハ自動車運轉手養成ニ要シタル費用トシテ金百圓ヲ納付可仕候  
第九條 解備、退職、轉職又ハ死亡シタルトキハ速ニ貸與品ノ全部ヲ返納可仕候萬一前條及前段ノ義務ヲ果ササルトキハ直ニ相當ノ手續ヲセラルルモ異議無之候  
年月日

本籍  
現住所  
本人氏  
名印  
法定代理人 氏  
年月日生  
名印

第三號様式 大阪市長 殿

収入  
印紙  
誓約書

私儀今般御市電氣局ニ採用相成候ニ付左ノ條件誓約仕候  
第一條 御市ノ命令規則ヲ遵守シ上司ノ命ニ服シ御市事業報國會綱領ノ本旨ニ基キ忠實ニ勤務可仕候

本籍  
現住所

本人氏

年月日生  
名印

法定代理人 氏

〔大例一三號〕

年月日生

大阪市長 殿

第四號様式

収入  
印紙  
誓約書

私儀今般御市電氣局養成工ニ採用相成候ニ付左ノ條件誓約仕候  
第一條 御市ノ命令規則ヲ遵守シ上司ノ命ニ服シ御市事業報國會綱領ノ本旨ニ基キ忠實ニ勤務可仕候  
第二條 勞務ノ條件若ハ報酬等ニ關スル御市ノ方針ニ對シ不穩ノ言動致間敷候  
第三條 御市ノ承認ヲ受クルニアラサレハ養成期間中及養成期間終了後滿三年間ハ退職致間敷候  
第四條 御市ノ物品及貸與品ヲ紛失毀損シタルトキ又ハ自己ノ過失ニ基因スル事故ニ因リ御市ニ損害ヲ生セシメタルトキハ御市ノ指定ニ從ヒ直ニ辨償可仕候  
第五條 御市ノ指定又ハ容認セラレタル以外ノ團體及組合ニ加入又ハ關係シ若ハ之ヲ組織致間敷候  
第六條 前各條ニ違背シタルトキハ御市ノ規定ニ從ヒ何時懲戒又ハ解備處分ヲ受クルモ異議無之候  
第七條 養成期間終了後三年内ニ御市ノ承認ヲ受ケスシテ退職シ又ハ御市ノ規定ニ依リ解備セラレタル場合ハ養成ニ要シタル費用トシテ御市ノ指定スル金額ヲ辨償可仕候

第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

二四六

第二條 勞務ノ條件若ハ報酬ニ關スル御市ノ方針ニ對シ不穩ノ言動致間敷候

第三條 御市ノ承認ヲ受クルニアラサレハ拜命ノ日ヨリ滿二年間（女子ハ滿一年間）ハ退職致間敷候  
第四條 御市ノ物品及被服其ノ他ノ貸與品ヲ紛失毀損シタルトキ又ハ自己ノ過失ニ基因スル事故ニ依リ御市ニ損害ヲ生セシメタルトキハ御市ノ指定ニ從ヒ直ニ辨償可仕候  
第五條 勤務中取扱ヒタル乘車券及切符類ノ額ニ對シ其ノ收入セル金額ニ不足ヲ生シタルトキハ御市ノ指定期間内ニ之ヲ辨償可仕過剩ヲ生シタルトキハ直ニ之ヲ納入可致候  
第六條 御市ノ指定又ハ容認セラレタル以外ノ團體若ハ組合ニ加入若ハ關係シ又ハ之ヲ組織致間敷候  
第七條 前各條ニ違背シタルトキハ身元保證金ヲ沒收セラレ且ツ御市ノ規定ニ從ヒ何時懲戒又ハ解備處分ヲ受クルモ異議無之候  
第八條 解備、退職、轉職又ハ死亡シタルトキハ速ニ貸與品ノ全部ヲ返納可仕候萬一之カ履行ヲ爲ササルトキハ直ニ相當ノ手續ヲセラルルモ異議無之候  
年月日

本籍  
現住所

本人氏

年月日生  
名印

法定代理人 氏

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

年月日

本籍  
現住所

本人氏

年月日生  
名印

法定代理人 氏

大阪市長 殿

第五號様式

収入  
印紙  
誓約書

私儀今般御市電氣局ニ採用相成候ニ付左ノ條件誓約仕候  
第一條 御市ノ命令規則ヲ遵守シ上司ノ命ニ服シ御市事業報國會綱領ノ本旨ニ基キ忠實ニ勤務可仕候  
第二條 勞務ノ條件若ハ報酬等ニ關スル御市ノ方針ニ對シ不穩ノ言動致間敷候  
第三條 御市ノ物品及被服其ノ他ノ貸與品ヲ紛失毀損シタルトキ又ハ自己ノ過失ニ基因スル事故ニ依リ御市ニ損害ヲ生セシメタルトキハ御市ノ指定ニ從ヒ辨償可仕候

二四七



第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

第四條 御市ノ指定又ハ容認セラレタル以外ノ團體若ハ組合ニ加入若ハ關係シ又ハ之ヲ組織致間敷候

第五條 前各條ニ違背シタルトキハ御市ノ規定ニ從ヒ何時懲戒又ハ解備處分ヲ受クルモ異議無之候

第六條 解備、退職、轉職又ハ死亡シタルトキハ速ニ貸與品ノ全部ヲ返納可致候萬一之カ履行ヲ爲ササルトキハ直ニ相當ノ手續ヲセラレルモ異議無之候

大阪市長 殿  
本籍 名印  
現住所 年月日生  
本人氏 名印  
法定代理人 氏 年月日生 名印

第六號様式

収入 印紙

身元保證書

右本入御市電氣局ニ採用相成候上ハ御市ノ諸規則ヲ遵守セシムヘキハ勿論萬一本入其ノ誓約ニ違背シ又ハ不正ノ行爲アリタルトキハ身元

保證ノ責ニ任スヘク毫モ御市へ御迷惑相掛申間敷候仍而身元保證書差入候也  
年月日

大阪市長 殿  
本籍 名印  
現住所 職業 身元保證人 氏 年月日生  
職業者 本人トノ續柄 身元保證人 氏 年月日生  
現住所 職業 本人トノ續柄 身元保證人 氏 年月日生

第四節 辭令式

辭令式

本市吏員、雇員及傭員(學校、幼稚園、圖書館職員及傭員ヲ含ム)ノ辭令式左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
制 定 昭 八、八、四 通 八八  
最近改正 昭一七、八、三 通 三〇一

第一 辭令ノ前書

- 一 任用及採用ニハ氏名ノミヲ記載ス
- 二 昇進其ノ他ノ場合ハ氏名ニ職名ヲ冠記シ職名ニ冠スル應名ハ之ヲ省略ス但シ區役所ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス
- 三 兼任、兼職又ハ兼務二以上ニ互ルトキ、「兼、兼、」ノ下ニ「兼」ヲ再記セス
- 四 休職者、非在職者又ハ遺族等ニ發スルモノニハ其ノ職名ニ左ノ如ク冠記ス

- (イ) 休職者  
休職大阪市、  
休職大阪市何區、等
- (ロ) 退職、解職、免職者  
元大阪市、  
故休職大阪市、等

第六類 人事 第二章 任用、分限及身元保證

〔大例一三號〕

但シ遺族扶助料受給資格者ノ死亡ノ場合ハ次號ノ例ニ依ル

- (ニ) 死亡者  
故大阪市、等
- (ホ) 遺族  
前號又ハ(ハ)號ノ下ニ「續柄」及「氏名」ヲ記載ス

第二 辭令ノ本文

- 一 任用、採用、轉任、轉職及復職ニハ給與並勤務ヲ記載ス但シ給與ノ記載ハ別ノ辭令又ハ通告書ニ依ルコトアルヘシ
- 二 任用及採用者中職名又ハ職務ニ因リ勤務場所ノ明ナルモノニ付テハ勤務ノ記載ヲ省略ス
- 三 專任教職員ハ擔任科及給與ヲ記載ス
- 四 兼任及兼職ニハ給與ヲ記載セス
- 五 増給、減給ノ場合ハ給與ノミヲ記載ス
- 六 兼任、兼職及兼務二以上ニ互ルトキハ第一項第三號ノ例ニ依ル
- 七 兼任、兼職、兼務ハ轉任若ハ轉職ノ辭令ニ依リテ消滅ス轉務ノ場合ハ辭令前書ニ兼務ヲ記載セスシテ之ヲ保留スルコトヲ得
- 八 轉任又ハ轉職ニ伴フ特別ノ任務「何々委員」、「收入證紙發賣吏」等ノ異動ニ付テハ前號前段ノ例ニ依ル
- 七 任用、採用及兼任、兼職ノ文例
- (イ) 吏員  
1 大阪市、ニ任ス  
2 大阪市何區、ニ任ス  
3 兼大阪市、ニ任ス



- 4 大阪市、兼大阪市、ニ任ス
- (ロ) 雇員、備員
- 1 大阪市、、ヲ命ス
  - 2 大阪市何區、、ヲ命ス
  - 3 兼大阪市、、ヲ命ス
  - (ハ) 代用教員、代用保母
  - 1 大阪市何々小學校、代用教員ヲ命ス
  - 2 大阪市何々幼稚園、代用保母ヲ命ス
  - 3 兼大阪市立何々、、代用、ヲ命ス
- 八 勤務ノ文例
- (イ) 、、部長ヲ命ス
- (ロ) 、、部、課長ヲ命ス
- (ハ) 、、部、課、係長ヲ命ス
- (ニ) 、、部勤務ヲ命ス(併記ノ場合ハ「ヲ命ス」ヲ省略)
- (ホ) 、、科擔任ヲ命ス(同上)
- (ト) 、、(局、部、課、係)兼務ヲ命ス
- (チ) 、、(局、部、課、係)長兼務ヲ命ス
- (テ) 、、(出向ヲ命ス
- 九 給與ノ文例
- (イ) 給料
- 1 年給、、、圓給與ス(併記ノ場合ハ「ス」ヲ省略)
  - 2 月給、、、圓給與ス(同上)
  - 3 日給、、、錢給與ス(同上)

- (ロ) 其ノ他
- 1 月手當(年手當)、、、圓給與ス(併記ノ場合ハ「ス」ヲ省略)
  - 2 職務格別勸勵ニ付金、、、圓賞與ス
  - 3 在職中格別勸勵ニ付金、、、圓賞與ス
  - 4 在職、年以上ニテ退職ニ付金、、、圓給與ス
  - 5 故大阪市、、何某在職中死亡ニ付一時扶助金、、、圓給與ス
  - 6 雇員其ノ他日給者特別給與規程第、條ニ依リ何々、、、圓給與ス
- 十 休職、復職並退職ノ文例
- (イ) 休職 市吏員分限規程第、條ニ依リ休職ヲ命ス
- (ロ) 復職 復職ヲ命ス
- (ハ) 退職
- 1 吏員
  - 願ニ依リ職務ヲ免ス
  - 市吏員分限規程第、條第、號ニ依リ解職ス
  - 雇員、備員
  - 願ニ依リ解職ス
  - 事務ノ都合ニ依リ解職ス
  - 用済ニ付解職ス
  - 解職ス
  - 3 代用教員、代用保母
  - 願ニ依リ職務ヲ免ス
  - 職務ヲ解ク

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

十一 其ノ他ノ文例

- (イ) 何々事務取扱ヲ命ス
- (ロ) 職氏名何々中ノ、代理ヲ命ス
- (ハ) 何々心得ヲ命ス
- (ニ) 何々へ出張ヲ命ス
- (ホ) 何々ヲ命ス
- (ヘ) 何々ヲ解ク

第三 辭令ノ末文

- 一 市吏員、教職員及事務職員ノ判任待遇者ハ市長名トス
  - 二 雇員ハ市役所名トス但シ局、部、課、廳、區、學校(國民學校ヲ除ク)、圖書館長ニ於テ專決備入ノ雇員ニ在リテハ局、部、課、廳、區役所名又ハ學校、圖書館長名トス
  - 三 備員ニ在リテハ局、部、課、廳、區役所名又ハ學校、幼稚園、圖書館長名トス
  - 四 年月日ハ發令ノ日ニ依ル
- 第四 辭令書ノ記載例

印	割
昭和 年 月 日	(大阪市長、ニ任ス) (年給、圓給與) (、部勤務)
(大阪市長 氏 名)	(職) 氏 名

備考

第五 其ノ他

- 割印ハ各發令名ノ印ヲ以テ之ヲ爲スヘシ
- 一 局、部、課、廳、區、學校、幼稚園及圖書館長ノ勤務ニ關スル發令ハ別ニ辭令簿ヲ備ヘ之ニ捺印セシメテ辭令書ノ交付ニ代フ但シ特ニ交付ノ要アルモノハ此ノ限ニ在ラス
  - 二 前號各長ノ採用、解職ニ關スル發令ハ辭令簿ニ依ルコトヲ得
  - 三 囑託員ノ辭令ハ市吏員ノ例ニ準ス但シ必要ニ依リ之ニ依ラサルコトヲ得
  - 四 臨時代理ヲ命スルトキハ別ニ辭令書ヲ用ヒス
  - 五 左ニ掲グルモノハ通告書ヲ以テ辭令書ニ代フ
    - (イ) 内地出張
    - (ロ) 定期、臨時増給
    - (ハ) 定期、臨時賞與
    - (ニ) 臨時手當
    - (ホ) 除服出仕
    - (ヘ) 臨時ニ兼任、兼務ヲ命シ又ハ之ヲ解ク場合
    - (ト) 職務ニ伴ヒ特別ノ任務(何々委員)收入證紙發賣吏(當)ヲ命シ又ハ之ヲ解ク場合
  - 六 辭令用紙ハ用紙類規格規程別表ニ依ル
- 附 則
- 本辭令式ニ依ルコトヲ得サルモノハ總務局長ニ協議ノ上決スヘシ
- 既ニ調製シタル用紙ニシテ本式ニ適合セサルモノハ其ノ現在品ニ限リ従前ノ例ニ依ルコトヲ得



### 第三章 勤務

#### 第一節 服務

##### 吏員服務心得

吏員服務心得左ノ通相定ム

##### 吏員服務心得

- 第一條 吏員ハ市長ノ許可ナクシテ他ノ職務ヲ兼ネ事務ニ從事シ又ハ商業其ノ他ノ業務ヲ營ムコトヲ得ス
- 第二條 吏員ハ市長ノ許可ナクシテ他人ノ委囑ヲ受ケ各種ノ團體ニ加盟ヲ勸メ若ハ金品寄贈ノ勸誘ニ關與スヘカラス
- 第三條 吏員ハ選舉運動ニ關與スヘカラス
- 第四條 吏員ハ市長ノ許可ナクシテ職務ヲ離レ又ハ職務上居住ノ地ヲ離ルルコトヲ得ス
- 第五條 吏員ハ其ノ住所ヲ届出ツヘシ移轉シタルトキ亦同シ
- 第六條 吏員戸籍又ハ氏名ニ變更ヲ生シタルトキハ直チニ戸籍謄本又ハ抄本ヲ添ヘ届出ツヘシ
- 第七條 新任者ハ就職ノ日ヨリ三日以内ニ履歷書(所定用紙)ヲ總務局ニ差出スヘシ

制 定 大 一〇、一〇、二五 通 四一  
最近改正 昭 二、一、一一 通 九八

〔大例一三號〕

第八條 吏員出勤シタルトキハ直ニ出勤簿ニ捺印スヘシ他人ニ托シテ押捺スルヲ得ス

出勤定時限後出勤シタルトキハ遅參簿ニ時間ヲ明記シ捺印スヘシ此ノ手續ヲ爲ササルトキハ缺勤ト看做ス

第九條 勤務時間中發病又ハ已ムヲ得サル事故ニ依リ退出セムトスルトキハ其ノ事由及退出時刻ヲ明記シ届出ツヘシ但シ局部課員ニ在リテハ所屬長ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第十條 疾病又ハ召集、點呼徵兵検査等已ムヲ得サル事故ニ依リ出勤シ難キトキハ當日勤務時間中ニ其ノ旨届出ツヘシ

其ノ他自己ノ便宜ニ依リ缺勤セムトスルトキハ其ノ理由ヲ具シ願出ツヘシ  
病氣缺勤七日以上ニ及フトキハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ届出ツヘシ更ニ引續キ缺勤セムトスルトキ亦同シ

事故缺勤三十日、病氣缺勤九十日ニ達スル者アルトキハ局部課長ヨリ之ヲ市長ニ報告スヘシ  
父母ノ祭日ニ當リ休暇セムトスルトキハ其ノ旨前日迄ニ届出ツヘシ  
親族ノ喪ニ遭ヒ忌服ヲ受クル者ハ其ノ親族ノ續柄、姓名、死亡ノ日時及生前ノ居所ヲ詳記シ届出ツヘシ

第十一條 管外出張ノ命ヲ受ケタル者ハ其ノ出發及歸郷ノ日ヲ届出ツヘシ  
出張シタル者ハ文書又ハ口頭ヲ以テ復命スヘシ

第十二條 市内ニ出張セムトスルトキハ當日迄ニ本廳勤務ノ者ハ總務局ニ、本廳外勤務ノ者ハ其ノ所管ノ係ニ其ノ旨通知スヘシ此ノ手續ヲ爲



ササルトキハ缺勤ト看做ス

第十三條 出張缺勤等ノ爲不在ト爲ルトキハ不在中ニ處理ヲ要スヘキ擔當事務ハ之ヲ同僚ニ引繼クヘシ

第十四條 事務ノ都合ニ依リ局部課長以上ノ指揮ヲ以テ執務時間外若ハ休暇日ト雖服務セシムルコトアルヘシ

第十五條 吏員退出ノトキハ其ノ主管ニ係ル日用諸帳簿公文書類及貴重品ハ必ス匣内ニ收ムヘシ

宿直ノ監督ヲ要スルモノハ送付簿ニ登録シ宿直員ニ廻送シ領收印ヲ徴スヘシ

諸帳簿公文書類中重要ノモノ又ハ貴重品ハ非常事變ニ際シ支障ナキ様準備シ置クヘシ

第十六條 法令ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外吏員退職又ハ轉任ノトキハ十日以内ニ目錄及説明書ヲ作り擔當事務ヲ後任者ニ引繼クヘシ後任者ニ引繼クコト能ハサルトキハ局部長ニ在リテハ課長中ノ上席者ニ、課長ニ在リテハ係主任中ノ上席者ニ、係主任其ノ他ノ吏員ニ在リテハ局部課長ノ指名シタル者ニ引繼クヘシ其ノ引繼ヲ終リタルトキハ局部課長ニ在リテハ連署ヲ以テ市長ニ報告スヘシ分掌ニ變更ヲ生シタルトキ亦同シ

第十七條 市内ニ大火、市役所及所屬各公署近傍ニ失火其ノ他非常事變アルトキハ關係吏員ハ速ニ出頭シ警戒防護ニ從事スヘシ

第十八條 本市ノ營造物ニ火災其ノ他災害アリタルトキハ所管局部課長

ハ直チニ其ノ原因ヲ調査シ詳細市長ニ報告スヘシ

第十九條 前各條中局部課長ニ關スル規定ハ之ヲ技師長、區長及隣長ニ準用ス

第二十條 雇員及日勤ノ囑託者ノ服務ニ關シ別段ノ規定ナキトキハ本規定ヲ準用ス

附則 明治三十九年親祕第四十九號委囑ニ關スル通牒ハ本規定第二條ニ依リ許可アリタルモノト看做ス

明治三十一年訓參第二號市有給吏員服務規程ハ之ヲ廢止ス

明治三十五年廳達第八號市役所處務規程、明治二十二年訓第二號區役所處務規程及明治三十九年告示第六十三號衛生試驗所細則中吏員ノ服務ニ關シ本規定ト重複又ハ抵觸スルモノハ之ヲ廢止ス

視學職務規程

制定 昭二二四、二二五三一 最近改正 昭一一、三 遺三三八

大正八年一月達第三號視學職務規程左ノ通改正シ昭和二年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 視學ハ教育部ニ屬シ學校、幼稚園及社會教育施設ノ視察、指導並獎勵ニ從事ス

第二條 視學ニハ教育ニ關スル調査其ノ他ノ事務ヲ分掌セシムルコトアルヘシ

〔大例一三號〕

第三條 視學ノ視察スヘキ事務ノ概目左ノ如シ

一 學校及幼稚園ノ管理、教育並衛生ニ關スル事項

二 學校及幼稚園ノ職員組織並勤務ニ關スル事項

三 學校及幼稚園ノ設備ニ關スル事項

四 學齡兒童就學並出席ニ關スル事項

五 學校及幼稚園ノ課外教育ニ關スル事項

六 學校中心社會教育ニ關スル事項

七 聖德館、圖書館、博物館、運動場等ニ關スル事項

八 本市ノ助成ヲ受クル學校、幼稚園、圖書館其ノ他教育諸團體ニ關スル事項

九 其ノ他特ニ指示セラレタル事項

第四條 視學ハ視察中左ノ事項ニ該當スルモノアルトキハ關係者ニ相當ノ注意ヲ爲スヘシ

一 法令ニ抵觸シタル事項

二 本市ノ方針ニ反シタル事項

三 其ノ他特ニ指示セラレタル事項

第五條 視學ハ每週一回執務ノ要領ヲ文書ヲ以テ報告スヘシ但シ緊急ヲ要スト認メタル場合ハ直ニ口頭又ハ文書ヲ以テ報告スヘシ

掃除監視吏員權限及職務章程

制定 昭五、六、二二五六一、二五二 最近改正 昭一一、三 告示一一〇

掃除監視吏員權限及職務章程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

掃除監視吏員權限及職務章程

〔大例一三號〕

第一條 掃除監視吏員ハ保健局作業部ニ屬シ其ノ權限左ノ如シ

一 清掃主事ハ上司ノ命ヲ承ケ汚物掃除ノ施行及實況ヲ監視シ清掃監督及清掃監視ヲ指揮監督ス

二 清掃監督ハ清掃主事ノ指揮ヲ承ケ事務ヲ分掌シ所屬ノ清掃監視ヲ指揮監督ス

三 清掃監視ハ清掃監督ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第二條 清掃主事ハ清掃監督以下ノ進退、賞罰、給與其ノ他身分ニ關スル事項ヲ取扱フ

第三條 清掃主事ノ處理スヘキ事項左ノ如シ

一 清掃監督以下ノ配置、勤務ニ關スル事項

二 清掃監督以下ノ請假、除服其ノ他出頭事項ノ拒否ニ關スル事項

三 下水道、公共溝渠、汚泥函、公共便所、塵芥燒却場、塵芥糞集場其ノ他市ノ義務ニ屬スル場所ノ清掃ニ關スル事項

四 私人ノ義務ニ屬スル掃除狀況ノ調査ニ關スル事項

第四條 清掃主事ハ汚物掃除法第七條ニ依リ履行期間ヲ指定シテ私人ニ戒告スルモノ之ヲ履行セズ又ハ履行スルモ充分ナラスト認ムルトキ及指定ノ期間内ニ履行シ得ズト認ムル場合ニ於テ費用ヲ要スルモノト認ムルトキハ上司ノ指揮ヲ受ケ之ヲ施行スヘシ

第五條 清掃主事汚物掃除法施行規則第十五條ノ申告ヲ受ケタルトキハ二十四時間以内ニ清掃監督又ハ清掃監視ヲシテ臨檢セシメ必要ト認ムルトキハ自ら臨檢シ相當ノ處置ヲ爲スヘシ

第六條 清掃主事ハ清掃事業上必要アリト認ムルトキ又ハ清掃職夫ニシ



テ不都合ノ行爲アリタルトキハ清掃職夫ニ就業ノ停止ヲ命スルコトヲ得  
第七條 清掃主事ハ臨時必要アルトキ清掃監督ヲシテ擔任以外ノ事務ニ從事セシメ又ハ清掃監視ヲシテ清掃監督ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

第八條 清掃主事ハ汚物掃除法又ハ之ニ基キテ發セララルル命令ニ違反シタル者アルトキハ之ヲ告發スヘシ  
前項ノ場合ハ直ニ上司ニ報告スヘシ

第九條 清掃主事ハ上司ノ承認ヲ受ケ其ノ職務ノ一部ヲ清掃監督ニ委任スルコトヲ得

第十條 清掃主事故障アルトキハ豫メ市長ノ定ムル者之ヲ代理ス

第十一條 清掃監督ハ分擔區域内ニ於ケル汚物掃除ニ關スル一切ノ事項ヲ視察指示スヘシ

第十二條 清掃監督ハ分擔區域内ニ於ケル左ノ事項ヲ處理スヘシ但シ重要ト認ムル場合ニ於テハ豫メ清掃主事ノ指揮ヲ承クヘシ  
一 清掃監視以下ノ配置、勤務ニ關スル事項  
二 清掃職夫ノ請暇、除服其ノ他田願事項ノ拒否ニ關スル事項

第十三條 清掃監督職務上意見アルトキハ清掃主事ニ之ヲ開陳スヘシ

第十四條 清掃監督汚物掃除法第七條ニ依リ私人ニ對シ戒告ノ必要アリト認ムルトキハ清掃主事ニ之ヲ具申スヘシ

第十五條 清掃監督汚物掃除法施行規則第十五條ニ依リ申告ヲ受ケタルトキハ二十四時間以内ニ自ら臨檢シ又ハ清掃監視ヲシテ臨檢セシムヘシ

〔大例一三號〕

前項ノ場合ニ於テハ其ノ結果ヲ清掃主事ニ具申スヘシ第二十三條ニ依リ清掃監視ノ具申ヲ受ケタルトキ亦同シ

第一項ノ場合及第二十二條第一項但書ニ依リ清掃監視ノ申告ヲ受ケタル場合ニ於テ重要ト認ムルモノニ付テハ事前ニ清掃主事ニ具申スヘシ

第十六條 清掃監視ハ受持區内又ハ配屬場所ニ於ケル掃除ニ關スル作業ヲ監視スヘシ

第十七條 清掃監視ハ清掃職夫ニ對シ指揮ヲ爲シ必要ト認ムル事項ニ付テハ其ノ意見ヲ清掃監督ニ開陳スヘシ

第十八條 清掃監視ハ下水道、公共溝渠、汚泥函、公共便所其ノ他市ノ清掃スヘキ場所ヲ視察シ其ノ狀況ヲ清掃監督ニ報告スヘシ下水道、公共溝渠、汚泥函、公共便所、塵芥焼却場、塵芥蒐集場等ノ改修、浚渫等ヲ要スト認ムルトキ亦同シ

第十九條 清掃監視ハ所定ノ巡回線路ニ依リ受持區内ヲ巡回シ塵芥容器、溝渠、便所、井戸流シ其ノ他私人ノ掃除スヘキ場所ヲ視察シ其ノ狀況ヲ清掃監督ニ報告スヘシ

第二十條 清掃監視ハ汚物掃除法第七條ニ依リ私人ニ對シ戒告ノ必要アリト認ムルトキハ清掃監督ニ之ヲ具申スヘシ

第二十一條 清掃監視ハ受持區内ニ於ケル塵芥、汚泥ノ排田並處分狀況及其ノ重量若ハ容量ヲ清掃監督ニ報告スヘシ

第二十二條 清掃監視ハ汚物掃除法施行規則第十五條ニ依リ申告ヲ受ケタルトキハ二十四時間以内ニ臨檢スヘシ但シ重要ト認ムルモノニ付テハ事前ニ清掃監督ニ具申スヘシ

〔大例一三號〕

前項ノ期間内ニ臨檢シ難キ事由アルトキハ其ノ旨清掃監督ニ具申スヘシ

〔大例一三號〕

第二十三條 清掃監視ハ前條ニ依リ臨檢シタルトキハ其ノ結果ヲ清掃監督ニ具申スヘシ

第二十四條 清掃監視ハ受持區内ノ戸數、塵芥容器其ノ他必要ノ事項ヲ調査記録スヘシ

第二十五條 清掃監視ハ勤務要領及勤務中ノ事項ヲ日誌ニ記入スヘシ

第二十六條 清掃監視ハ受持區内ニ於テ汚物掃除法及之ニ基キ發セララルル命令ニ違反シタル者アルトキハ其ノ旨清掃監督ニ申告スヘシ

第二十七條 削除

第二十八條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附則  
明治三十三年大阪市告示第五十三號及達第十四號掃除監視吏員職務章程ハ之ヲ廢止ス  
本規程施行ノ際現ニ存スル掃除監視吏員ニ關スル諸規定ハ本規程ニ依リ定メラレタルモノト看做ス

掃除監視吏員權限及職務章程施行細則

制定 昭五、一〇、一三〇

掃除監視吏員權限及職務章程施行細則左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 掃除監視吏員權限及職務章程施行細則  
掃除主事ハ清掃監督以下ノ服裝、姿勢、風儀等ヲ監視矯正スヘシ

第二條 清掃主事ハ清掃監視吏員中ヨリ巡察員ヲ命シ各掃除區、塵芥燒却場等ノ事務並掃除義務者ノ掃除ノ施行及其ノ實況ヲ調査セシムルコトヲ得

第三條 清掃主事戒告書ヲ送達セムトスルトキハ成ルヘク内容證明郵便ニ依ルヘシ

第四條 清掃主事ハ毎月左ノ事項ヲ調査シ翌月二十日迄ニ市長ニ報告スヘシ

一 清掃職夫ノ職務別使用延人員

二 塵芥及汚泥ノ各見積重量及容量

三 塵芥及汚泥ノ處分（燒却、賣却、埋立、堆肥交付、海投其ノ他ノ處分ヲ謂フ）別ノ各見積重量及容量

四 燒却場別灰滓排田見積重量及容量

五 下水道、公共溝渠改良未改良別浚渫ノ間數（特別浚渫ハ別記）並マシホール、會所及集水溝ノ數

六 公共溝渠、公共便所、塵芥燒却場、汚物取扱場等ノ築造、修繕、浚渫、廢除等ニ著手シ又ハ落成シタル箇所及其ノ狀況

七 容器、容器ノ使用、溝渠、便所及地域内掃除其ノ他ニ區分シ掃除監視吏員ノ特ニ視察シタル戸數

八 同上ニ區分シ掃除監視吏員巡回視察中私人ニ與ヘタル注意ノ件數

九 同上ニ區分シ私人ニ戒告シタル件數

十 同上ニ區分シ戒告ヲ受ケ私人ノ履行シタル件數

十一 同上ニ區分シ代執行シタル件數

十二 同上ニ區分シ清掃主事ノ命令及吏員ノ申告ニ依リ臨檢シタル件數



- 十三 同上ニ區分シ警察其ノ他官公吏ノ協議ニ依リ臨檢シタル件數
- 十四 汚物掃除法令ニ違反シ告發シタル者ノ數及其ノ違反法文ノ條項
- 第十五 汚物掃除法令ニ違反シ告發シタル者ノ數及其ノ違反法文ノ條項
- 第五條 清掃主事ハ左ノ各號ニ依リ清掃事務年報ヲ調製シ翌年一月二十日迄ニ市長ニ提出スヘシ
  - 一 掃除區域及區域内ニ於ケル町名、戶數
  - 二 掃除監視吏員ノ數及異動
  - 三 掃除區域所屬清掃職夫ノ職務別定員ノ數及其就業延人員月別調
  - 四 掃除區域別船車數、塵芥及汚泥見積重量及容量
  - 五 清掃事業上備付ケタル主ナル物件ノ現在數
  - 六 掃除區域別容器公私別ノ數
  - 七 汚物掃除法第七條ニ依リ戒告ヲ爲シタル事項、戶數及度數ノ月別調但シ事項ニ付テハ容器、容器使用、溝渠、便所及地域内掃除其ノ他ニ區分スヘシ
  - 八 前號ノ戒告ヲ受ケ私人ノ履行シタル件數但シ前號ニ依リ區分スヘシ
  - 九 汚物掃除法第七條ニ依リ市ニ於テ執行シタル種別度數及之ニ對スル徵收金ニ關スル事項
  - 十 監督以下ニ對シ進退、賞罰、訓戒及訓示ヲ爲シタル度數及清掃職夫ニ對シ清掃主事以下ヨリ指示督責ヲ爲シタル事項月別調
  - 十一 公共便所尿尿汲取、塵芥中有價物撰別採取及人夫供給契約等ノ請負人ニ對シ清掃主事以下ヨリ指示督責ヲ爲シタル事項月別調
  - 十二 公共便所ノ種別數並塵芥燒却場及汚物取扱場數

〔大例一三號〕

- 十三 汚物掃除法令ニ依リ罰セラレタル者ノ處罰別度數
- 十四 每掃除區域ニ於テ汚物掃除法施行規則第五條ニ依リ市ニ於テ汚物ヲ蒐集シタル戶數(蒐集定日別ノ戶數)及塵芥容器、塵芥溜ノ數
- 十五 每掃除區域ニ於テ汚物掃除法施行規則第二十一條ニ基キ土地ノ占有者ヲシテ汚物ヲ處分セシムル箇所ノ數
- 十六 市ノ義務ニ屬スル場所ノ掃除ニ關スル市ノ施設ニ付清掃監督ヨリ清掃主事ニ具申シタル件數但シ下水道、公共溝渠、公共便所、塵芥燒却場及汚物取扱場ノ築造、修繕其ノ他ニ區分スヘシ
- 十七 第四條第三號乃至第八號及第十二號乃至第十四號ノ事項
- 第六條 清掃監督ハ每朝清掃監視並清掃職夫ノ出勤人員ヲ點檢スヘシ但シ清掃職夫ノ點檢ハ別ニ受命清掃監視ヲシテ之ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第七條 清掃監督ハ清掃監視及清掃職夫ノ出勤簿並重要書類ヲ保管スヘシ
- 第八條 清掃監督ハ法令又ハ上司ノ訓令指示ニ關シ行務ヲ完ウスルカ爲分擔區域内ノ清掃監視以下ヲ召集シ訓授ヲ爲スヘシ
- 第九條 清掃監督ハ毎月左ノ事項ヲ清掃主事ニ報告スヘシ
  - 一 第四條第一號乃至第八號及第十二號乃至第十四號ノ事項
  - 二 清掃主事ノ命令シタル事項
- 第十條 清掃監視ハ勤務中給與ヲ受ケタル手帳ヲ携ヘ大小ノ事故ハ必ス之ニ記入シ上司ニ於テ檢閱スルトキハ之ヲ提示スヘシ
- 第十一條 清掃監視汚物掃除法施行規則第十二條ニ依リ携帶スヘキ證票ヲ必要トスル場合ハ直屬清掃監督ニ其ノ交付方ヲ請求スヘシ
- 前項ノ證票其ノ必要ナキニ至リタルトキハ速ニ之ヲ直屬清掃監督ニ返

〔大例一三號〕

付スヘシ

第十二條 受命清掃監視ハ每朝受持區内ノ清掃職夫ヲ點檢シ掃除用器具等ノ檢査ヲ爲スヘシ

附則

明治三十三年職達第一六號清掃監視吏員職務章程施行細則ハ之ヲ廢止ス

掃除監視吏員勤務規程

制 定 昭七、六、二八(第六〇)

- 掃除監視吏員勤務規程左ノ通相定メ昭和七年七月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 掃除監視吏員勤務規程
- 第一條 掃除監視吏員ハ本規程ニ從ヒテ服務スヘシ
- 第二條 清掃區、塵芥燒却場及筑前橋出張所ニ夫々主監及副監各一名ヲ置ク
- 主監及副監ハ清掃監督ヲ以テ之ニ充ツ但シ特別ノ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラス
- 第三條 主監ハ所屬ノ場所ニ於ケル事務ヲ統括ス
- 副監ハ主監ヲ輔佐シ主監事故アルトキハ其ノ事務ヲ代理スヘシ
- 第四條 勤務時間ハ午前八時ヨリ午後四時迄トス但シ事務ノ都合ニ依リ清掃主事ニ於テ變更スルコトアルヘシ
- 第五條 休日ヲ定休日、普通及特別公休日ノ三種トス
  - 一 定休日ハ左ノ如シ但シ作業ノ都合ニ依リ之ヲ變更シ又ハ出務ヲ命スルコトアルヘシ
  - (イ) 大祭祝日及一月二日

- (ロ) 一、四、五、八、九及十一月ハ各其ノ月ノ十五日
- (ハ) 二、三、六、七、十及十二月ハ各其ノ月ノ五日
- 二 普通公休日ハ前月中ノ勤務成績ヲ考査シ一月二日以内トス但シ作業上支障ナキ場合ニ之ヲ與フ
- 三 特別公休日ハ勤務格別勉勵ナル者ニ對シテ詮議ノ上之ヲ與フ
- 第六條 普通公休日ヲ得ムトスル者ハ其ノ前日迄ニ届出承認ヲ受クヘシ
- 病氣其ノ他已ムヲ得サル事由ノ爲前項ニ依リ難キトキハ當日勤務前ニ之ヲ爲スヘシ
- 第七條 本廳ニ出勤スル者ノ勤務時間及休日ハ前三條ノ規程ニ拘ラス市役所勤務時間並休暇日ノ例ニ依ル
- 第八條 禮式ヲ分チテ室内及室外禮式トス
  - 室内禮式ハ敬スヘキ人ニ對シ正面シ姿勢ヲ正シテ其ノ目ヲ注目シ上體ヲ前方ニ傾クルモノトス
  - 室外敬禮ハ敬スヘキ人ニ對シ舉手注目ノ禮ヲ爲スモノトス
  - 物品ヲ携帶シ前二項ニ依リ難キトキハ停止ノ上姿勢ヲ正シ上體ヲ少シク前方ニ傾ケ敬禮ノ意ヲ表スヘシ
- 第九條 勤務中ハ正規ノ服裝ヲ爲スヘシ但シ病氣其ノ他ノ事由ニ因リ之ヲ爲スコト能ハサル場合ハ清掃主事ノ承認ヲ受クヘシ
- 清掃主事ハ事務上ノ都合ニ因リ正規以外ノ服裝ヲ爲サシムルコトヲ得
- 第十條 制服及帽日覆着用期間左ノ如シ
  - 一 冬 服 十月一日ヨリ翌年五月三十一日迄
  - 二 夏 服 六月一日ヨリ九月三十日迄
  - 三 帽日覆 六月一日ヨリ九月三十日迄



- 第十一條 特殊帽ノ著用期間ハ六月十日ヨリ九月十日迄トス但シ降雨又ハ曇天ノ日ニアリテハ普通通帽ヲ用フルコトヲ得
- 第十二條 勤務中ハ勤務場所及職氏名ヲ記載シタル名刺(八號形)ヲ所持スヘシ
- 第十三條 保健局長ハ本規程ノ施行ニ關スル細則ヲ設クルコトヲ得

附則

明治三十三年廳達第一一號掃除監視吏員服裝姿勢攜帶品心得、同年廳達第一二號掃除監視吏員禮式規程、同年廳達第一三號掃除巡視勤務規程及同年六月一日市參事會議決掃除巡視點檢手續ハ之ヲ廢止ス

守衛勤務規程

制 定 昭一七、六、一、一八一

昭和七年達第九〇號守衛勤務規程左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 守衛ハ別ニ定ムルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ勤務スベシ
- 第二條 守衛ハ本廳ニ在リテハ秘書課長、天滿橋分廳ニ在リテハ保健局長其ノ他ニ在リテハ各局、部、課長(以下所屬長ト稱ス)ノ命ヲ承ケ廳内及構内ノ取締其ノ他ニ從事スルモノトス
- 第三條 市長必要アリト認ムル箇所ニ守衛長ヲ置ク
- 第四條 守衛長ハ上司ノ命ヲ承ケ守衛ヲ指揮監督ス
- 第五條 所屬長必要アリト認ムルトキハ守衛中ヨリ守衛主任ヲ命ズルコトヲ得
- 第六條 守衛主任ハ守衛長ヲ輔佐シ守衛長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス但

〔大例一三號〕

- メタルトキハ當該局部課長又ハ所屬長ニ申告スルコト
- 三 火氣及流水ニ注意スルコト
- 四 廳内又ハ構内ニ於テ當廳ノ許可ナクシテ物品ヲ販賣シ又ハ展示スル者アルトキハ速ニ之ヲ退去セシムルコト
- 五 廳員又ハ來廳人ニシテ公務ヲ妨ゲ風紀ヲ害シ其ノ他成規ニ背ク行爲アリト認ムルトキハ懇切ニ諭示シ若シ之ニ從ハザルトキハ當該局部課長又ハ所屬長ニ申告シ其ノ指揮ヲ待ツコト
- 六 廳舍附近ニ火災其ノ他異狀アルトキハ直ニ之ヲ所屬長又ハ宿直員ニ通告シ適當ノ措置ヲ爲スコト
- 第七條 守衛ハ廳内並ニ構内ノ取締ヲ爲ス傍ラ來賓ノ取次其ノ他來廳人ニ對シ便宜供與ニ努ムベシ
- 第八條 守衛ハ鎖鑰ヲ保管シ室ノ開閉ヲ掌ル
- 第九條 守衛ハ各室ノ室内取締擔當者ヨリ退出ノ通知ヲ受ケタルトキハ直ニ之ニ立會ヒ異常ナキヲ認メタル後嚴重ニ戸締ヲ爲スベシ
- 第十條 守衛ハ日誌ヲ作成シ各室退出時刻、事故ノ有無、來賓ノ氏名其ノ他參考ニ資スベキ事項ヲ記載シ翌日所屬長ニ提出スベシ
- 第十一條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ所屬長之ヲ定ム
- 第十二條 守衛勤務ニ關シ本規程ニ依リ難キ事項ニ就テハ市長ノ決裁ヲ經テ所屬長之ヲ定ム

自動車運轉士勤務規程

制 定 昭一七、三、二二、二四三

自動車運轉士勤務規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 自動車運轉士勤務規程
- 第二條 乘用自動車運轉ノ業務ニ從事スル者(以下運轉士ト稱ス)ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第三條 運轉士ハ自動車運轉ノ業務其ノ他附帶業務ニ從事ス
- 第四條 運轉士ハ本廳ニ在リテハ秘書課長、其ノ他ニ在リテハ局、部、課長(以下所屬長ト稱ス)ノ監督ヲ承ク
- 第五條 所屬長必要アリト認ムルトキハ運轉士監督ヲ置クコトヲ得
- 第六條 運轉士監督ハ所屬長ノ命ヲ承ケ運轉士ノ勤務ニ付指導及取締ヲ爲スヘシ
- 第七條 運轉士監督ヲ置カサル局、部、課、廳ニ在リテハ上席者前項ノ職務ヲ行フ
- 第八條 自動車ノ鎖鑰類ハ運轉士監督又ハ之ニ準スヘキ者及運轉士各一箇宛保管スヘシ
- 第九條 運轉士ハ勤務中制服ヲ着用スヘシ但シ特別ノ事由アル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十條 運轉士ハ所屬長ヨリ出動證ノ交付ヲ受ケタルトキハ速ニ出動スヘシ
- 第十一條 自動車ハ使用後其ノ都度必ス洗滌拭拭シ損傷ノ有無ヲ確メ故障アルトキハ即時之ヲ修理又ハ上司ニ報告スル等適宜ノ措置ヲ爲スヘシ
- 第十二條 用務終了シタルトキハ所定ノ車庫ニ格納スヘシ
- 第十三條 運轉士ハ大阪府令自動車取締規則其ノ他ノ關係法令ニ違背ナキコトヲ期スルト共ニ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 第十四條 一 常ニ容儀ヲ正シクシ言動ヲ慎ミ苟モ野卑粗暴ノ所爲アルマシキコト

〔大例一三號〕



- 二 運轉經路其ノ他職務上聞知シタル事項ヲ私ニ漏示セサルコト
- 三 機械器具等ノ取扱ハ鄭重ニシ疎忽ノ所爲アルマシキコト
- 四 車庫及車内ニ於テハ火氣ヲ使用セサルコト
- 五 勤務ノ場所及車内ハ常ニ清潔ヲ保持シ且整理スヘキコト
- 六 勤務中濫ニ受持車輛ヲ離レサルコト
- 七 運轉中業務上必要ナラサル談話ヲ爲シ又ハ新聞、雜誌類ヲ閱覽セサルコト
- 八 出勤ヲ命セラレタルトキハ即時之ニ應シ得ル様常ニ用意ヲ爲スコト
- 九 受持車輛ハ濫ニ他人ヲシテ之ヲ操作セシメサルハ勿論機械裝置ニ手ヲ觸レシムヘカラサルコト

電話交換手勤務規程

制定 昭九、四、九 達五二  
最近改正 昭一一、三 達四五

- 第十條 電氣局乗合自動車運轉ノ業務ニ從事スル者ニ對シテハ本規程ハ之ヲ適用セス
- 第十一條 電話交換手勤務規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十二條 電話交換手勤務規程
- 第十三條 本市電話交換ノ事務ニ從事スル者(以下交換手ト稱ス)ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スベシ
- 第十四條 交換手ハ本廳ニ在リテハ理財局長、其ノ他ニ在リテハ各局、部、

- 一 交換接續後通話終了ニ至ル迄適宜通話中ナリヤ否ヲ確ムヘシ
- 二 内外ヨリ同時ニ呼出ヲ受ケタルトキハ特ニ急ヲ要スルモノノ外外部ノ應答ヲ先ニスヘシ
- 三 電話機類ノ不良又ハ回線ノ故障ヲ知リタルトキ若ハ其ノ通知ヲ受ケタルトキハ速ニ之ヲ當該係員ニ報告スヘシ
- 四 電話交換取扱ニ關スル用語ハ理財局長別ニ之ヲ定ム

昇降機手勤務規程

制定 昭一一、三、二 達 四四  
最近改正 昭一六、一〇 達四五三

- 昇降機手勤務規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第一條 昇降機手ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第二條 昇降機手ハ本廳ニ在リテハ理財局長其ノ他ニ在リテハ各局、部、廳長ノ指揮監督ヲ承ク
- 第三條 昇降機手ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
  - 一 運轉中ハ自己ニ付セラレタル番號票ヲ著用スルコト
  - 二 誠實勤勉ヲ旨トスルコト
  - 三 他人ヲシテ昇降機ノ運轉ヲ爲サシメサルコト
  - 四 勤務時間中許可ナクシテ業務ヲ中止シ又ハ濫ニ其ノ場所ヲ離レサルコト
  - 五 昇降機ノ運轉ハ敏速正確ナルコト
  - 六 常ニ機械ヲ整備シ運轉ノ安全ヲ期スルコト

區長(以下所屬長ト稱ス)ノ監督ヲ承ク

- 第三條 所屬長ハ交換手中ヨリ交換手監督ヲ任命スルコトヲ得
- 第四條 交換手監督ハ上司ノ命ヲ承ケ交換手ヲ指揮監督ス
- 第五條 交換手監督ハ日誌ヲ作成シ其ノ日ノ事項ヲ記載シテ翌日所屬長ニ提出スヘシ
- 第六條 交換手ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ
  - 一 電話交換ニ當リテハ簡潔、親切ヲ旨トシ且敏速ニシテ正確ヲ期スヘシ
  - 二 通信ノ秘密ヲ守リ取扱中聽取シタル事項ハ之ヲ漏洩スヘカラス
  - 三 電話交換以外濫ニ職務ニ關係ナキ通話ヲ爲スヘカラス
  - 四 電話交換機類ハ丁寧ニ取扱ヒ常ニ清潔シ且濫ニ他人ヲシテ觸レシムヘカラス
  - 五 勤務交替ノ際ハ未済事項ヲ次番者ニ引繼クヘシ
  - 六 勤務中ハ輕快且見苦シカラサル服裝ヲ爲スヘシ
- 第七條 交換手ハ特ニ左ノ各號ニ注意スヘシ
  - 一 呼出請求者ヨリ被呼者ノ職又ハ氏名ヲ明示セラレタル場合ハ必ス其ノ旨ヲ通シ被呼者不在ノトキハ請求者ヨリノ傳達用件ニ關シ努メテ便宜ヲ計ルヘシ
  - 二 被呼者通話中又ハ故障等ニ因リ交換接續シ難キトキ若ハ交換取扱輻轉ノ爲通常ノ待合セ時間内ニ接續ノ見込ナキトキハ請求者ニ其ノ旨ヲ告クヘシ

〔大例一三號〕

從業員服務規程

制定 昭一四、八、三 告示五一八  
最近改正 昭一八、七 告示二八七

- 第七條 運轉中ハ言動ヲ慎ミ乗者ニ對シテ懇切丁寧ヲ旨トスルコト
- 第八條 終業後變電室ノ「スキッチ」ヲ切り置クコト
- 第九條 昇降機手昇降機械、器具等ニ異常アルコトヲ發見シタルトキハ速ニ機宜ノ措置ヲ爲シ又ハ當該係員ニ申告スヘシ
- 第十條 昇降機手ハ勤務中所定ノ服裝ヲ爲スヘシ
- 第十一條 從業員ヲ分チテ常備及臨時ノ二種トス
- 第十二條 從業員ト稱スルハ繼續雇傭ノ見込ヲ以テ採用ノ者ヲ謂フ
- 第十三條 臨時從業員ト稱スルハ臨時又ハ試ニ雇傭ノ見込ヲ以テ局、部、課、廳、區長(以下所屬長ト稱ス)ニ於テ專決採用ノ者ヲ謂フ
- 第十四條 常備從業員ノ職階及臨時從業員ノ職名左ノ如シ
  - 一 常備從業員ノ職階

工 務 員	一等操機手	二等操機手	三等操機手
	一等工手	二等工手	三等工手



(現場監督)

- 一等船手
- 二等船手
- 三等船手

二 臨時従業員ノ職名

臨時工手、臨時操機手、臨時船手

前項ノ職名別従事作業ノ範圍ハ總務局長之ヲ定ム

第四條 従業員ニハ本規程ニ定ムル職名以外ノ名稱ヲ附スルコトヲ得ス  
従業員ニ非サル者ニ對シテハ本規程ニ定ムル名稱ヲ附スルコトヲ得ス

第五條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ總務局長之ヲ定ム

第二章 採解

第六條 従業員ハ左ノ各號ニ該當スル者ノ内ヨリ銓衡ノ上採用ス

一 大阪市立生活科學研究所ノ身體検査ニ合格シ當該業務ニ適スト認ムル者

二 年齢十六歳以上四十五歳以下ノ者但シ特別ノ技能ヲ有スル者又ハ特殊ノ業務ニ従事セシムル者ハ此ノ限ニ在ラス

三 法令ニ資格ノ定アル業務ニ従事セシムル者ニ在リテハ其ノ資格ヲ有スル者

臨時従業員ニ對シテハ前項第一號ノ規定ニ依ル身體検査ハ之ヲ行ハサルコトアルヘシ

第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ之ヲ採用セス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 刑罰ニ處セラレタル者

二 破産者ニシテ復権ヲ得サル者

三 禁治産者又ハ準禁治産者

トキ但シ全治ノ見込アル者ニ限り情狀ニ依リ百八十日ニ及フ迄解僱セサルコトアルヘシ

三 傷病以外ノ事故ニ因リ引續キ缺勤三十日ニ互リ又ハ二月間ニ缺勤日數四十日ニ達シタルトキ

四 六月ヲ超ユル兵役ニ服スルトキ

五 破産ノ宣告、禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

六 犯罪ノ嫌疑ニ因リ起訴セラレタルトキ

七 年齢長シ業務ニ堪ヘスト認ムルトキ

八 作業ノ整理縮少又ハ作業方法ノ變更其ノ他業務ノ都合ニ依リ必要アルトキ

九 退職ヲ願出タルトキ

十 本規程ニ違反シ其ノ他不都合ノ所爲アリト認ムルトキ

十一 其ノ他本市従業員タルニ適セスト認ムルトキ

前項第二號及第三號ノ場合ニ於テ引續キ七日以上出勤スルニ非サレハ連續缺勤ト看做シ前後ノ缺勤日數ハ之ヲ通算シ缺勤繼續期間中ノ休暇日(定休日、公休日ヲ含ム)ハ缺勤トシテ計算ス

臨時従業員ニ就テハ第一項第二號乃至第四號ノ規定ニ拘ラズ解僱スルコトアルヘシ

第十四條 前條第一項第四號ノ規定ニ依リ解僱セラレタル者再僱ヲ願出スルトキハ退管又ハ退團ノ日ヨリ三月以内ニ再僱ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 在管又ハ在團中志願ニ依リ服役期間ヲ延長セラレタルトキ

二 再僱希望者カ入管者職業保障法ニ基ク届出ヲ爲サヌ又ハ同法ニ基

四 本市ニ於テ解僱又ハ解職シタル者

五 前歴中不都合ノ所爲アリタル者

六 思想不健全又ハ品行不良ト認ムル者

七 其ノ他本市従業員タルニ適セスト認ムル者

第八條 従業員ヲ採用シタルトキハ諸規則其ノ他従業員ノ心得ヘキ事項ヲ知ラシム

第九條 常備従業員ニ採用セラレタル者ハ七日以内ニ連帶身元保證人二人ヲ立テ別記様式ニ依リ誓約書及履歷書ヲ所屬長ヲ經テ總務局長ニ差出スヘシ

第十條 身元保證人ハ左ノ資格ヲ具備スル者タルコトヲ要シ

一 獨立ノ生計ヲ營ム能力者タルコト

二 相當ノ資力ヲ有スルモノ

三 大阪府下又ハ近郊ニ住所ヲ有スルコト

第十一條 前二條ノ外身元保證ニ關シテハ大阪市身元保證規程及同施行細則ノ定ムル所ニ依ル

第十二條 常備従業員戶籍、氏名、學事、賞罰其ノ他身上ニ異動ヲ生シタルトキハ相當證憑書類ヲ添付シ遲滞ナク其ノ旨所屬長ヲ經テ總務局長ニ届出ツヘシ

第十三條 従業員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ解僱ス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

一 傷病ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ心神耗弱ニ因リ業務ニ堪ヘスト認ムルトキ

二 公務ニ基因セサル傷病、疾病ニ因リ引續キ九十日以上就業セサル

キ業務ニ就クヘキ旨ヲ通知セラレタル日ヨリ故ナク二十日以内ニ業務ニ就カサルトキ

三 傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ業務ニ堪ヘサルトキ

四 再僱ノ目的タル事業ノ廢止終了又ハ著シキ整理縮少其ノ他之ニ準スヘキ特殊ノ事由アラタルトキ

前項ノ場合業務及給料ハ再僱希望者カ傷病又ハ疾病ニ依リ入管又ハ入團直前ノ業務ニ堪ヘサル場合其ノ他已ムヲ得サル事由アル場合ノ外之ヲ變更セス

第十五條 第十三條第一項第六號ノ規定ニ依リ解僱セラレタル者公訴棄却、免訴、無罪、刑ノ免除又ハ執行猶豫ノ言渡ヲ受ケタルトキハ再僱スルコトアルヘシ

第三章 勞務主任及組長

第十六條 港灣局、水道局、土木局及保健局ニ勞務主任ヲ置ク

勞務主任ハ主事又ハ書記ヲ以テ之ニ充テ總務局長ニ合議ノ上所屬長之ヲ任命ス

所屬長ハ總務局長ニ合議ノ上必要ト認ムル簡所ニ勞務副主任ヲ置クコトヲ得

第十七條 勞務主任ハ上司ノ命ヲ承ケ勞務管理ニ關スル事務ヲ掌ル

勞務副主任ハ上司ノ命ヲ承ケ勞務主任ト連絡ヲ保チ其ノ命セラレタル簡所ニ於ケル勞務管理ニ關スル事務ヲ掌ル

第十八條 所屬長必要アリト認ムルトキハ作業區分ニ應シ従業員ヲ適宜組ニ分ツコトヲ得

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス

組ニ組長ヲ置キ所屬長之ヲ任命ス



組長ハ多年精勵格勤ニシテ經驗ヲ積ミ人物技能優秀ナル從業員ヨリ餘  
衡ノ上之ヲ命ス

第十九條 組長ハ舉措凡テ從業員ノ儀表ト爲リ常ニ公正懇切ヲ旨トシ從  
業員ノ指導監督ニ努ムヘシ

第二十條 組長ハ上司ノ命令ヲ從業員ニ徹底セシメ從業員ノ意向ヲ上司  
ニ致シ職員ト從業員トノ間ニ於ケル楔子ヲ以テ任スヘシ

第二十一條 組長ハ上司ノ指揮命令ニ從ヒ作業ノ傍ヲ擔當作業ノ段取ヲ  
定メ從業員ノ作業割當ヲ適正ナラシメ機械、器具、材料等ノ改良、保  
全、節約ニ留意シ協心戮力以テ作業能率ノ増進ニ努ムヘシ

第二十二條 組長ハ現場ノ秩序風紀ノ維持、保健衛生及災害防止ニ關シ  
テハ特ニ注意スヘシ

第二十三條 所屬長組長ヲ任免シタルトキハ遲滯ナク總務局長ニ之ヲ報  
告スヘシ組長ニ異動アリタルトキ亦同シ

第二十四條 組長タルヲ表示スル爲帽ニ黒色織紐ノ線章ヲ全周ニ縫著  
ス

第四章 勤務心得

第二十五條 從業員ハ公共事業従事者タルノ職分ヲ辨ヘ和協一心、勤勞  
奉公ヲ旨トスヘシ

第二十六條 從業員ハ勤務ノ内外ヲ問ハス常ニ身ヲ慎ミ苟クモ體面ヲ汚  
損スルカ如キ所爲アルヘカラス

第二十七條 從業員ノ遵守スヘキ事項ノ概目左ノ如シ  
一 技能ノ熟達ニ努メ業務成績ヲ擧クルコト

二 業務ヲ行フニハ敏活正確ニシテ丁寧ナルコト  
三 公務上ノ秘密ヲ嚴守スルコト  
四 業務ニ關シ贈與、饗應其ノ他ノ利益ヲ受ケサルコト  
五 工作物、機械、器具、材料及製品等ノ取扱ヲ鄭重ニシ毀損、紛失  
又ハ濫費セサルコト  
六 火氣ノ取扱ニ注意スルコト  
七 其ノ他上司ノ指示スル事項

第二十八條 從業員ハ所定時限迄ニ出勤シ所定ノ參勤票ヲ上司ニ差出シ  
退出ノ際之ヲ受取ルヘシ

業務ノ都合ニ依リ前項ノ規定ニ依リ難キ者ニ付テハ所屬長ニ於テ出勤  
又ハ退出ニ關シ出勤簿其ノ他特別ノ手續ヲ定メテ之ニ依ラシムルコト  
アルヘシ

前二項ノ手續ニ違反シタルトキハ缺勤ト看做ス

第二十九條 勤務時間中ハ許可ナクシテ業務ヲ中止シ又ハ其ノ場所ヲ離  
ルヘカラス

第三十條 缺勤セントスルトキハ速ニ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ早退セ  
ントスルトキ亦同シ

傷病ニ因ル缺勤引續キ七日以上ニ互ルトキハ醫師ノ診斷書又ハ證明書  
ヲ添ヘテ届出ツヘシ

第三十一條 始業時限ニ達シタルトキハ直チニ就業シ終業時限後ニハ勤  
務箇所ノ後始末ヲ爲シ検査ヲ要スルモノニ就テハ其ノ終リタル後ニ非  
サレハ退出スルコトヲ得ス

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

三 所定ノ服裝ヲ爲ササルコト  
四 上司ノ指揮ニ從ハス業務ノ妨害ヲ爲シ若ハ風紀秩序ヲ紊リ又ハ其  
ノ虞アリト認ムルコトキ

前項ノ規定ニ依リ勤務停止ヲ命セラレタル者ハ當日缺勤ト看做ス

第三十九條 勤務場所若ハ關係廳舎、工作物、船舶等又ハ其ノ附近ニ火  
災其ノ他ノ非常災害アル場合ハ直ニ其ノ場所ニ出頭シ警戒防護ニ從事  
スヘシ

第四十條 從業員ニ對シテハ定期又ハ臨時ニ非常災害ニ應スヘキ必要ナ  
ル演習ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第四十一條 勤務心得ニ關シテハ本章ニ規定スルモノノ外必要ニ依リ別  
ニ之ヲ定メ又ハ所屬長ヲシテ之ヲ定メシム

第五章 忌服

第四十二條 常備從業員親族ノ喪ニ遭ヒタルトキハ左ニ掲クル期間忌服  
スヘシ

一 實父母、養父母、繼父母、配偶者(内縁ヲ除ク) 七日間  
二 祖父母、曾祖父母、子、兄弟、姉妹、伯叔父母 三日間  
三 高祖父母、孫 二日間  
四 曾孫、玄孫、甥、姪、從兄弟姉妹 一日間

前項第二號及第三號該當者ニシテ戸籍外ノ者ナルトキ又ハ三歳未満ノ  
幼兒ナルトキハ子ニ在リテハ二日間其ノ他ノ者ニ在リテハ一日間ト  
ス

忌服重複スルトキハ忌服期間ハ其ノ長キニ從フ

第四十三條 忌服期間ハ死亡ノ日(死亡ノ時刻午後ナルトキハ其ノ翌日)  
ニ從フ

第三十二條 一定ノ業務ヲ擔任スル場合ニ於テモ業務上必要アルトキハ  
擔任以外ノ業務ニ從事セシムルコトアルヘシ

第三十三條 交替勤務ニ從事スル者ニ在リテハ被交替者ハ其ノ業務ヲ交  
替者ニ引繼キタル後ニ非サレハ退出スルコトヲ得ス

第三十四條 被服ノ貸與ヲ受ケタル者ハ勤務中ニ著用シ所定ノ徽章ア  
ル者ハ之ヲ佩用スヘシ

第三十五條 工作物、機械、器具、材料其ノ他ノ物品類又ハ貸與ヲ受ケ  
タル徽章等ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ異狀アルコトヲ發見シタル  
トキハ應急處置ヲ講シ直ニ其ノ旨上司ニ届出ツヘシ

第三十六條 勤務場所其ノ他關係廳舎等ニ於テハ所屬長ノ許可ヲ受クル  
ニ非サレハ印刷物ノ頒布、演說、勸誘、集會、揭示其ノ他之ニ類スル  
行爲ヲ爲スコトヲ得ス

第三十七條 傳染ノ虞アル疾病若ハ他人ノ嫌疑スル疾病ニ罹リタル者又  
ハ其ノ疑アル者及勤務ノ爲病症増悪ノ虞アル者ニ對シテハ所屬長ニ於  
テ當日ノ勤務ヲ停止シ又ハ日數ヲ定メ出勤ヲ停止スルコトアルヘシ同  
居家族中ニ傳染ノ虞アル疾病者發生シタル場合ニ於テ所屬長必要アリ  
ト認ムルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依リ出勤停止ヲ命セラレタル期間ハ之ヲ缺勤ト看做ス

第三十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ所屬長ニ於テ當日ノ勤務ヲ  
停止スルコトアルヘシ

一 出勤時限ニ遅レ又ハ始業時限ニ直ニ就業セス業務ニ支障ヲ來スト  
認ムルトキ

二 酒氣ヲ帶フルトキ



ヨリ之ヲ起算ス

第四十四條 忌服期間中ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スル期間ハ忌服スルコトヲ要セス

- 一 公務ノ爲旅行中ノトキ
  - 二 病氣其ノ他ノ事由ニ因リ缺勤中ノトキ但シ親族ノ病氣看護ノ爲缺勤中ノ者其ノ事由止ミタルトキハ此ノ限ニ在ラス
  - 三 業務ノ都合ニ依リ除服出勤ヲ命セラレタルトキ
- 第四十五條 喪ニ遭ヒタル者ハ其ノ親族ノ續柄、氏名、年齢、生前ノ住居及死亡ノ日時等ヲ記載シ其ノ旨直ニ届出ツヘシ此ノ場合第四十二條第二項ニ該當スル者ナルトキハ之ヲ附記スヘシ

第六章 表彰

- 第四十六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ之ヲ表彰ス
- 一 職務ニ關シ重大ナル事故發生ヲ未然ニ防止シ又ハ天災事變ニ際シ其ノ措置素ノ模範タル者
  - 二 自己ノ一身ヲ顧ス職務ニ盡瘁シタル者
  - 三 市ノ事務又ハ事業ニ關シ有益ナル發明考案ヲ爲シ其ノ功績顯著ナル者
  - 四 事業ノ性質上特ニ有害若ハ危険又ハ特ニ辛勞多キ職務ニ從事シ精勵恪勤ナル者
  - 五 滿二十五年以上本市ニ在職シタル者
  - 六 前各號ニ定ムルモノノ外職務ノ内外ヲ問ハス他ノ模範タルヘキ善行アリタル者
- 第四十七條 表彰ハ表彰狀ヲ授與シテ之ヲ行フ

〔大例一三號〕

前項ノ規定ニ依ルノ外特別ノ事由アル者ニ付テハ左ノ各號ニ依リ表彰スルコトアルヘシ

- 一 金品ノ授與
- 二 賞牌ノ授與
- 三 特別昇給
- 四 特別賞與
- 五 特別公休ノ附與

第四十八條 金品ノ數額及種類並賞牌ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四十九條 特別昇給ハ隨時之ヲ行フ但シ定期昇給ニ於テ之ヲ爲スヲ妨ケス

第五十條 特別賞與ハ隨時之ヲ給與ス但シ事情ニ依リ定期賞與ノ際併給スルコトアルヘシ

第五十一條 特別公休ハ三日以内トシ業務ノ繁閑ヲ計リ適宜之ヲ附與ス

第五十二條 表彰ヲ爲シタルトキハ特別ノ事由ナキ限り其ノ者ノ職氏名及其ノ事績ノ大要等ヲ市公報ニ登載ス第五十四條ノ規定ニ依リ表彰ヲ取消シタルトキ亦同シ

第五十三條 表彰ヲ受クヘキ者表彰前ニ死亡シ又ハ所在不明トナリ其ノ他本人ニ表彰狀其ノ他ヲ授與シ難キトキハ其ノ事績ヲ市公報ニ登載スルニ止ムルコトアルヘシ

第五十四條 表彰ヲ受ケタル者懲戒ヲ受ケ若ハ賠償ヲ命セラレ又ハ市從業員タルノ體面ヲ汚シ信用ヲ損スル等不都合ノ所爲アリト認ムルトキハ情狀ニ依リ表彰ヲ取消スコトアルヘシ

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第五十五條 所屬長ハ第四十六條又ハ前條ニ該當スル者アリト認ムルトキハ證據ヲ具シテ總務局長ニ通知スヘシ考査部長検査其ノ他ノ調査ニ依リ第四十六條又ハ前條ニ該當スル者アリト認ムルトキ亦同シ

第七章 懲戒

- 第五十六條 從業員左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ懲戒ス
- 一 本規程其ノ他業務上ノ義務ニ違反シ又ハ勤務ヲ怠リタルトキ
  - 二 上司ノ指揮制止ニ從ハス綱紀ヲ紊ス言動アリタルトキ
  - 三 勤務ノ内外ヲ問ハス市從業員タル體面ヲ汚シ又ハ信用ヲ害スヘキ所爲アリタルトキ
  - 四 業務上監督ノ地位ニアル者監督上必要ナル注意ヲ怠リ因ツテ所屬員中ヨリ不正行爲者ヲ出スニ至リタルトキ
  - 五 業務上監督ノ地位ニ在ル者其ノ所屬員中本條及第六十五條ニ該當スル所爲アルヲ知リテ之ヲ隱蔽シ又ハ隱蔽セントシタルトキ
- 第五十七條 懲戒ヲ分チテ解備、出勤停止、減給、譴責ノ四種トス
- 前項ノ懲戒ハ之ヲ併科セス
- 第五十八條 出勤停止ハ三月以内ニ於テ之ヲ行フ
- 出勤停止處分中ハ給料ハ之ヲ支給セス
- 第五十九條 減給ハ日給額ノ三分ノ一以内トシ三月以内ノ範圍ニ於テ之ヲ行フ
- 第六十條 第五十六條各號ノ一ニ該當スル場合ト雖情狀ニ依リ懲戒ヲ行ハサルコトヲ得但シ戒飭ヲ行フコトアルヘシ
- 第六十一條 總務局長又ハ所屬長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ懲戒ヲ

受クヘキ所爲アリト思料スル者ニ對シ事前處分トシテ出勤停止ヲ命スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ出勤停止ヲ命セラレタル期間ハ之ヲ缺勤ト看做ス

第六十二條 懲戒ハ理由ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ本人ニ通告シ併セテ其ノ要領ヲ市公報ニ登載ス但シ特別ノ事由アルトキハ市公報ノ登載ハ之ヲ爲ササルコトヲ得

懲戒ヲ免除シ又ハ輕減シタルトキハ前項ノ例ニ依ル

第六十三條 懲戒處分後情狀其ノ他ノ事由ニ依リ必要アリト認ムルトキハ將來ニ向テ懲戒ヲ免除シ又ハ輕減スルコトアルヘシ

第六十四條 第五十五條ノ規定ハ懲戒手續ニ關シ之ヲ準用ス

第八章 賠償

第六十五條 故意又ハ過失ニ因リ工作物、機械、器具、被服其ノ他貸與品及材料等ヲ亡失又ハ毀損シ其ノ他本市ニ損害ヲ加ヘタルトキハ其ノ損害ヲ賠償セシム故意過失ニ依リ第三者ニ加ヘタル損害ニ付キ本市ニ於テ之カ賠償ノ責任ヲ負擔シタルトキ亦同シ

前項ノ賠償ハ情狀ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトアルヘシ

第六十六條 損害ノ賠償ハ金錢ヲ以テ之ヲ爲サシム但シ時宜ニ依リ亡失又ハ毀損シタルモノト同種同等ノ物ヲ以テ賠償ヲ命スルコトアルヘシ

第六十七條 賠償金ハ之ヲ一時ニ納付セシムルモノトス但シ特別ノ事由アリト認ムルトキハ利子ヲ附セシメ又ハ附セシメシテ之ヲ分納セシムルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ相當ノ擔保ヲ徵スルコトアルヘシ



第六十八條 賠償ヲ命セラレタル者指定ノ期日迄ニ賠償ヲ爲ササルトキハ其ノ者ノ本市ヨリ受クヘキ給料其ノ他ノ給與金ヨリ之ヲ控除スルコトアルヘシ

第六十九條 賠償ハ理由ヲ具シ文書ヲ以テ之ヲ本人ニ通告ス

第七十條 第五十五條ノ規定ハ賠償手續ニ關シ之ヲ準用ス

第七十一條 物品會計規程ノ適用アル物品ニ關シテハ同規程ノ定ムル所ニ依ル

附則

本規程施行ノ際現ニ從業員ノ職ニ在ル者ハ本規程ニ依リ採用サレタルモノト看做ス

大正七年達第三七號港灣部備人勤務規程中「港灣部備人勤務規程」ヲ「港灣部從業員特別給與規程」ニ改メ、第一條乃至第四條、第五條第二項、第八條乃至第十一條ヲ削ル

昭和三年達第一一三號土木部職夫規程中「土木部職夫規程」ヲ「土木部從業員特別給與規程」ニ第十八條中「又ハ第十三條ニ依リ」ヲ「又ハ從業員服務規程第三十七條ノ規定ニ依リ」ニ、第十九條第二項ヲ左ノ如ク改ム

前項ノ割増給ハ本應勤務ノ者及本廳ニ出勤スル者ニ對シテハ左ノ勤務時間内ハ之ヲ支給セス

一 四月一日ヨリ十月三十一日迄 午前七時三十分ヨリ午後四時三十分迄

一 十一月一日ヨリ翌年三月三十一日迄 午前八時ヨリ午後四時三十分迄

第一條乃至第十七條及第二十條中「第七條ノ」ヲ削ル

昭和四年達第一〇〇號塵芥燒却場從業員規程中「塵芥燒却場從業員規程」ヲ「塵芥燒却場從業員特別給與規程」ニ、第十三條中「又ハ第九條ニ依リ」ヲ「又ハ從業員服務規程第三十七條ノ規定ニ依リ」ニ改メ、第一條乃至第六條、第八條乃至第十一條、第十四條及第十五條ヲ削ル

昭和六年達第三一號市備人忌服規程中「本市給仕、使丁、常備ノ諸職夫」ヲ「事務補助員、技術補助員、助手、給仕、使丁、補助電話交換手、補助看護婦」ニ改メ「但シ」ノ次ニ「從業員並」ヲ加ヘ「及現業員」ヲ「現業員及從業員」ニ改ム

昭和六年達第一四三號中央卸賣市場備人規程中「中央卸賣市場備人規程」ヲ「中央卸賣市場從業員特別給與規程」ニ、第二十二條中「又ハ第十四條ノ規定ニ依リ」ヲ「又ハ從業員服務規程第三十七條ノ規定ニ依リ」ニ改メ、第一條乃至第十六條、第十八條及第二十條但書中「第六條第三項ノ」ヲ削ル

別記様式

參錢收  
入印紙 誓約書

今般御市從業員ニ御採用相成候ニ付テハ左ノ件々誓約可仕猶本人身上ニ關スル一切ノ事項ハ保證人ニ於テ連帶シテ引受ケ其ノ責ニ任シ聊モ御市ニ御迷惑相掛申間敷依テ保證人連署ノ上誓約書差出候也

一 御市ノ命令規則ヲ遵守シ忠實ニ勤務可致コト

二 勞務ノ條件又ハ報酬等ニ關スル御市ノ御方針ニ對シ異議申間敷コト

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

大阪市長 殿

給仕勤務規程

制定 昭一、三、二二 達四六

明治三十三年達第二〇號給仕勤務規程左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 給仕勤務規程
- 第一條 給仕ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第二條 給仕ハ各所屬長ノ監督ヲ承クルノ外教護主任ノ教護監督ヲ承ク
- 第三條 給仕ノ日常爲スヘキ用務ノ概目左ノ如シ但シ集配專務ノ給仕ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
- 一 廳員登廳前机其ノ他ヲ清拭スルコト
  - 二 廳員及來訪者ニ對シ湯茶ヲ供スルコト
  - 三 來訪者ノ氏名及用件ヲ實シ其ノ取次ヲ爲スコト
  - 四 電話ノ取次ヲ爲スコト
  - 五 文書物件等ノ送達ヲ爲スコト
  - 六 新聞紙其ノ他ヲ整理スルコト
  - 七 廳員ノ指示シタル事項
- 第四條 給仕ハ其ノ勤務ヲ命セラレタル場所ニ於ケル廳員ノ指揮命令ニ從フノ外左ノ各號ヲ遵守スヘシ
- 一 誠實勤勉ヲ旨トシ受命ニ係ル用務ハ敏速且確實ニ處理スルコト
  - 二 常ニ容儀ヲ正シクシ言動ヲ慎ミ荷モ野卑喧嘩ノ所爲アルマシキコト

三 御市ノ指定又ハ容認セラレタル以外ノ團體若ハ組合ニ加入若ハ關係シ又ハ之ヲ組織致間敷コト

四 故意又ハ過誤、懈怠其ノ他事情ノ如何ヲ問ハズ御市ニ損害ヲ及ホシタルトキハ御市並大阪府共濟組合ヨリ受クヘキ諸給與金ヲ以テ充當シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ速ニ辨償可致コト

五 前各號ノ事項ハ嚴重ニ遵守可仕萬一違背又ハ之カ履行ヲ怠リ若ハ不履行ノ場合ハ御市ノ定ムル所ニ依リ懲戒又ハ解僱セラレルモ異議ナキコト

年月日

本籍 本人氏 名印 (年月日生)

現住所 本人氏 名印 (年月日生)

本籍 連帶保證人 氏 名印 (年月日生)

現住所 連帶保證人 氏 名印 (年月日生)

本籍 連帶保證人 氏 名印 (年月日生)

現住所 連帶保證人 氏 名印 (年月日生)



- 三 來訪者ニ對シテハ懇切丁寧ヲ旨トシ疎忽ノ所爲アルマシキコト
- 四 書類物件等ハ鄭重ニ取扱ヒ汚損又ハ毀棄セサルコト
- 五 受命ニ係ル送達文書物件等ハ其ノ何タルヲ問ハス之ヲ披見シ又ハ他見セシメサルコト
- 六 受命ニ係ル用務ノ外濫ニ自席ヲ離レサルコト
- 七 勤務ノ場所ハ常ニ清潔ヲ保持シ且整頓スルコト
- 八 給仕必携ニ指示シタル事項

使丁勤務規程

制定 昭一、三、二、二、四七

明治三十三年廳達第二一號使丁勤務規程左ノ通改正シ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 使丁ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第二條 使丁ハ本廳ニ在リテハ秘書課長、其ノ他ニ在リテハ各所屬長(以下所屬長ト稱ス)ノ監督ヲ承ク
- 第三條 秘書課長及所屬長必要アリト認ムルトキハ使丁監督ヲ命スルコトヲ得
- 使丁監督ハ使丁ノ指導及取締ヲ爲スヘシ
- 使丁監督事故アルトキハ上席者之ヲ代理スヘシ

- 第四條 使丁ノ日常處スヘキ用務ノ概目左ノ如シ但シ使丁監督又ハ之ニ準スヘキ者ハ所屬長ノ承認ヲ受ケ各使丁ニ之ヲ分擔セシムルコトヲ得
- 一 構内、廳内其ノ他各室及通路等ノ清掃撤水ヲ爲シ又ハ机、椅子、窓硝子、金具、敷物等ヲ清拭スルコト
- 二 便所、手洗所等ヲ清潔ニシ且流水ニ注意スルコト
- 三 吐壺、灰皿、水入等ヲ掃除スルコト
- 四 湯茶ヲ準備スルコト
- 五 文書物件ノ送達其ノ他受命ノ用務ヲ辨シ又ハ作業ヲ爲スコト
- 六 廳員ノ指示シタル事項

第五條 使丁ハ廳員ノ指揮命令ニ從フノ外左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 誠實勤勉ヲ旨トシ受命ニ依ル用務ハ敏速且確實ニ處理シ用務終了後ハ其ノ請所ニ復スルコト
- 二 常ニ容儀ヲ正シクシ言動ヲ慎ミ苟モ野卑粗暴ノ所爲アルマシキコト
- 三 勤務中濫ニ外出シ又ハ公用外出中私用ヲ辨セサルコト
- 四 受命ニ係ル送達文書又ハ物件等ハ之ヲ披見シ又ハ他見セシメサルコト
- 五 廳外ニ送達スヘキ文書等ハ鞆ニ納メテ携行スルコト
- 六 書類、物件等ハ鄭重ニ取扱ヒ汚損又ハ紛失セサル様心掛クルコト
- 七 勤務擔當ノ場所ハ常ニ清潔ヲ保チ且整頓スルコト
- 八 常ニ火氣ノ取扱及流水ニ意ヲ用フルコト

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

- 第七條 使丁ハ交代ヲ以テ宿直スヘシ
- 宿直スヘキ使丁ノ人員ハ秘書課長又ハ所屬長之ヲ定ム
- 第八條 使丁用務ノ爲外出スルトキハ成規ノ服裝ヲ爲スヘシ
- 第九條 掃除婦ハ使丁監督ノ指揮取締ヲ承ケ勤務スヘシ
- 第十條 第二條及第四條乃至第六條ノ規定ハ使丁ノ用務ニ從事スル備員ニ之ヲ準用ス

港灣局監視員勤務規程

制定 昭一、三、二、二、三九

港灣部監視員勤務規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

港灣局監視員勤務規程

- 第一條 港灣局監視員(以下監視員ト稱ス)ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第二條 監視員ハ特ニ命セラレタル場合ノ外港灣局管内埋立地及繫船岸(棧橋、船渠及其ノ附近水面ヲ含ム)ノ巡視取締ニ從事シ且造營物其ノ他ノ保全ニ努ムヘシ
- 第三條 正當ノ事由ナクシテ道路、運河、市有地其ノ他ヲ使用スル者アルトキハ直ニ其ノ使用ヲ中止セシメタル上主管課長ニ報告スヘシ
- 第四條 造營物其ノ他ヲ毀損又ハ毀損スル虞アル所爲ヲナス者アルトキハ之ヲ制止シ猶肯セザルトキハ主管課長又ハ宿直員ニ通知スヘシ但シ急ヲ要シ通知ノ遲キトキハ適宜ノ措置ヲ爲シタル上直ニ主管課長ニ報告スヘシ
- 第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者繫船岸ニ入ラントスルトキ又ハ接近

土木局監視員勤務規程

制定 昭一、三、二、二、四〇

大正三年廳達第九號港灣部巡視勤務規程ハ之ヲ廢ス

土木局監視員勤務規程

- 第一條 土木局監視員勤務規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 第二條 土木局監視員(以下監視員ト稱ス)ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第三條 監視員ハ道路、河川、渡船及公園 動物園ヲ含ム以下同シ)ノ監視並報告ニ關スル事務ニ從事ス
- 第四條 道路及河川ノ監視員ノ監視概目左ノ如シ

- シタルトキハ之ヲ制止シ立入りタル者アルトキハ之ヲ退去セシムヘシ
- 一 船舶ノ繫離若ハ荷役作業ノ妨害トナルヘキ者
- 二 遊覽者、漁撈者
- 三 許可ナクシテ繫船岸ニ於テ火氣ヲ取扱フ者
- 四 繫船岸其ノ他ノ工作物ヲ毀損又ハ汚染スル虞アル者
- 五 制止事項ニ違反スル者
- 六 風俗ヲ紊スル者
- 第六條 監視員ハ勤務中所定ノ服裝ヲ爲スヘシ
- 第七條 火災其ノ他非常損害アリタルトキハ直ニ主管課長又ハ宿直員ニ報告シ上司ノ指揮ヲ受ケ服務スヘシ
- 第八條 監視員ハ毎日其ノ取扱事項其ノ他參考トナルヘキ事項ヲ日誌ニ詳記シ主管課長ノ檢閲ヲ受クヘシ

附則



- 一 許可ヲ受ケスシテ道路、河川ノ使用又ハ占用ヲ爲スコト
- 二 許可ヲ受ケスシテ道路又ハ河川ノ使用若ハ占用ノ目的ヲ變更スルコト
- 三 許可ヲ受ケタル區域又ハ期間ヲ超エテ道路、河川ノ使用又ハ占用ヲ爲スコト
- 四 道路ノ交通ヲ阻害シ又ハ之ヲ誘致スルノ行爲ヲ爲スコト
- 五 道路ヲ毀損スル行爲ヲ爲スコト
- 六 河川敷地ニ於テ河川埋没又ハ汚濁ノ虞アル行爲ヲ爲スコト
- 七 許可ヲ受ケスシテ河川ノ敷地又ハ沿岸ニ工作物ヲ施設スルコト
- 八 其ノ他道路、河川ノ使用又ハ占用ニ關スル許可條件若ハ負擔、期限等ニ違反スルコト
- 九 道路、河川ニ關スル法令ニ違反スルコト

第四條 道路及河川ノ監視員ハ第三條各號ノ事實ヲ發見シタルトキハ速ニ上司ニ報告シ又ハ適宜ノ處置ヲ執ルヘシ

第五條 渡船ノ監視員ハ渡船場施設並其ノ運用ノ狀況ヲ監視スルノ外左ノ事務ニ従事ス

- 一 用船及渡船事業ニ關スル諸設備ノ監守
- 二 事業用材料其ノ他ノ物品ノ出納保管
- 三 渡船事業請負者ノ業務ノ監督

第六條 渡船ノ監視員ハ事故發生シタルトキハ應急ノ措置ヲ講シ且速ニ上司ニ其ノ旨報告スヘシ

第七條 公園ノ監視員ハ公園施設並其ノ利用狀況ヲ監視ス

第八條 公園ノ監視員ハ公園内ニ於テ事故發生シタルトキハ應急ノ措置

第三條 船夫取締ハ組長以下ノ勤怠ヲ監督シ物品ノ接受保管ノ事務ニ従事スヘシ

第四條 従事員ハ道路法令、海上衝突豫防法其ノ他海事法令、河川ニ關スル法令及左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一 常ニ船體ヲ清潔ニスルコト
- 二 乗船前船體ノ航行ニ支障ナキヤ否ヤ其ノ他航行ニ必要ナル準備ノ整備セルヤ否ヤヲ検査スルコト
- 三 乗船者ニ對シ腰ヲ掛ケシムヘク注意スルハ勿論乗船者多數ノ爲必  
要ト認ムルトキハ其ノ人員ヲ制限シ又ハ航行中危險ナカラシムル爲  
之ニ注意ヲ發スルコト
- 四 乗船者ニ對シ懇切丁寧ヲ旨トシ言動ヲ慎ムコト
- 五 乗船者ノ降船ヲ終リ又ハ乗船ヲ終リタル後ニ非サレハ發航セサル  
コト
- 六 對岸ニ乗船者アルトキハ空船ノ場合ト雖速ニ渡航シ乗船者ニ不便  
ナカラシムルコト
- 七 濫ニ他船ノ船員、乗船者等ト談話スヘカラサルコト
- 八 船内若ハ乗降場ニ於テ遺留品ヲ發見シタルトキハ速ニ監督者ニ發  
見者ノ職氏名、渡船場名及發見ノ日時等ヲ報告シ之ヲ引渡スコト
- 九 航行中故障ヲ生シタルトキ速ニ修繕ヲ爲シ得ヘク平素ヨリ留意ス  
ルコト
- 十 天候ノ如何ニ拘ラス日没後日出前途ノ間ハ渡船ニ航行燈ヲ掲クル  
コト
- 十一 河川航路ニ於ケル上下航行ノ船舶ニ對シテハ之ヲ避讓スルコト

- ヲ講シ且速ニ上司ニ其ノ旨報告スヘシ
- 第九條 監視員ハ言動ヲ慎ミ市民ノ誹謗ヲ受クルノ所爲アルヘカラス
- 第十條 監視員ハ勤務中所定ノ服裝ヲ爲スヘシ但シ豫メ上司ノ承認ヲ受  
ケタル者ハ此ノ限ニ在ラス
- 第十一條 監視員ハ監視日誌又ハ巡回日表ヲ調製シ毎日所管事項ニ關ス  
ル顛末ヲ記載シ上司ノ檢閲ヲ受クヘシ
- 第十二條 監視員ハ暴風雨、洪水其ノ他非常事變アルトキハ勤務時間外  
ト雖服務スヘシ

渡船従事員勤務規程

制定 昭一、三、二二 達 四一  
最近改正 昭一五、二二 達 五五七

渡船従事員勤務規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

- 第一條 土木局所屬ノ渡船事業ニ従事スル船長、機關長、臨時船長、臨  
時機關長、船夫、舵取、水夫、油差、作業手(以下従事員ト稱ス)ハ別  
ニ定ムルモノノ外本規程ニ依リ勤務スヘシ
- 第二條 土木局長ハ船夫中ヨリ船夫取締及組長若干名ヲ任命シ之ヲ渡船  
事務所及渡船場ニ配屬セシム

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第五條 従事員渡船従務中ニ事故發生シタルトキハ其ノ輕重ヲ問ハス速  
ニ總テノ事由ヲ具シテ監視員ニ報告スヘシ

第六條 従事員ハ勤務中所定ノ服裝ヲ爲スヘシ



### 第二節 勤務時間、休暇日及忌服

#### 勤務時間及休暇規程

制定 昭一、三、二、三六  
最近改正 昭一八、一一、一四、一四

勤務時間及休暇規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本市吏員及雇員ノ勤務時間及休暇ハ別ニ定ムルモノノ外本規程ニ依ル

第二條 吏員及雇員ノ勤務時間及公休日ハ各其ノ勤務ヲ命セラレタル箇所ノ勤務時間又ハ供用時間及休日ノ定ニ依ルノ外別表ニ依ル但シ臨時雇員ニ對シテハ公休日ヲ與ヘサルコトアルヘシ

第三條 前條ノ規定ニ依ル公休日ノ外吏員及雇員(臨時雇員ヲ除ク)ニ對シテハ普通休暇及特別休暇ヲ與フ

第四條 普通休暇ハ左ノ標準ニ依リ事務ニ支障ナキトキ之ヲ與フ  
一 吏員及之ニ準スル者 一年 十日以内  
二 雇員及事務ニ從事スル雇員(給仕使丁ヲ含ム) 一年 七日以内

前項ノ休暇ニ付テハ毎年六月一日ヨリ翌年五月末日迄ヲ以テ一年トス  
勤務一年未滿ノ場合ニ在リテハ標準休暇日數ハ勤務ノ月ヨリ起算シタス

ル月數ニ比例シ算定シタル日數ニ依ル但シ一日未滿ハ之ヲ切捨ツ資格變更ノ場合ニ在リテハ變更後ノ資格ニ依ル標準休暇日數ト既給休暇日數トノ差日數以内ヲ與フ

第五條 特別休暇左ノ如シ

- 一 徵兵検査、簡閱點呼及壯丁豫備檢診日 其ノ當日
- 二 演習召集及教育召集應召期間 其ノ期間
- 三 期間ヲ定メテ爲ス臨時召集應召期間 其ノ期間
- 四 父母ノ祭日 其ノ當日
- 五 配偶者ノ父母ノ死亡ニ因リ出勤シ能ハズト認ムルトキ 二日以内

前項第五號ノ場合ニ於テハ市吏員並雇員忌服規程第二條第二項及第三條ノ規定ヲ準用ス

第六條 休暇ヲ受ケントスル者ハ豫メ局、部、課、區長ニ在リテハ市長、其ノ他ノ者ニ在リテハ所屬長ノ承認ヲ經テ休暇ヲ受クヘキ日ノ前日迄ニ届出ツヘシ但シ特別ノ事由アルトキハ當日勤務時間中ニ之ヲ届出ツヘシ

第七條 普通休暇中忌服シタル場合ハ當該忌服日數ハ之ヲ休暇日數ニ算入セス

第八條 事務上必要アルトキハ各局、部、課、區長ハ勤務時間外又ハ休暇日ト雖勤務ヲ命スルコトヲ得

第九條 電氣局ノ吏員及雇員中特別勤務者ノ勤務時間及休暇日ハ電氣局長之ヲ定ム  
第十條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ各局、部、課、區長之

【大例一三號】

ヲ定ム

附則

左ノ規定ハ之ヲ廢止ス

昭和五年達第一〇八號雇員其ノ他常備ノ日給者休暇方ノ件  
昭和八年達第一三號有給吏員休暇方ノ件

附則 (昭一、六、三九)

大正七年達第三五號港灣部所屬工場員、現場監督員並船艇員勤務時間別表

及休暇日ハ之ヲ廢止ス

附則 (昭一、二、三三)

第五條第一項第三號ノ規定ハ今次事變ニ際シ既ニ臨時召集ヲ受ケタル者ニ對シテモ之ヲ適用ス

附則 (昭一、四、八、二九五)

本改正規程ハ昭和十四年度壯丁豫備檢診ヲ受ケタル者ニ對シテモ之ヲ適用ス

所管	勤務箇所	名	稱	勤	務	時	間	公	休
秘	市役所	守	衛	四月	月二十一日	午前七時三十分	迄	大祭祝日	
				七月	月二十一日	午後五時三十分	迄		
書	市役所	使丁	除ルモノヲ	七月	月二十一日	午前七時三十分	迄	大祭祝日	十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄
				八月	月三十一日	午後五時三十分	迄		
課	市役所	使丁	除ルモノヲ	九月	月三十一日	午前七時三十分	迄	大祭祝日	十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄
				十月	月三十一日	午後五時三十分	迄		
課	市役所	使丁	除ルモノヲ	十一月	月三十一日	午前七時三十分	迄	大祭祝日	十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄
				十二月	月三十一日	午後五時三十分	迄		







局		灣		港	
		現場及工場		港灣局	
調査従事員	入津船舶	守衛	埠頭大棧橋	勤務ノ監視員	從監船現工 業視艇監出 員員員員員
甲 勤務	乙 勤務	丙 勤務	甲 勤務	乙 勤務	甲 勤務
各勤務ハ一週間交替トス	甲 勤務 午後四時ヨリ 午後七時ヨリ	乙 勤務 午後二時ヨリ 午後五時ヨリ	丙 勤務 午後八時ヨリ 翌日午前八時迄	甲 勤務 午前七時三十分ヨリ 午前八時三十分迄	乙 勤務 午前七時ヨリ 午後七時ヨリ
月 三日以内	月 三日以内	月 三日以内	月 三日以内	月 三日以内	月 三日以内
毎月其ノ月ノ大祭祝祭日(一月一日及三日ヲ除ク)ニ相當スル日數					

土		局		道		水	
スノ工係道務津安 ヘ他事出路所川治 キ之現張課渡川 場ニ場所修船及 所準其繕事木				及事 詰業 所所			
從業員	吏員及雇員	備員		吏員及雇員			
十一月一日ヨリ 翌年三月三十一日迄	十月三十一日ヨリ	第一班	第二班	第三班	晝勤	夜勤	特別勤務
午前八時ヨリ 午後五時迄	午前七時三十分ヨリ 午後五時迄	午前八時ヨリ 午後四時迄	午後十二時ヨリ 翌日午前八時迄	午後四時ヨリ 翌日午前八時迄	普通勤務出勤時刻ヨリ 午後五時三十分迄	普通勤務出勤時刻ヨリ 午後五時三十分迄	特別勤務 事業所執務時間ニ依ル
十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄	月 三日以内	大祭祝日	月 三日以内	大祭祝日	月 三日以内	大祭祝日	吏員及雇員



教		局		木	
守衛	吏員及雇員	公園	其ノ他ノ吏員及雇員	大阪城公園	從業員
四月三十一日迄	執務時間ニ依ル	四月三十一日迄	四月三十一日迄	四月三十一日迄	四月三十一日迄
十月三十一日迄	執務時間ニ依ル	十月三十一日迄	十月三十一日迄	十月三十一日迄	十月三十一日迄
十一月三十一日迄	執務時間ニ依ル	十一月三十一日迄	十一月三十一日迄	十一月三十一日迄	十一月三十一日迄
十二月三十一日迄	執務時間ニ依ル	十二月三十一日迄	十二月三十一日迄	十二月三十一日迄	十二月三十一日迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

育		聖徳館	
研究	給仕	使丁	給仕
四月三十一日迄	四月三十一日迄	四月三十一日迄	四月三十一日迄
七月三十一日迄	七月三十一日迄	七月三十一日迄	七月三十一日迄
八月三十一日迄	八月三十一日迄	八月三十一日迄	八月三十一日迄
九月三十一日迄	九月三十一日迄	九月三十一日迄	九月三十一日迄
十月三十一日迄	十月三十一日迄	十月三十一日迄	十月三十一日迄
十一月三十一日迄	十一月三十一日迄	十一月三十一日迄	十一月三十一日迄
十二月三十一日迄	十二月三十一日迄	十二月三十一日迄	十二月三十一日迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ



市				局				
美術館				兒童教育相談所				
其ノ他ノ傭員	出札手	機關手	守衛	給仕	吏員及自動車運轉手	使丁	給仕	吏員及傭員
四月三十一日迄	執務時間ニ依ル	十一月三十一日迄	四月三十一日迄	十一月三十一日迄	十月三十一日迄	四月三十一日迄	十一月三十一日迄	執務時間ニ依ル
午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄		午前八時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前八時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前八時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄
一年ヲ通シ大祭祝日(一月三日及五日ヲ除ク)ニ相當スル日數以內	右ニ同シ	一年ヲ通シ大祭祝日(一月三日及五日ヲ除ク)ニ相當スル日數以內	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	大祭祝日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄	右ニ同シ	大祭祝日 十二月二十九日ヨリ 翌年一月五日迄

〔大例一三號〕

戰時生活館			大阪城天守閣動物園		事務ノ繁閑ニ依リ交替ニテ週一回午後一時以後退館セシムルコトヲ得但シ傭員ヲ除ク 七月二十一日ヨリ八月三十一日迄事務ノ繁閑ニ依リ交替ニテ午後一時以後退館セシムルコトヲ得
從業員	給仕	吏員及傭員	從業員	吏員及傭員	
四月三十一日迄	十一月三十一日迄	市役所執務時間ニ依ル	六月ヨリ八月迄	十一月三十一日迄	十一月二十九日迄
午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前八時三十分ヨリ 職員退館後迄		午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前八時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	午前八時三十分ヨリ 午後五時三十分迄
右ニ同シ	右ニ同シ	月曜日及其ノ月ニ於ケル祝祭日ニ相當スル日數以內 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄 但シ時宜ニ依リ變更スルコトアルヘシ	大祭祝日 三月以內 十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄	大祭祝日 三月以內	







所	音樂隊事務	使	員 冷暖房作業従業
市民館及結婚相談所	史員及雇傭員	丁	甲勤務 午前八時ヨリ 午後六時迄 乙勤務 午十二時ヨリ 午後十時迄 毎日交替勤務トシ暖房期間中乙勤務ハ宿直スルモノトス
		第一班 四月二十一日ヨリ 七月二十日ヨリ 七月三十一日ヨリ 八月三十一日ヨリ 九月三十一日ヨリ 十月三十一日ヨリ 十一月三十一日ヨリ 翌年三月三十一日迄	右ニ同シ
		第二班 四月二十一日ヨリ 七月二十日ヨリ 七月三十一日ヨリ 八月三十一日ヨリ 九月三十一日ヨリ 十月三十一日ヨリ 十一月三十一日ヨリ 翌年三月三十一日迄	右ニ同シ
		第一班 四月二十一日ヨリ 七月二十日ヨリ 七月三十一日ヨリ 八月三十一日ヨリ 九月三十一日ヨリ 十月三十一日ヨリ 十一月三十一日ヨリ 翌年三月三十一日迄	大祭祝日 日 曜 日 開館記念日 一月一日ヨリ一月五日迄
		第二班 四月二十一日ヨリ 七月二十日ヨリ 七月三十一日ヨリ 八月三十一日ヨリ 九月三十一日ヨリ 十月三十一日ヨリ 十一月三十一日ヨリ 翌年三月三十一日迄	大祭祝日 日 曜 日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄

〔大例一三號〕

保護所	託兒所	從業員	保 診療従業員
保護所員	保 姆	從業員	保 姆
第一班 午前九時ヨリ 午後六時迄 第二班 午後一時ヨリ 午後十時迄	第一班 午前七時ヨリ 午後四時迄 第二班 午前八時ヨリ 午後五時迄 第三班 午前九時ヨリ 午後六時迄 輪番ニ依リ右ノ勤務ニ従事ス	第一班 四月三十一日ヨリ 午前七時三十分ヨリ 十月三十一日迄 午後五時三十分迄 十一月一日ヨリ 午前八時ヨリ 翌年三月三十一日迄 午後六時迄 但シ託兒施設ニ従事スル者ニアリテハ託兒所雜役夫ノ勤務開始時間ニ依ル	託兒所保姆勤務時間ニ依ル 午後九時迄
吏員及雇傭員 月四日以内 備員 月三日以内	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ
	大祭祝日 日 曜 日 創立記念日 鎮守祭日 十二月二十九日ヨリ翌年一月五日迄	右ニ同シ	右ニ同シ



職 員	從 業 員	質 舖		主 任 者	守 衛
		吏員及雇員(主任者ヲ除ク)	從 業 員		
住宅事務所ノ執務時間ニ依ル	午前七時三十分ヨリ 午後五時三十分迄	甲勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄 乙勤務 午前十一時ヨリ 午後八時迄	午前八時ヨリ 午後六時迄 但シ質舖内ニ居住スル者ハ午前十時三十分ヨリ午後八時迄トス	午前八時ヨリ 午後六時迄	甲勤務 午前十一時ヨリ 午後八時迄 乙勤務 午前十二時ヨリ 午後十一時迄 丙勤務 午前五時ヨリ 午後十二時迄 甲勤務ヲ原則トシ中一名輪番ニ依リ乙勤務ニ服ス乙勤務フトキハ宿直シ翌日丙勤務ニ服ス
毎月其ノ月ニ於ケル日曜日及祝祭日ニ相當スル日數以內	月 三日以內	大 祭 祝 日 日 曜 日 一月一日ヨリ一月五日迄	右ニ同シ	月 四日以內	月 三日以內

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

主 任 者	宿 泊 所	
	雜 役 婦	雜 役 夫
甲勤務 四月三十一日ヨリ 午後六時ヨリ迄 乙勤務 三月三十一日迄 午後四時ヨリ迄 丙勤務 午後一時ヨリ 午後十一時迄 毎日交替勤務スルモノトス	イ 裁縫ニ従事スル者 午前八時ヨリ 午後五時迄 ロ 接待ニ従事スル者 甲勤務 午前十時ヨリ 午後八時迄 乙勤務 午前六時ヨリ 午後四時迄 丙勤務 午後一時ヨリ 午後十一時迄 甲乙丙順次毎日交替スルモノトス	イ 雜役ニ従事スル者 甲勤務 午前八時ヨリ 午後六時迄 乙勤務 午前五時ヨリ 午後一時迄 甲勤務ヲ原則トシ中一名交替宿直ノ上翌日乙勤務ニ服ス ロ 汽竈、浴場ニ従事スル者 午前十二時ヨリ 午後十一時迄 ハ 洗濯ニ従事スル者 午前八時ヨリ 午後六時迄
毎月其ノ月ニ於ケル日曜日及祝祭日ニ相當スル日數以內	右ニ同シ	右ニ同シ



學童寮		事務員	
保	婦	保	婦
甲 勤務 四月三十一日迄	乙 勤務 三月三十一日迄	丙 勤務 四月三十一日迄	丁 勤務 三月三十一日迄
午後九時迄	午後七時迄	午後九時迄	午後七時迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

報國寮		主任者	
從業員(男子)	從業員(女子)	主任者	主任者
甲 勤務 午前八時ヨリ 午後十時迄	乙 勤務 午前六時ヨリ 午後九時迄	甲 勤務 午前八時三十分ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

局		主任者	
其ノ他ノ	主任者	主任者	主任者
甲 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前七時ヨリ 午後一時迄	甲 勤務 午前八時ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

局		主任者	
其ノ他ノ	主任者	主任者	主任者
甲 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前七時ヨリ 午後一時迄	甲 勤務 午前八時ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ

局		主任者	
其ノ他ノ	主任者	主任者	主任者
甲 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前七時ヨリ 午後一時迄	甲 勤務 午前八時ヨリ 午後六時迄	乙 勤務 午前九時ヨリ 午後六時迄
右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ







尿尿汲取事業所		公共便所掃除夫		清掃關係事業所及詰所	
修繕工	尿尿汲取夫 自動車及船 船乗務者	職 員	從 業 員	職 員	從 業 員
午前七時ヨリ 午後四時三十分迄	六月一日ヨリ 九月三十日迄 十月一日ヨリ 翌年五月三十一日迄	午前七時三十分ヨリ 午後四時迄	四月一日ヨリ 四月三十日迄 五月一日ヨリ 五月三十一日迄 六月一日ヨリ 六月三十日迄 七月一日ヨリ 七月三十一日迄 八月一日ヨリ 八月三十一日迄 九月一日ヨリ 九月三十日迄 十月一日ヨリ 十月三十一日迄 十一月一日ヨリ 十一月三十日迄 十二月一日ヨリ 十二月三十一日迄	午前七時三十分ヨリ 午後四時迄	四月一日ヨリ 四月三十日迄 五月一日ヨリ 五月三十一日迄 六月一日ヨリ 六月三十日迄 七月一日ヨリ 七月三十一日迄 八月一日ヨリ 八月三十一日迄 九月一日ヨリ 九月三十日迄 十月一日ヨリ 十月三十一日迄 十一月一日ヨリ 十一月三十日迄 十二月一日ヨリ 十二月三十一日迄
大祭祝日 一、四、五、八、九及十一月ハ各其ノ月ノ十五日 二、三、六、七、十及十二月ハ各其ノ月ノ五日 一月二日右ノ外勤務格別勉勵ナル者ニ對シテハ一月一日ノ特別公休ヲ與フ	右ニ同シ	大祭祝日 一、四、五、八、九及十一月ハ各其ノ月ノ十五日 二、三、六、七、十及十二月ハ各其ノ月ノ五日 一月二日右ノ外勤務格別勉勵ナル者ニ對シテハ一月一日ノ特別公休ヲ與フ	大祭祝日 一、四、五、八、九及十一月ハ各其ノ月ノ十五日 二、三、六、七、十及十二月ハ各其ノ月ノ五日 一月二日	大祭祝日 一、四、五、八、九及十一月ハ各其ノ月ノ十五日 二、三、六、七、十及十二月ハ各其ノ月ノ五日 一月二日	大祭祝日 一、四、五、八、九及十一月ハ各其ノ月ノ十五日 二、三、六、七、十及十二月ハ各其ノ月ノ五日 一月二日

〔大例一三號〕

健

塵芥焼却場		齋場	
職 員	從 業 員	職 員	從 業 員
普通勤務 午前七時三十分ヨリ 午後四時迄	普通勤務 午前六時ヨリ 午後四時三十分迄 二部制勤務 甲勤務午前六時ヨリ 午後四時三十分迄 乙勤務午後四時三十分ヨリ 翌日午前三時迄 甲乙勤務ハ一週間毎ニ交替スルモノトス	普通勤務 午前七時三十分ヨリ 午後四時迄	普通勤務 四月一日ヨリ 十月三十一日迄 十一月一日ヨリ 翌年三月三十一日迄 特別勤務 午前十一時ヨリ 午後八時迄 普通勤務ト特別勤務ハ交替制トス
清掃關係事業所及詰所職員ニ同シ	清掃關係事業所及詰所従業員ニ同シ	清掃關係事業所及詰所職員ニ同シ	清掃關係事業所及詰所従業員ニ同シ

〔大例一三號〕











濟

中央卸賣市場

吏員及雇傭員

普通勤務	執務時間ニ依ル
特別勤務	
甲勤務	午前 三時ヨリ 午後零時三十分迄
乙勤務	午前 四時ヨリ 午後一時三十分迄
丙勤務	午前 五時ヨリ 午後二時三十分迄
丁勤務	午前 六時ヨリ 午後三時三十分迄
戊勤務 (晝間勤務)	午前 六時ヨリ 午後 七時ヨリ
同 (夜間勤務)	午後 六時ヨリ 翌日午前七時迄
九月二十一日ヨリ迄	午後 七時ヨリ 翌日午前八時迄
八月三十一日ヨリ迄	午後 六時ヨリ 迄
七月三十一日ヨリ迄	午後 七時ヨリ 迄
七月二十一日ヨリ迄	午後 八時ヨリ 迄

普通勤務者  
大 祭 祝 日  
日 曜 日  
十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄  
特別勤務者  
イ 甲、乙、丙又ハ丁勤務ニ服スル者  
毎月二十一日  
但シ七月ハ二十六日  
月 四日以内  
十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄  
ロ 戊勤務者及甲、乙、丙又ハ丁勤務ト戊勤務ヲ兼ヌル者  
毎月二十一日  
但シ七月ハ二十六日  
月 三日以内  
十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄

【大例一三號】

従業員

普通勤務	七月二十一日ヨリ 午前六時三十分ヨリ
八月三十一日ヨリ迄	午後五時五十分迄
九月二十一日ヨリ迄	午後七時ヨリ 迄
現業勤務	午後五時三十分迄
甲勤務	午後一時三十分ヨリ 迄
乙勤務	午後二時三十分ヨリ 迄
丙勤務	午後四時三十分ヨリ 迄
丁勤務 (晝間勤務)	午前七時ヨリ 迄
七月三十一日ヨリ迄	午後五時三十分迄
八月三十一日ヨリ迄	午後七時三十分迄
九月二十一日ヨリ迄	午後六時迄
同 (夜間勤務)	午後七時ヨリ 迄
七月二十一日ヨリ迄	翌日午前七時三十分迄
八月三十一日ヨリ迄	翌日午前六時迄
九月二十一日ヨリ迄	翌日午前六時迄

晝間勤務ハ五日毎ニ交替スルモノトス但シ業務上必要アルトキハ此ノ限ニアラス

毎月二十一日  
但シ七月ハ二十六日  
月 三日以内  
十二月三十日ヨリ翌年一月三日迄

【大例一三號】



所役區	局			
	屠場		家畜市場	
區役所	職	職	職	職
使給	夫	員	夫	員
丁仕	市役所給仕ニ同シ			
	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄
	午前六時三十分ヨリ	午後四時三十分迄	午後四時三十分迄	午後五時三十分ヨリ
	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	大祭 祝日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄
	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄
	午前六時三十分ヨリ	午後四時三十分迄	午後四時三十分迄	午後五時三十分ヨリ
	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	大祭 祝日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄
	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄
	午前六時三十分ヨリ	午後四時三十分迄	午後四時三十分迄	午後五時三十分ヨリ
	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	大祭 祝日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄
	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄	五月三十一日ヨリ迄
	午前六時三十分ヨリ	午後四時三十分迄	午後四時三十分迄	午後五時三十分ヨリ
	右ニ同シ	右ニ同シ	右ニ同シ	大祭 祝日 十二月二十九日ヨリ翌年一月三日迄

事務ニ従事スル備員ハ本表ノ適用ニ對シテハ雇員ノ例ニ依ル

〔大例一三號〕

特別公休附與規程

制定 昭一、三、一二 連 三七  
最近改正 昭一五、七、一七 連 二七〇

特別公休附與規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

特別公休附與規程

第一條 吏員、雇員及備員扶助規程ノ適用ヲ受ケサル常備ノ備員（電氣局勤務ノ吏員及雇員ヲ除ク）ニシテ屋外勤務者（之ニ準スル勤務ニ服スル者ヲ含ム）毎年七月二十一日ヨリ八月末日ニ至ル間ニ於テ午前八時以前ヨリ午後二時半以後ニ互リ勤務ニ服スル者ニ對シテハ左ノ區分ニ依リ特別公休ヲ與フ

- 一 全期間勤務ヲ命セラレタル者 三日
  - 皆勤者 三日
  - 缺勤三日以内ノ者 二日
  - 同 五日以内ノ者 一日
  - 二 二十日以上勤務ヲ命セラレタル者 一日
  - 皆勤者 一日
  - 缺勤三日以内ノ者 一日
- 第二條 遲參早退ハ三回ヲ以テ缺勤一日ト看做シ端數ヲ生スル下キハ二回ハ之ヲ繰上ケ缺勤一日トシ一回ハ之ヲ切捨テ前條ノ日數ヲ定ム
- 第三條 本期間中ニ於ケル公傷病ニ因ル休業、兵役、公休、休暇、忌引及父母祭日ヲ通算シテ二十日ヲ超ユルトキハ其ノ超過日數ハ本規程ノ適用ニ付テハ之ヲ缺勤ト看做ス
- 第四條 本規程ニ依ル公休ハ集金獎勵金、從業員精勤手當ノ給與ヲ受ク

第六類 人事 第三章 勤務

ル者ニ對シテハ之ヲ與ヘス  
第五條 本規程ニ依ル公休ハ九月一日ヨリ翌年八月末日迄ノ間ニ於テ事務ノ繁閑ヲ計リ之ヲ與フルモノトス

〔大例一三號〕

吏員並雇員忌服規程

制定 昭二、二、一九 連 二二

市吏員並雇員忌服規程左ノ通相定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一條 本市吏員並雇員第二條第一項ニ掲クル親族ノ喪ニ遭ヒタルトキハ本規程ニ依リ忌服スヘシ

- 第二條 忌服期間左ノ如シ
- 一 實父母、養父母、繼父母、配偶者（内縁ヲ除ク） 七日間
  - 二 祖父母、曾祖父母、子、兄弟姉妹、伯叔父母 三日間
  - 三 高祖父母、孫 二日間
  - 四 曾孫、玄孫、甥姪、從兄弟姉妹 一日間
- 親族遠隔ノ地ニ於テ死亡シタル場合ニ於テハ其ノ死亡ノ日ヨリ死亡ノ事實ヲ聞知シタル日ノ前日迄ノ日數ヲ前項ノ期間ヨリ控除シタル期間トス
- 第一項第二號及第三號ニ該當スル者ニシテ戸籍外ノ者ナルトキ又ハ三歳未滿ノ幼児ナルトキハ子ニ在リテハ二日間其ノ他ノ者ニ在リテハ一日間トス
- 忌服重複スルトキハ忌服期間ハ其ノ重キニ從フ



第三條 忌服ノ日數ハ死亡ノ日(死亡ノ時刻午後ナルトキハ其ノ翌日)又

ハ死亡ノ事實ヲ聞知シタル日ヨリ之ヲ起算ス

第四條 第二條ノ忌服期間中ト雖左ノ各號ノ一ニ該當スル期間ハ忌服ス

ルヲ要セス

一 公務ノ爲旅行中ノトキ

二 病氣其ノ他ノ事故ニ因リ缺勤中ノトキ但シ親族ノ病氣看護ノ爲缺

勤中ノ者其ノ事由止ミタルトキハ此ノ限ニ在ラス

三 事務ノ都合ニ依リ除服出仕ヲ命セラレタルトキ

第五條 喪ニ遭ヒタル者ハ其ノ親族ノ續柄、姓名、年齢、生前ノ居所及

死亡ノ日時ヲ記載シ其ノ旨即日(第二條第二項ノ場合ニ在リテハ開知

シタルトキ直ニ)届出ツヘシ此ノ場合第二條第三項ニ該當スル者ナル

トキハ之ヲ附記スヘシ

附則

本規程施行ノ際現ニ忌服中ノ者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

傭員忌服規程

制定 昭六、三、二八 通三

最近改正 昭一五、七 通二九

昭和二年達第一三號市傭員忌服規程左ノ通改正シ昭和六年四月一日ヨリ

之ヲ施行ス

市傭員忌服規程

事務補助員、技術補助員、助手、給仕、使丁、補助電話交換手、補助看

護婦ノ忌服ニ關シテハ市吏員並雇員忌服規程ヲ準用ス但シ從業員(電氣

局現業員ヲ含ム)ニ付テハ別ニ定ムル所ニ依ル

附則

本規程施行ノ際現ニ忌服中ノ者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

附則 (昭一五、七 通二九)

本改正規定施行ノ際現ニ忌服中ノ者ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第四章 教習

事務講習會規程

制定 昭二、七、一 通一〇八

最近改正 昭一八、三 通一四三ノ四

昭和四年達第九一號事務講習會規程左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行

ス

事務講習會規程

第一條 本市職員ニ事務上必要ノ智識ヲ授クル爲市役所ニ事務講習會ヲ

設ク

第二條 事務講習會ニ左ノ職員ヲ置ク

會長

幹事

講師

書記

書記

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

若干人

第六類 人事 第四章 教習

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第五條 事務講習會ニ第一部、第二部及第三部ヲ置ク

第一部ニ於テハ市役所勤務事務職員ニ對シ必要ナル智識ヲ授ク

第二部ニ於テハ市役所勤務技術職員ニ對シ必要ナル智識ヲ授ク

第三部ニ於テハ區役所勤務職員ニ對シ必要ナル智識ヲ授ク

前四項ノ外特殊科目ニ付隨時講習會、見學會、實習會等ヲ開催スルコ

トアルヘシ此ノ場合ニ於テハ第六條乃至第十一條ノ規定ハ之ヲ適用セ

ス

第六條 講習會ハ毎年一回以上之ヲ開催ス

第七條 講習生ノ定員ハ毎回各部ヲ通シ三百人以内トス

第八條 講習生ハ吏員及雇員中ヨリ市長之ヲ命ス但シ左ノ各號ノ一ニ該

當スル者ハ之ヲ除ク

一 主事、技師、視學又ハ之等ノ者ト同等以上ノ身分ヲ有スル者及保

長、主任又ハ之等ノ者ト同等以上ノ地位ニ在ル者

二 學藝員、教護員、研究員、醫員、藥劑員、看護婦長、助産婦長、

船長、機關長、機關士、樂手(以上吏員)

臨時醫員、臨時藥劑員、臨時船長、臨時機關長、臨時機關士、水道

點檢員、監視員、守衛、集金員、自動車運轉士、機關手、保姆、看

護婦、助産婦、電話交換手其ノ他之ニ準スヘキ者

三 採用後三月ニ滿タサル者

四 本規程ニ依ル講習ヲ受ケ修業證書ヲ授與セラレタル者

五 其ノ他市長ニ於テ本講習ヲ受クルノ必要ナシト認ムル者

第九條 講習期間ハ一月以内トス但シ會長ニ於テ必要アリト認ムルトキ



ハ期間ヲ伸長スルコトアルヘシ  
第十條 講習科目左ノ如シ

第一	部	第二	部	第三	部
服	務	心	得	同	上
都	市	法	制	同	上
市	政	一	般	同	上
處	務	同	上	同	上
起	案	事	務	工	事
財	政	事	務	同	上
(大阪市政概要ヲ含ム)	同	上	同	同	上
會	計	事	務	勞	務
經	理	事	務	技	術
(國土、地方計畫ヲ含ム)	同	上	同	會	計
區	役	所	事	務	同
技	術	者	心	得	同
兵	隊	事	務	同	上
戶	籍	事	務	同	上
稅	務	事	務	同	上
市	民	課	事	務	同

前項ノ外修練會及課外講演ヲ爲スコトアルヘシ

病院附設看護婦養成所規程

制定 昭一、三、一(告示一八四)  
最近改正 昭一八、四、一(告示一三九)

大阪市立病院附設看護婦養成所規程左ノ通相定メ昭和十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立病院附設看護婦養成所規程

第一條 本市立病院附設看護婦養成所ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ看護婦ヲ養成ス

第二條 看護婦養成所(以下所ト稱ス)ヲ附設スル病院左ノ如シ

- 市民病院
- 桃山病院
- 少年保養所
- 電氣局病院

第三條 所ニ所長ヲ置キ病院長ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所長必要ト認ムルトキハ市長ノ承認ヲ受ケ前條第二項ノ規定ニ依リ職員以外ノ者ニ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第五條 生徒ノ定員ハ一所ニ付一學年五十人以内トス

第六條 生徒志願者ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

- 一 國民學校高等科卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者
- 二 二十年以下ノ者但シ少年保養所附設ノモノニ在リテハ二十五年以下トス
- 三 獨身ニシテ家事ニ支障ヲ來ス虞ナキ者
- 四 體格強健、性質溫順、志操堅固ニシテ操行善良ナル者

第六類 人事 第四章 教習

第十一條 講習ヲ終リタルトキハ試験ヲ行ヒ其ノ合格者ニ修業證書ヲ授與ス但シ講習日數ノ三分ノ一以上缺席シタル者ハ試験ヲ受クルコトヲ得ス

前項試験ノ科目ハ講習科目中ヨリ會長之ヲ選定ス

第十二條 講習生ニシテ職員ノ體面ヲ汚シ、規律ヲ紊シ其ノ他不都合ノ所爲アリタル者又ハ修業ノ見込ナシト認ムル者ハ出席ヲ停止スルコトアルヘシ

第十三條 講師事故ニ因リ出席スルコト能ハサルトキハ其ノ旨幹事ニ届出ツヘシ豫メ指定シタル臨時講師ヲシテ出席セシムル場合ト雖亦同シ

第十四條 講習生ハ始業前出席簿ニ捺印スヘシ始業時限ニ遅レタルトキハ遲參簿ニ捺印スヘシ

第十五條 講習生早退セントスルトキハ其ノ旨係員ニ届出ツヘシ無斷早退シタルトキハ爾後ノ出席ヲ停止スルコトアルヘシ

第十六條 遲參及早退ハ之ヲ通シ三回ヲ以テ缺席一日ト看做ス

第十七條 講習時限、授業時間割、會場、修業試験其ノ他講習ニ關シ必至要ナル事項ハ會長之ヲ定ム

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕

第七條 生徒志願者ハ第一號様式ニ依リ願書ニ自筆履歷書及戶籍謄本ヲ添ヘ所長ニ提出シ手数料條例所定ノ手数料ヲ納付スヘシ

第八條 生徒志願者ニ對シテハ左ノ試験ヲ行フ但シ高等女學校又ハ之ト同等以上ノ學校卒業者ニ對シテハ學科試験ヲ省略スルコトヲ得

- 一 體格検査
- 二 學科試験
- 三 口頭試問

第九條 前條ノ規定ニ依リ試験ニ合格シ入所ヲ許可セラレタル者ハ第二號様式ニ依リ誓約書ニ保證人二人(中一人ハ保護者)連署ノ上所長ニ提出スヘシ

第十條 修業年限ハ二年トシ之ヲ二學年ニ分チ各學年ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ二學期ニ分ツ

- 第一部 前學期 四月一日ヨリ九月三十日迄
- 後學期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄
- 第二部 前學期 十月一日ヨリ翌年三月三十一日迄
- 後學期 四月一日ヨリ九月三十日迄

第二部ハ第一部ノ生徒ニ著シク缺員ヲ生シ市長必要ト認ムル場合ニ之



ヲ置ク

第十一條 學科課程及每週教授時數ハ別表ニ之ヲ定ム但シ所長必要アリト認ムルトキハ每週教授時數ハ之ヲ伸長スルコトヲ得

第十二條 休日左ノ如シ但シ休日ト雖實習ヲ命スルコトアルヘシ

一 大祭祝日

二 日曜日

三 地久節

四 春季休業

五 夏季休業

六 秋季休業

七 冬季休業

春季休業ハ第一節生徒ニ、秋季休業ハ第二節生徒ニ限リ之ヲ行フ

第十三條 生徒ハ修業中其ノ他ノ職員及病院職員ノ命ニ從フヘシ

第十四條 生徒疾病其ノ他已ムテ得サル事由ニ依リ缺席セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十五條 生徒ハ病院內ニ寄宿シ外泊スルコトヲ得ス

生徒已ムテ得サル事情ノ爲外泊セントスルトキハ保護者又ハ保證人連署ノ上届出テ許可ヲ受クヘシ但シ特別ノ事由アル者ハ所長ノ認定ニ依リ保護者又ハ保證人ノ連署ヲ要セス

第十六條 生徒ニハ被服及毎月三十圓以内ノ修學費ヲ貸與スルコトアルヘシ

第十七條 生徒ハ中途退學スルコトヲ得ス但シ疾病其ノ他已ムテ得サル

事由アルトキハ保護者及保證人連署ノ上所長ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

一 操行不良ニシテ風紀ヲ紊シ又ハ其ノ虞アル者

二 傷疾疾病等ノ爲缺席三月以上ニ及フモ仍治愈ノ見込ナキモノ

三 學業修得ノ見込ナキ者

四 將來看護婦ノ業務ニ從事スルヲ不適當ト認ムル者

五 本規程ニ違反スル者

第十九條 生徒一年ヲ通シ授業時數ノ三分ノ一以上缺席シタルトキハ進級又ハ卒業セシメス

第二十條 試験ハ每學期ノ終ニ於テ其ノ學期中履修シタル學科ノ分類科目ニ付之ヲ行フ

第二十一條 各學科目ノ成績ハ百點ヲ以テ滿點トシ各學科目ニ付四十點以上、平均點ニ於テ六十點以上ヲ得タル者ヲ及第トス

學年成績ハ前後二學期ノ平均點ヲ以テ卒業成績ハ各學年成績ノ平均點ヲ以テス

第二十二條 生徒疾病其ノ他已ムテ得サル事由ニ依リ第二十條ノ規定ニ依リ試験ヲ受クルコト能ハサルトキハ平素ノ學力、操行ヲ斟酌シ追試ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第二十三條 二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ第三號様式ノ卒業證書ヲ授與ス

第二十四條 卒業者本市看護婦トシテ一年以上在職シタルトキハ第十六條ニ依リ貸與金ノ辨濟義務ヲ免除ス

卒業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貸與金辨濟ノ義務ヲ免シ又ハ其ノ額ヲ減スルコトアルヘシ

一 傷疾疾病等ノ爲勤務ニ堪ヘスト認ムルトキ

二 在職一年未滿ト雖事務ノ都合ニ依リ解職シタルトキ

第二十五條 第十六條ノ規定ニ依リ修學費ノ貸與ヲ受クル者第十八條ノ規定ニ依リ退所ヲ命セラレタルトキハ在所中ノ貸與額ヲ、前條第二項各號ノ事項以外ノ事由ニ依リ一年未滿ニテ退職シタルトキハ在職日數ニ應シ貸與額ヲ辨濟セシムルコトアルヘシ

第二十六條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

附則

左ノ規程ハ之ヲ廢止ス

大正四年大阪市告示第二十一號桃山病院看護婦見習規程

大正十二年大阪市告示第二十三號刀根山療養所看護婦見習規程

大正十三年大阪市告示第八十三號電氣局病院看護婦見習規程

昭和五年大阪市告示第八十九號市民病院看護婦養成規程

別表

學科課程表

第一學年

學科	科目	前學期	後學期
修身	普通學	一	一
普通	看護學	六	六
一般	看護學	三	三
解剖學	大意	二	一

事由アルトキハ保護者及保證人連署ノ上所長ニ届出テ許可ヲ受クヘシ

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

一 操行不良ニシテ風紀ヲ紊シ又ハ其ノ虞アル者

二 傷疾疾病等ノ爲缺席三月以上ニ及フモ仍治愈ノ見込ナキモノ

三 學業修得ノ見込ナキ者

四 將來看護婦ノ業務ニ從事スルヲ不適當ト認ムル者

五 本規程ニ違反スル者

第十九條 生徒一年ヲ通シ授業時數ノ三分ノ一以上缺席シタルトキハ進級又ハ卒業セシメス

第二十條 試験ハ每學期ノ終ニ於テ其ノ學期中履修シタル學科ノ分類科目ニ付之ヲ行フ

第二十一條 各學科目ノ成績ハ百點ヲ以テ滿點トシ各學科目ニ付四十點以上、平均點ニ於テ六十點以上ヲ得タル者ヲ及第トス

學年成績ハ前後二學期ノ平均點ヲ以テ卒業成績ハ各學年成績ノ平均點ヲ以テス

第二十二條 生徒疾病其ノ他已ムテ得サル事由ニ依リ第二十條ノ規定ニ依リ試験ヲ受クルコト能ハサルトキハ平素ノ學力、操行ヲ斟酌シ追試ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第二十三條 二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ第三號様式ノ卒業證書ヲ授與ス

第二十四條 卒業者本市看護婦トシテ一年以上在職シタルトキハ第十六條ニ依リ貸與金ノ辨濟義務ヲ免除ス

卒業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ貸與金辨濟ノ義務ヲ免シ又ハ其ノ額ヲ減スルコトアルヘシ

一 傷疾疾病等ノ爲勤務ニ堪ヘスト認ムルトキ

二 在職一年未滿ト雖事務ノ都合ニ依リ解職シタルトキ

第二十五條 第十六條ノ規定ニ依リ修學費ノ貸與ヲ受クル者第十八條ノ規定ニ依リ退所ヲ命セラレタルトキハ在所中ノ貸與額ヲ、前條第二項各號ノ事項以外ノ事由ニ依リ一年未滿ニテ退職シタルトキハ在職日數ニ應シ貸與額ヲ辨濟セシムルコトアルヘシ

第二十六條 本規程施行ニ關シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

附則

左ノ規程ハ之ヲ廢止ス

大正四年大阪市告示第二十一號桃山病院看護婦見習規程

大正十二年大阪市告示第二十三號刀根山療養所看護婦見習規程

大正十三年大阪市告示第八十三號電氣局病院看護婦見習規程

昭和五年大阪市告示第八十九號市民病院看護婦養成規程

別表

學科課程表

第二學年

學科	科目	前學期	後學期
修身	普通學	一	一
普通	看護學	二	二
食品	營養學	一	一
一般看護學	(但シ桃山病院看護婦養成所ニ在リテハ前學期ノ二時間ノミトス)	二	二
普通病及其ノ看護法		二	一
治療	介紹	二	一
藥物學	大意	一	一
救急處置		一	一

【大例一三號】

【大例一三號】



手術介補及器械學	理學診療一般	マツサ一ジ	保健事業一般	看護婦ニ關スル法規大要
一	一	一	一	一

第一號様式

志願書

私儀今般貴院附設看護婦養成所生徒志願ニ付御試験ノ上入所許可相成度別紙自筆履歷書(寫眞添付)並戸籍謄本相添此段奉願候也

年月日

本籍

現住所

戸主ノ職業及續柄 何

年月日生

某團

右者性質從順品行方正ニシテ會テ不都合ノ所爲ナキヲ保證候也

年月日

本籍

現住所

職業及志願者トノ關係(父兄)

保證人 何

年月日生

某團

現住所

本人トノ關係及職業

保證人 氏

年月日生

名印

大阪市立 病院附設看護婦養成所長殿

右何某未成年ニ付前記誓約ニ拙者同意致候也

昭和 年月日

法定代理人 氏

名印

(注意 保證人ハ志願書ノ保證人ト同一人タルコト)

第三號様式

卒業證書

府縣 何

某

年月日生

右ノ者大阪市立 病院附設看護婦養成所所定ノ學科ヲ修メ其ノ業ヲ

卒ヘタリ仍テ之ヲ證ス

年月日

大阪市立 病院附設看護婦養成所長

氏

名印

病院及産院附設助産婦養成所規則

制定 昭一、三、二 告示一八〇  
最近改正 昭一八、一〇 規則二四

大阪市立病院及産院附設助産婦養成所規程左ノ通相定メ昭和十一年四月

第六類 人事 第四章 教習

第二號様式

誓約書

今般貴所ニ入所許可相成候ニ付テハ汝々修學シ諸規則並御指示事項ヲ遵守可申ハ勿論在所中何某ニ關スル一切ノ事件ハ保證人ニ於テ連帶處辨シ貴所ニ御迷惑相掛申聞敷茲ニ保證人連署ヲ以テ誓約候也

昭和 年月日

本籍

現住所

戸主ノ職業及續柄 生徒 氏

年月日生

名印

本籍

現住所

本人トノ關係及職業(父兄)

保證人 氏

名印

本籍

現住所

年月日生

某團

一日ヨリ之ヲ施行ス

大阪市立病院及産院附設助産婦養成所規則

第一條 本市立病院及産院(以下病院ト稱ス)附設ノ助産婦養成所ハ本規則ノ定ムル所ニ依リ助産婦ヲ養成ス

第二條 助産婦養成所(以下所ト稱ス)ヲ附設スル病院左ノ如シ  
市立病院  
扇町産院

第三條 所ニ所長ヲ置キ扇町産院ニ在リテハ保健局長、病院ニ在リテハ

病院長ヲ以テ之ニ充ツ

第四條 所屬職員ハ保健局長ハ病院職員中ヨリ所長之ヲ命ス

第五條 講師ハ市吏員中ヨリ市長之ヲ命ス但シ市長必要ト認ムルトキハ

市吏員外ノ者ニ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第六條 生徒ノ定員ハ一所ニ付一學年五十人以内トス

第七條 生徒志願者ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

一 國民學校高等科卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スト認ムル者

二 二十四年以上ノ獨身者

三 體格強健、性質溫順、志操堅固ニシテ操行善良ナル者

第七條 生徒志願者ハ第一號様式ニ依ル願書ニ自筆履歷書及戸籍謄本ヲ

添付シ所長ニ提出スヘシ

第八條 生徒志願者ニ對シテハ左ノ試験ヲ行フ但シ高等女學校又ハ之ト

同等以上ノ學校卒業者ニ對シテハ學科試験ヲ省略スルコトヲ得

一 體格検査

二 學科試験

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕



國語  
算術  
三 口頭試問

第九條 前條ノ規定ニ依ル試験ニ合格シ入所ヲ許可セラレタル者ハ第二號様式ニ依ル誓約書ニ保證人二人(中一人ハ保護者)連署ノ上所長ニ提出スヘシ

前項ノ規定ニ依ル保證人ノ中一人ハ本市住民タルコトヲ要ス

第十條 修業年限ハ二年トシ之ヲ二學年ニ分ツ

學年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第十一條 學科課程及毎週教授時數ハ別表ニ之ヲ定ム但シ所長必要アリト認ムルトキハ毎週教授時數ヲ伸長スルコトヲ得

第十二條 休日左ノ如シ但シ休日ト雖實習ヲ命スルコトアルヘシ

一 大祭祝日

二 日曜日

三 地欠節

四 春季休業 三月二十八日ヨリ四月三日迄

五 夏季休業 八月一日ヨリ八月三十一日迄

六 冬季休業 十二月二十五日ヨリ翌年一月七日迄

第十三條 生徒ハ修業中所長其ノ他ノ職員及病院職員ノ命ニ從フベシ

第十四條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ缺席セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ

第十五條 生徒ハ通學スルモノトス但シ所長必要アリト認ムルトキハ病

院内ニ寄宿セシムルコトアルヘシ

第十六條 生徒ニシテ在所中成績良好ナル者ハ寄宿舎ニ入舎セシムルコトアルヘシ

第十七條 前條ニ該當スル者ニハ被服及毎月三十圓以内ノ修學費ヲ貸與ス

第十八條 生徒ハ中途退學スルコトヲ得ス但シ疾病其ノ他已ムヲ得サル事由アルトキハ保護者及保證人連署ノ上所長ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十九條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ退學ヲ命スルコトアルヘシ

一 操行不良ニシテ風紀ヲ紊シ又ハ其ノ虞アル者

二 傷疾疾病等ノ爲缺席三月以上ニ及フ者

三 學業修得ノ見込ナキ者

四 本規則ニ違反シタル者

第二十條 生徒一年ヲ通シ授業時數ノ三分ノ一以上缺席シタルトキハ進級又ハ卒業セシメス

第二十一條 試験ハ各學年ノ終ニ於テ其ノ學年中履修シタル學科目ニ付之ヲ行フ

第二十二條 各學科目成績ハ百點ヲ以テ滿點トシ各學科目ニ付四十點以上、平均點ニ於テ六十點以上ヲ得タル者ヲ及第トシ各學年成績ノ平均點ヲ以テ卒業成績トス

第二十三條 生徒疾病其ノ他已ムヲ得サル事由ニ依リ第二十一條ノ規定ニ依ル試験ヲ受クルコト能ハサルトキハ平素ノ學力操行ヲ斟酌シ追試験ヲ受ケシムルコトアルヘシ

第二十四條 二學年ノ課程ヲ修了シタル者ニ對シテハ第三號様式ノ卒業

證書ヲ授與ス

第二十五條 卒業者本市助産婦トシテ一年以上在職シタルトキハ第十七條ニ依ル貸與金ノ辨濟義務ヲ免除ス

卒業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ其ノ貸與金辨濟ノ義務ヲ免シ又ハ其ノ額ヲ減スルコトアルヘシ

一 傷疾疾病等ノ爲勤務ニ堪ヘスト認ムルトキ

二 在職一年未滿ト雖事務ノ都合ニ依リ解職シタルトキ

第二十六條 第十七條ノ規定ニ依リ修學費ノ貸與ヲ受クル者第十九條ノ規定ニ依リ退所ヲ命セラレタルトキハ在所中ノ貸與額ヲ、前條第二項各號ノ事項以外ノ事由ニ依リ一年未滿ニテ退職シタルトキハ在職日數ニ應シ貸與金ヲ辨濟セシムルコトアルヘシ

第二十七條 本規則施行ニ關シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

附則

大正十年大阪市告示第五十五號大阪市立産院附屬産婆養成所規則施行細則及昭和二年大阪市告示第六十六號大阪市立市民病院産婆養成所規程ハ之ヲ廢止ス

別表

學科	科目	每週教授時數	
		第一學年	第二學年
修身		一	一
生理學大意		一	一
解剖學大意		一	一

第一號様式

志願書  
附設助産婦養成所生徒志願ニ付試験ノ上第一學年生徒ニ入所許

一般衛生學	一		
一般看護學	一		
治療介補	一	妊娠、分娩、產褥ノ正規經過及其ノ取扱法	妊娠、分娩、產褥ノ異常經過及其ノ取扱法
産婆學	一	不定時	不定時
小兒衛生	一		
生兒ノ狀況及其ノ取扱法	一	不定時	不定時
生兒及妊産婦ノ疾病及其ノ看護法	二		
疾病ノ豫防	一		
榮養及實習	一		
消毒方法	一		
模、型、演、習	一		
産科臨床演習	一	不定時	不定時
救急法大意	一		
産婆ニ關スル現行法規ノ大意	一		

〔大例一三號〕

〔大例一三號〕



第六類 人事 第四章 教習

可相成度別紙履歷書及戶籍謄本相添此段相願候也  
年月日

本籍 本人 氏 名  
住所 本人 氏 名  
年月日生 名

戸主(親權者) 氏 名  
年月日生 名

大阪府立 附設助産婦養成所長 氏 名

第二號様式

三錢收 誓約書 入印紙

何 某

附設助産婦養成所生徒ニ入所許可相成候上ハ諸規則ヲ堅ク相守  
リ可申ハ勿論在所中何某ニ關スル一切ノ事件ハ保證人ニ於テ連帶處辨  
シ貴所ニ御迷惑相掛申間敷候此段保證人連署ヲ以テ誓約致候也  
年月日

本籍(戸主トノ續柄) 何 某  
住所 本人 何 某  
本籍(父兄父ハ親族) 年月日生 某

第三號様式  
大阪府立 附設助産婦養成所長 殿

住所 本人 何 某  
保證人 何 某  
住所(大阪府住民ニ限ル) 何 某  
年月日生 某

養成所 卒業證書 公印

何府縣 氏 名

右ハ大阪府立 附設助産婦養成所所定ノ學科課程ヲ修メ其ノ業ヲ卒  
ヘタリ仍テ之ヲ證ス  
年月日  
大阪府立 附設助産婦養成所長 氏 名

保健婦養成所規程

制定昭一七、五、二八告示二七  
大阪府立保健婦養成所規程左ノ通相定メ昭和十七年六月二日ヨリ之ヲ施  
【大例一三號】

行ス

大阪市立保健婦養成所規程

第一章 總則

第一條 本所ハ私立保健婦學校保健婦講習所指定規則第四條ノ定ムル所  
ニ依リ看護婦タル資格ヲ有スル者ニ對シ保健婦トシテ必要ナル知識技  
能ヲ授ケ且其ノ徳性ヲ涵養スルヲ以テ目的トス

第二條 本所ニ所長ヲ置キ所長ハ保健局長ヲ以テ之ニ充ツ

第三條 講師ハ市吏員中ヨリ市長之ヲ命ス但シ市長必要ト認ムルトキハ  
市吏員以外ノ者ニ講師ヲ囑託スルコトヲ得

第四條 講習生ノ定員ハ五十人以内トス

第五條 講習期間ハ六月トス

第二章 講習期間及休業日

第六條 講習ハ四月一日ニ始マリ九月三十日ニ終ル

第七條 講習ヲ分テ學科及臨地訓練トシ講習期ヲ左表ノ通トス

學科	自四月一日至六月三十日
臨地訓練	自七月一日至九月三十日

第八條 休業日左ノ如シ但シ休業日ト雖モ見學又ハ實習ヲ命スルコトア  
ルヘシ

一 大祭祝日

二 日曜日

第三章 學科目、教授時數、臨地訓練及臨地訓練日數

第九條 學科目、教授時數及臨地訓練日數ハ別表ニ之ヲ定ム

第六類 人事 第四章 教習

第十條 臨地訓練ハ本所指定ノ保健所ニ於テ之ヲ行フ

第四章 入學、退學及賞罰

第十一條 本所ニ入所スルコトヲ得ル者ハ年齢十八年以上ノ女子ニシテ  
看護婦タル資格ヲ有シ所定ノ入所試験ニ合格シタル者ナルコトヲ要ス

第十二條 入所志願者ハ第一號様式ノ願書ニ自筆履歷書、看護婦免許狀  
寫(或ハ卒業證書寫)、寫眞及戶籍謄本ヲ添付スヘシ

第十三條 入所者ニ對シテハ左ノ試験ヲ行フ

一 體格検査

二 學科試験

三 口頭試験

第十四條 前條ノ規定ニ依ル試験ニ合格シ入所ヲ許可セラレタル者ハ第  
二號様式ニ依ル誓約書ニ保證人連署ノ上七日以内ニ所長ニ提出スヘシ

第十五條 保證人ハ父兄父ハ之ニ代リテ身元引受ノ責ニ任スヘキ者二人  
トス但シ一人ハ大阪府若ハ其ノ附近ニ居住シ本所ニ於テ適當ト認ムル  
者タルコトヲ要ス

第十六條 保證人轉居、改氏名等ヲ爲シタル場合ハ直ニ其ノ旨届出ツヘ  
シ

第十七條 講習生疾病其ノ他已ムテ得サル事故ニ因リ缺席セントスルト  
キハ豫メ其ノ事由ヲ具シ届出ツヘシ但シ缺席七日以上ニ及ブ虞アルト  
キハ其ノ理由ヲ具シ(疾病ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ添ヘ)届出ツヘシ

第十八條 講習生疾病其ノ他已ムテ得サル事故ニ由リ退所セントスルト  
キハ保證人連署ノ上其ノ事由ヲ詳具シ(疾病ノ場合ハ醫師ノ診斷書ヲ  
添ヘ)所長ノ許可ヲ受クヘシ